

# 平成 30 年度上越市同和对策等審議会 次第

日時：2018 年 10 月 25 日（木）午後 2 時～

場所：市役所木田庁舎 4 階 401 会議室

1 開会

2 委員紹介

3 挨拶

4 会長・副会長の選任

5 関係課紹介

6 議事

(1) 第 4 次人権総合計画実施計画について

(2) その他

7 閉会

上越市第4次人権総合計画 実施計画における2018(H30)年度実施事業の目標達成状況【総括表】

| 施策の目標                   | 目的達成のための施策               | 事業数 ※Dは含まない |     |     |     | A:計画達成 |       | B:計画をほぼ達成(80%程度) |      | C:計画未達成 |      | D:事業なし |     | 達成(A、B)の割合<br>※Dは除く |
|-------------------------|--------------------------|-------------|-----|-----|-----|--------|-------|------------------|------|---------|------|--------|-----|---------------------|
|                         |                          | H29         |     | H30 |     | H29    | H30   | H29              | H30  | H29     | H30  | H29    | H30 |                     |
|                         |                          |             | 合計  |     | 合計  |        |       |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第2章 人権を守る取組             | 第1節 個人情報の保護              | 6           | 12  | 6   | 12  | 6      | 6     |                  |      |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権侵害の救済に向けて          | 6           |     | 6   |     | 6      | 6     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決    | 第1節 人権擁護の確立目的達成のための施策    | 5           | 50  | 6   | 52  | 5      | 5     |                  | 1    |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 31          |     | 31  |     | 30     | 27    | 1                | 4    |         |      | 1      | 1   |                     |
|                         | 第3節 社会参画の推進              | 8           |     | 8   |     | 8      | 7     |                  | 1    |         |      |        |     |                     |
|                         | 第4節 雇用の促進、産業の振興          | 4           |     | 4   |     | 4      | 4     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第5節 社会福祉の充実              | 1           |     | 1   |     | 1      | 1     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第6節 生活環境の改善              | 1           |     | 2   |     | 1      | 2     |                  |      |         |      | 1      |     |                     |
| 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現   | 第1節 人権擁護の確立              | 6           | 48  | 6   | 49  | 6      | 5     |                  | 1    |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 11          |     | 11  |     | 11     | 10    |                  | 1    |         |      |        |     |                     |
|                         | 第3節 社会参加の推進              | 20          |     | 20  |     | 20     | 20    |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第4節 雇用の促進・産業の振興          | 8           |     | 9   |     | 8      | 9     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第5節 社会福祉の充実              | 3           |     | 3   |     | 3      | 3     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第5章 男女共同参画社会の実現         | 第1節 人権擁護の確立              | 7           | 29  | 7   | 29  | 7      | 6     |                  | 1    |         |      |        |     | 96.6%               |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 5           |     | 5   |     | 5      | 5     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第3節 社会参加の推進              | 4           |     | 4   |     | 3      | 3     |                  |      | 1       | 1    |        |     |                     |
|                         | 第4節 職業の安定と雇用の促進          | 7           |     | 7   |     | 7      | 7     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第5節 社会福祉の充実              | 6           |     | 6   |     | 6      | 6     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第6章 外国人市民の人権保障の実現       | 第1節 人権保障の実現              | 2           | 26  | 2   | 26  | 2      | 2     |                  |      |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 15          |     | 15  |     | 15     | 15    |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第3節 社会参画の推進              | 7           |     | 7   |     | 7      | 7     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第4節 職業の安定と雇用の促進          | 2           |     | 2   |     | 2      | 2     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実 | 第1節 人権擁護の確立              | 5           | 24  | 5   | 24  | 5      | 4     |                  | 1    |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 7           |     | 7   |     | 7      | 6     |                  | 1    |         |      |        |     |                     |
|                         | 第3節 社会参加の推進              | 6           |     | 6   |     | 5      | 5     | 1                | 1    |         |      |        |     |                     |
|                         | 第4節 社会福祉の充実              | 6           |     | 6   |     | 6      | 6     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第8章 子どもの人権の確保           | 第1節 人権擁護の確立              | 17          | 65  | 17  | 65  | 17     | 17    |                  |      |         | 1    | 1      |     | 100.0%              |
|                         | 第2節 人権教育・啓発の推進           | 13          |     | 13  |     | 13     | 12    |                  | 1    |         |      |        |     |                     |
|                         | 第3節 社会参加の推進              | 13          |     | 13  |     | 13     | 13    |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 第4節 社会福祉の充実              | 22          |     | 22  |     | 22     | 22    |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 第9章 様々な人権問題への対応         | 1 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別  | 4           | 28  | 4   | 28  | 4      | 4     |                  |      |         |      |        |     | 100.0%              |
|                         | 2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別   | 3           |     | 3   |     | 3      | 3     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 3 難病患者に対する偏見や差別          | 3           |     | 3   |     | 3      | 3     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 4 犯罪被害を受けた人への人権侵害        | 2           |     | 2   |     | 2      | 2     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別    | 4           |     | 4   |     | 4      | 4     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別 | 4           |     | 4   |     | 4      | 4     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 7 インターネットによる人権侵害         | 4           |     | 4   |     | 4      | 4     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 8 北朝鮮当局による拉致問題           | 2           |     | 2   |     | 2      | 2     |                  |      |         |      |        |     |                     |
|                         | 9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別       | 2           |     | 2   |     | 2      | 2     |                  |      |         |      |        |     |                     |
| 合 計                     |                          |             | 282 |     | 285 | 279    | 271   | 2                | 13   | 1       | 1    | 3      | 2   | —                   |
|                         |                          |             |     |     |     | 98.9%  | 95.1% | 0.7%             | 4.6% | 0.3%    | 0.4% |        |     | —                   |
|                         | (再掲を除く)                  |             | 187 |     | 190 | 185    | 186   | 1                | 3    | 1       | 1    | 3      | 2   | —                   |
|                         |                          |             |     |     |     | 98.9%  | 97.9% | 0.5%             | 1.6% | 0.5%    | 0.5% |        |     | —                   |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課   | 2017(H29)年度   |  |  | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性   | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|--|---|---|--|--|---|--|----|---|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  | 具体的な施策(目的)   |   | 事業計画  | 実施状況   | 評価   | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |   |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
|   |  |   |   |  |  |   |  |    |   |   |                 |
| <p>第1節 個人情報の保護</p> <p>自分の個人情報をコントロールする権利としての市民のプライバシーを保護する必要があります。そのため、市職員及び事業者が自らの責務として市民一人一人の基本的権利を保障しなくてはならないことを自覚し、必要最小限の範囲で適切に個人情報を取り扱うこととします。また、市民に対し個人情報の保護の大切さと本人通知制度の効果等を説明し、制度への登録を促します。</p>  |  |   |   |  |  |   |  |    |   |   |                 |
| 一   | (1) 上越市個人情報保護条例の適正な運用<br>市民の基本的権利の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。 | 総務管理課   | ・情報公開・個人情報保護制度等審議会<br>の開催(5回)   | ・情報公開・個人情報保護制度等審議会<br>を4回開催し、情報公開制度の適切な運用<br>と個人情報の適切な管理を行った。  | A  | ・情報公開・個人情報保護制度等審議会<br>の開催(5回)   | ・情報公開・個人情報保護制度等審議会<br>を4回開催し、情報公開制度の適切な運用<br>と個人情報の適切な管理を行った(9月<br>末現在、2回開催)。  | A  | 継続  | ・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催<br>(4回)   |                 |
|   |  | 総務管理課   | ・自己情報開示請求に対する開示   | ・請求件数87件<br>・決定に対する不服申立てはなかった。   | A  | ・自己情報開示請求に対する開示   | ・個人情報保護条例に基づき適正な開示<br>等を行った。<br>(9月末現在、請求件数102件)   | A  | 継続  | ・自己情報開示請求に対する開示   |                 |
|   | (2) 上越市情報公開条例の適正な運用<br>上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をします。  | 総務管理課   | ・公開請求に対する公開等に当たっての<br>個人情報保護への最大限の配慮の徹底   | ・請求件数229件<br>・決定に対する不服申立てはなかった。  | A  | ・公開請求に対する公開等に当たっての<br>個人情報保護への最大限の配慮の徹底   | ・情報公開条例に基づき個人情報の保護に<br>配慮した適正な公開等を行った。<br>(9月末現在、請求件数102件)   | A  | 継続  | ・公開請求に対する公開等に当たっての個人情報<br>保護への最大限の配慮の徹底   |                 |
|   | (3) 市職員の資質の向上<br>市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。                              | 総務管理課   | ・一般職員研修会の開催<br>・新規職員研修会の開催  | ・5月に新規職員研修会を、7月に各課等の<br>文書主任又は副任を対象に、12月に係<br>長級及び主任級の職員を対象に一般職<br>員研修会を実施した。  | A  | ・一般職員研修会の開催<br>・新規職員研修会の開催  | ・5月に新規職員研修会を、7月に各課等の<br>文書主任又は副任を対象に一般職員研<br>修会を実施した。12月に係長級及び主任級<br>の職員を対象に一般職員研修会を実施す<br>る予定である。   | A  | 継続  | ・一般職員研修会の開催<br>・新規職員研修会の開催  |                 |
|   | (4) 民間事業者に対する指導<br>事業者が保有する市民の個人情報が適正に取り扱われるよう啓発を進めるとともに、市民から問題提起がなされた場合は、調査及び検討を行的に確に実施します。                 | 総務管理課   | ・苦情の処理のあっせん、助言、指導<br>・関係法令の周知・苦情の受付   | ・適正な対応に努めた。<br>※6～8月に個人情報保護法の改正に<br>関する周知を行った。   | A  | ・苦情の処理のあっせん、助言、指導<br>・関係法令の周知・苦情の受付   | ・市ホームページにおいて個人情報保護<br>制度を周知した。<br>・適切な対応に努めた。  | A  | 継続  | ・苦情の処理のあっせん、助言、指導<br>・関係法令の周知・苦情の受付   |                 |
| (5) 戸籍謄本等の不正取得の防止<br>戸籍謄本等の不正取得を防止するため、戸籍法及び住民基本台帳法に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。   | 市民課  | ・なりすましや偽りの行為防止のため、本人<br>確認を適切かつ厳格に行い、申請内<br>容の厳格な審査の徹底<br>・本人通知制度の広報上越での周知<br>・毎月、住民票の写し等の発行履歴を確認<br>し、制度登録者へ通知 | ・本人確認を徹底し、申請・届出内容につ<br>いても厳格な審査を行い不正防止に努め<br>た。<br>・本人通知制度を広報上越等でも周知し、<br>登録者の増加を図った。(29年度未登録<br>者数:1,273人)<br>・住民票等の発行履歴を確認し、制度の<br>的確な運用を図った。 | A  | ・申請や届出時の本人確認の実施及び<br>適正な内容審査の徹底<br>・各種研修会におけるチラシ配布や広報<br>上越への掲載による制度の周知促進<br>・市職員への制度周知及び個別の登録<br>依頼の実施<br>・住民票等の発行履歴の確認による事前<br>登録者への通知(毎月実施)<br>・各種関係係会・会議での啓発 | ・本人確認を徹底し、申請・届出内容につ<br>いても厳格な審査を行い不正防止に努め<br>た。<br>・本人通知制度を広報上越等でも周知す<br>るとともに、市職員へ個別に依頼すること<br>により、登録者の増加を図った。(9月未<br>登録者数:1,397人)<br>・住民票等の発行履歴を確認し、制度の<br>的確な運用を図った。 | A  | 継続 | ・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査<br>の徹底<br>・各種研修会におけるチラシ配布や広報上越等<br>への掲載による制度の周知促進<br>・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実<br>施<br>・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者<br>への通知(毎月実施)<br>・各種セミナー・会議等での啓発 |   |                 |
| <p>第2節 人権侵害の救済に向けて</p> <p>人権侵害に係る相談に適切に対応するため、相談窓口の活用を周知するとともに、相談に対応する職員の資質や能力の向上に取り組みます。</p> <p>また、事案が発生した場合、被害者からの相談に適切に対応するとともに、関係機関や団体と連絡調整しながら救済を図ります。人権侵害された人の立場や心情を大切にしながら事実関係を調査し、加害者にはその行為が人を傷つける重大な人権侵害であることを理解させるために教育的指導を行うなど、問題の解決に取り組みます。</p> |  |   |   |  |  |   |  |    |   |   |                 |
| 一   | (1) 相談窓口の周知<br>新潟地方法務局上越支局や上越市人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について市民への周知を図ります。                      | 人権・同和対策室  | ・人権擁護委員協議会が特設人権相談<br>所を開設するための会場提供<br>・開催情報を広報上越と市ホームページ<br>で周知   | ・人権擁護委員協議会が特設人権相談<br>所を開設するための会場を提供した(31<br>回開催)。<br>・市民の相談に対応したほか、法務局の<br>相談などを紹介した。また、広報上越、市<br>ホームページで市民に相談窓口の活用<br>を周知した。  | A  | ・適切な相談対応と、人権擁護委員協議<br>会が開設する特設人権相談所や法務局<br>の相談窓口を広報上越と市ホームページ<br>で周知<br>・特設人権相談所を開設するための会場<br>提供(20回程度)   | ・市民の相談に対応したほか、人権擁護<br>委員協議会の特設人権相談所や法務局<br>の相談窓口を、広報上越や市ホームペ<br>ージで市民に周知した。<br>・特設人権相談所の会場を提供した(21<br>回開催)。  | A  | 継続  | ・市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委<br>員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓<br>口を、広報上越や市ホームページで市民に周知<br>・特設人権相談所の会場を提供(20回程度開催)             |                 |
|   | (2) 女性相談の実施と支援体制の整備<br>男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。                      | 男女共同参画推進センター  | ・女性相談事業<br>相談窓口を広報上越や情報紙等を活<br>用して周知<br>相談業務、出張相談、延長電話相談  | ・女性相談員3人を配置し、寄せられる<br>様々な相談に対し適切に対応すること<br>ができた。なお、女性相談と関係機関・関係<br>課等との連携や協力不足に起因する苦<br>情はなかった。<br>相談延べ件数:4,429件<br>相談実人員:251人<br>・女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、<br>データDVB防止リーフレットや大型パネル<br>を活用し、相談窓口を周知した。<br>・DV防内連絡会議を開催し、関係課間<br>で情報共有を図るとともに、連携と支援体<br>制を確認した。 | A  | ・女性相談事業<br>相談窓口を広報上越や情報紙等を活<br>用して周知<br>相談業務、出張相談、延長電話相談  | ・女性相談員3人を配置し、寄せられる<br>様々な相談に対し適切な対応ができてい<br>る。なお、女性相談と関係機関・関係課等<br>との連携や協力不足に起因する苦情は<br>寄せられていない。<br>相談延べ件数:5,000件<br>相談実人員:300人<br>・女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、<br>データDVB防止リーフレットや大型パネル<br>で相談窓口を周知した。<br>・DV防内連絡会議を1回開催し、関係課<br>間で情報共有を図るとともに、連携と支援<br>体制を確認した。 | A  | 継続  | ・女性相談事業<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>(毎週火曜日のみ電話相談のみ19:00まで延長)<br>出張相談(市内公的施設等)<br>・DV防内連絡会議の開催 |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

| 第4次人権総合計画での位置付け |  | 担当課              | 2017(H29)年度   |      |  | 2018(H30)年度 |      |   | 方向性 | 方向性の理由 | 2019(H31)年度     |
|-----------------|--|------------------|---|------|--|-------------|------|---|-----|--------|-----------------|
| 目的達成のための施策      |  |                  | 事業計画  | 実施状況 | 評価   | 事業計画        | 実施状況 | 評価  |     |        | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |  |                  |   |      |  |             |      |   |     |        | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 実施施策            |  |                  |   |      |  |             |      |   |     |        |                 |
| 一               | <p>(3) 障害のある人に対する相談支援体制の充実と虐待防止の取組</p> <p>障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、迅速かつ適切に対応できる相談体制を整えます。また、休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターと連携し24時間対応可能な相談窓口及び短期入所用居室（緊急一時預かり）を確保します。</p> | 福祉課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置</li> <li>基幹相談支援センターを核とした市内の相談支援体制の充実と、相談対応の継続</li> <li>あんしんコールセンターの設置</li> <li>休日夜間に緊急に支援が必要なケースへの対応の継続</li> </ul>   | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置</li> <li>市内の相談支援体制の強化と障害のある人等からの相談対応の継続</li> <li>あんしんコールセンターの設置</li> <li>休日夜間に緊急に支援を必要とするケース等への対応の継続</li> </ul> | A           | 継続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置(継続)</li> <li>あんしんコールセンターの設置(継続)</li> </ul> |     |        |                 |
|                 | <p>(4) 子育てに関する相談支援体制の充実と虐待防止の取組</p> <p>児童虐待を予防するため、乳幼児健診や子育てひろば、保育園等において子育てに関する相談と情報提供を行うことで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。また、保育園や小・中学校、地域と連携して虐待の早期発見に取り組むとともに、児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と協議して支援方針を決定し、児童相談所への送致や在宅支援等を行います。</p>                              | オニヤかむくらし包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯を支援した。</li> <li>専門職員2名、家庭相談員3名に加え保健師、保育士が児童虐待に関する相談業務にあたった。</li> <li>1年を通じて乳幼児健診に出向いたり、学校・保育園等を訪問し気になる子どもについて情報共有を行い、早期発見に取り組んだ。また必要に応じて関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの切れ目のない支援を行った。</li> </ul> | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応</li> </ul>   | A           | 継続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応</li> </ul>      |     |        |                 |
|                 | <p>(5) 外国人相談の体制整備</p> <p>外国人の人権に配慮し、日本人と違う悩みをもつ外国人の相談に応じるためには、専門的な知識をもち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、市を始め、関係機関や民間団体・組織の相談体制の整備と充実を図ります。</p>   | 共生まちづくり課         | <ul style="list-style-type: none"> <li>上越国際交流協会に委託して外国人相談業務を実施</li> <li>開設日：月、木曜日…13:00～17:00</li> <li>土曜日…9:00～13:00</li> <li>相談件数：347件</li> </ul>   | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>上越国際交流協会へ委託して外国人相談業務を実施</li> <li>開設日：月、木曜日…13:00～17:00</li> <li>土曜日…9:00～13:00</li> <li>相談件数：340件(見込)</li> </ul>              | A           | 継続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>上越国際交流協会へ委託して外国人相談業務を実施</li> </ul>                       |     |        |                 |
|                 | <p>(6) 地域包括支援センターの運営</p> <p>地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとして地域包括支援センターの機能の充実を図ります。</p>  | 高齢者支援課           | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延件数：51,000件</li> </ul>   | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延件数：60,000件</li> </ul>  | A           | 継続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターでの相談対応</li> <li>総合相談延件数：60,000件</li> </ul>     |     |        |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け   |          | 担当課   | 2017(H29)年度   |      |   | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度  |
|---|----------|---|---|------|---|--|---|----|-----|---|--|
| 目的達成のための施策  |          |   | 事業計画  | 実施状況 | 評価  | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案)  |
| 具体的な施策(目的)  |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| 実施施策  |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| 第1節 人権擁護の確立目的達成のための施策   |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| 1 部落差別事件への対応事業計画<br>差別事件の発生を未然に防ぐため、過去の差別事件を教訓として意識の風化を防ぐとともに、職員に対する人権・同和問題についての研修を行い、理解を深めることで組織に人権意識の浸透を図ります。また、市民アンケートで見られた市民の誤った認識が解消され、市民一人一人が、差別される痛みを受け止め、それを許さないと感じることができる人権感覚を身に付けることができるように啓発します。 |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| (1) 庁内関係課の連携<br>同和対策等推進会議など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組みとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。   | 人権・同和対策室 | ・歴史的な史料を所管する庁内関係課による連携会議の開催(6回)                                   | ・連携会議において、研修会の資料を活用して部落差別解消推進法や行政事例等についての理解を深めた。また、地域活動支援事業で市に古絵図の使用申請があった場合の対応などの確認を行った(6回開催)  | A    | ・連携会議を2か月に1回開催するとともに、6月までにガイドラインを見直し、古絵図等資料の取扱いについて、職員の意識の徹底を図る                             | ・連携会議において、年度内にガイドラインをまとめたほか、地域活動支援事業で古絵図の使用申請があった場合の対応や歴史博物館の展示などについて協議した(6回開催)。   | A   | 継続 |     | ・連携会議を2か月に1回開催(6回開催)<br>・ガイドラインに基づき、係長級研修において、古絵図等の取扱いを指導                                     |  |
| (2) 相談窓口の利用促進<br>新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について広報上越で市民に周知します。  | 人権・同和対策室 | (再)人権擁護委員協議会が特設人権相談所を開設するための会場提供<br>(再)開催情報を広報上越と市ホームページで周知       | (再)人権擁護委員協議会が特設人権相談所を開設するための会場を提供した(31回開催)。<br>(再)市民の相談に対応したほか、法務局の相談などを紹介した。また、広報上越、市ホームページで市民に相談窓口の活用を周知した。                         | A    | (再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知<br>(再)特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度) | (再)市民の相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口を、広報上越や市ホームページで市民に周知した。<br>(再)特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。                          | A   | 継続 |     | (再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口を、広報上越や市ホームページで市民に周知<br>(再)特設人権相談所の会場を提供(21回程度開催) |  |
| (3) 被差別部落の人々が持っている課題の把握<br>埋もれている問題を受け止めるなど被差別部落の人々も課題を把握するため、日頃から被差別部落の人々と交流を図ります。   | 人権・同和対策室 | ・部落解放同盟上越支部を月2回定期訪問して情報交換や課題を確認し、対応を検討<br>・イベント参加を通じた被差別部落の人々との交流 | ・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議、確認を行った。   | A    | ・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う  | ・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議、確認を行った。  | A   | 継続 |     | ・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議   |  |
| (4) 啓発活動の実施<br>市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。  | 人権・同和対策室 | ・広報上越での人権都市宣言の啓発(3回)<br>・地域人権懇談会の開催(1回)<br>・市民セミナーの開催(1回)         | ・広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発を図った。<br>・地域人権懇談会は10月に蒲川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>・市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。                    | A    | ・人権週間に合わせて、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>・地域人権懇談会の開催(5回)<br>・市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)        | ・広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>・地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に蒲川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>・LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。 | B   | 継続 |     | ・人権週間に合わせて、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>・地域人権懇談会の開催(5回)<br>・市民セミナーの開催(1回)                                |  |
|   | 歴史博物館    | ・リーフレットの配布と町内回覧板の作製、配布  | ・人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>・人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。 | A    | ・リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>・町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)                   | ・人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。  | A   | 継続 |     | ・リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部)<br>・町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)    |  |
|   |          |   |   |      |   | ・社会教育課、学校教育課、人権・同和対策室と協力して、啓発パンフレットを作成する。<br>・上記各課と協力し、歴史博物館での同和問題の研修等の利用を促進   | ・地域の歴史を正しく伝えるための展示工事を実施した(啓発文の掲示、上記リーフレットを配置)。<br>・関係各課と協力し、市内小中学校管理職、担当教諭の研修を7、8月に計6回開催した。 | A  | 継続  |   | ・人事異動で転入した教職員(管理職、担当教諭、新採用)を対象に、同和問題の研修会を開催<br>・希望する市内小中学校教職員向けの研修会を開催 |
| 第2節 人権教育・啓発の推進  |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| 1 市民への人権啓発<br>部落差別は被差別部落の人に問題があるのではなく、差別する側の偏見に起因する問題であることへの理解を図るとともに、「寝た子を起こすな」論を払拭するため、関係機関、団体と連携し、市民一人一人の人権尊重の意識を高める施策を総合的かつ計画的に推進します。   |          |   |   |      |   |  |   |    |     |   |  |
| (1) 市職員の資質の向上<br>市職員一人一人が同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるよう、計画的に職員研修を実施します。   | 人権・同和対策室 | ・新規採用職員、新任係長、区総合事務所人権担当職員、管理職員を対象とした研修会の開催                        | ・新規採用職員(5月12日)、係長職員(11月13日)、管理職員(8月7日)を対象として研修を実施した。  | A    | ・新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催  | ・新規採用職員(5月11日に開催し、49人が参加)、係長職員(6月26、29日に開催し、110人が参加)、所属長(7月18日に開催し、74人が参加)を実施した。   | A   | 継続 |     | ・新規採用職員(5月中旬)、係長職員(6月下旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会を開催  |  |
|   | 社会教育課    | ・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催                              | ・6月26日、27日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者92人)。   | A    | ・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催  | ・7月11日、12日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者148人)。   | A   | 継続 |     | ・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催  |  |
| (2) 関係機関、団体の活動支援<br>関係機関、団体等の職員に対し人権教育、同和教育の指導者として資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を開催します。  | 社会教育課    | ・教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>・講師派遣事業(要望により派遣)                       | ・教職員等を対象とした現地学習会を58回開催した(144団体が参加、受講者数2,007人)。<br>・講師派遣事業を2回開催した(受講者数496人)。   | A    | ・教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>・講師派遣事業(要望により派遣)   | ・教職員等を対象とした現地学習会を60回開催予定(9月末時点で51回開催し、2,006人参加)。<br>・講師派遣事業を3回開催予定(9月末時点で2回開催し、51人参加)。                                   | A   | 継続 |     | ・教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>・講師派遣事業(要望により派遣)   |  |
| (3) 市民意識調査の実施<br>人権・同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。  | 人権・同和対策室 | ・調査なし   | ・調査なし   | D    | ・調査なし   | ・調査なし  | D   | 継続 |     | ・調査なし(2020年度に実施予定)  |  |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課   | 2017(H29)年度   |      |  | 2018(H30)年度  |      |    | 方向性  | 方向性の理由 | 2019(H31)年度     |
|---|---|---|---|------|--|--|------|----|--|--------|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |   | 事業計画  | 実施状況 | 評価   | 事業計画   | 実施状況 | 評価 |  |        | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |   |   |      |  |  |      |    |  |        |                 |
| 実施施策  |   |   |   |      |  |  |      |    |  |        |                 |
| <p>(4)市民への啓発と支援</p> <p>市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。</p>  | 人権・同和对策室  | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)         | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。  | A    | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回) | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会を9月28日に坂倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。   | B    | 継続 | (再)人権週間に合わせ、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)  |        |                 |
|   |   | (再)広報上越や市ホームページで、部落差別解消推進法を啓発                                       | ・広報上越6月1日号や市ホームページ、FM上越、各種研修の場で法の啓発を図った。  | A    | ・市ホームページや各種研修の場で部落差別解消推進法を啓発   | ・市ホームページや職員研修、企業研修、市民セミナーなどの場で法を啓発した。  | A    | 継続 | ・市ホームページや各種研修の場で部落差別解消推進法を啓発   |        |                 |
|   |   | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。   | A    | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)                    | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。  | A    | 継続 | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)   |        |                 |
| (5)県及び各関係機関・団体との連携  | 市民の学習機会を充実させるため、新潟地方務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。 | 人権・同和对策室  | ・他団体が開催する人権講演会等の市民周知  | A    | ・市ホームページや上越タイムス「市民の窓」で、新潟県や新潟県人権・同和センターなどが開催する講演会等の周知を図った。                                       | ・市ホームページで県や県人権・同和センターが開催する講演会などを周知した。  | A    | 継続 | ・他団体が開催する人権講演会等の市民周知   |        |                 |
| <p>2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進</p> <p>子どもに直接関わる人たちは常に人権尊重の意識を持ち、子どもが権利の主体として認められ、子ども自身が何を願い、何を恐れ、何に不安を抱いているのか知る必要があります。人権教育、同和教育研修への積極的な参加や、きめ細かく相談に応じられるよう、地域や関係機関との連携強化が必要です。</p> |   |   |   |      |  |  |      |    |  |        |                 |
| (1)教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どものびやかに育つように、取り組みます。  | 保育課   | ・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践   | ・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。   | A    | ・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践  | ・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。  | A    | 継続 | ・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践  |        |                 |
|   | 学校教育課   | ・同和教育の視点から教育目標に対する理解を図るため、幼稚園訪問時に指導を実施                              | ・毎月の訪問で幼稚園児の様子について情報を共有しながら、必要な指導、支援の在り方について話し合った。  | A    | ・同和教育の視点から教育目標に対する理解を図るため、幼稚園訪問時に指導を実施   | ・毎月の訪問時に、園の様子と取組を確認し、同和教育の視点で指導を行った。   | A    | 継続 | ・どの子どものびやかに育つよう、毎月の訪問時における人権教育、同和教育の視点での指導・助言  |        |                 |
|   | 保育課   | ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等における地域住民との交流                                       | ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。  | A    | ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等における地域住民との交流  | ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図った。  | A    | 継続 | ・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等における地域住民との交流  |        |                 |
|   | 学校教育課   | ・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進   | ・運動会や幼稚園行事等に学校運営協議会委員の積極的な参加を得て、交流を図ることができた。  | A    | ・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進  | ・子どもの登下校の安全について学校運営協議会で協議したり、学校運営協議会委員へ学校・園の行事を積極的に案内したりして、環境整備と連携・交流を図った。   | A    | 継続 | ・学校運営協議会を活用し、教育環境の課題と改善策について協議することを促進<br>・地域との交流を深めるため、地域へ学校・園行事の案内と情報提供することを促進  |        |                 |
| (2)子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。   | すこやかなくらし包括支援センター  | ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催  | ・6月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、上越市における児童虐待の状況の説明と合わせ、具体的な対応事例を通じて改めて関係機関の連携について確認した。  | A    | ・5月に市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催  | ・5月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、上越市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。   | A    | 継続 | ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催   |        |                 |
|   | こども課  | ・子どもの権利チラシの配布<br>・子どもの権利学習の実施(市立小学校1年生～中学校3年生)<br>・第2期子どもの権利基本計画の推進 | ・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会をとらえて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やFM上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。<br>・中学生版「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を3学年に改訂し、市立小学校1年生～中学校3年生まで対象を拡大して子どもの権利学習を行った。 | A    | ・各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布<br>・子どもの権利学習の実施(市立小学校1年生～中学校3年生)<br>・広報上越、市ホームページでの子どもの権利の啓発         | ・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会をとらえて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組む。また、広報上越やFM上越、市ホームページで子どもの権利について啓発を行う。<br>・「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年～中学校3年生まで子どもの権利学習を行う。<br>・「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年～中学校3年生まで子どもの権利学習を行った。 | A    | 継続 | ・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会をとらえて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組む。また、広報上越やFM上越、市ホームページで子どもの権利について啓発する。<br>・「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年～中学校3年生まで子どもの権利学習を行う |        |                 |
|   | 保育課   | ・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加                  | ・6月29日開催の「子どもの権利に関する研修会」に参加した。  | A    | ・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会への参加  | ・5月30日開催の「子どもの権利に関する研修会」に参加した。   | A    | 継続 | ・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加   |        |                 |
|   | すこやかなくらし包括支援センター  | ・関係者の連絡会議の開催  | ・関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。<br>代表者会議:1回実施<br>合同実務者会議:2回実施<br>ブロック会議:4ブロック 合計14回実施   | A    | ・関係者の連絡会議の開催<br>代表者会議:1回<br>全体会:1回<br>ブロック会議:5回  | ・関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。<br>代表者会議:1回実施<br>合同実務者会議:2回実施<br>ブロック会議:4ブロック 合計14回実施  | A    | 継続 | ・関係者の連絡会議の開催<br>代表者会議:1回<br>合同実務者会議:2回<br>ブロック会議:4ブロック 合計14回   |        |                 |
| <p>(3)子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。</p>  |   |   |   |      |  |  |      |    |  |        |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課              | 2017(H29)年度  |   |  | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性   | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|---|--|------------------|--|---|--|--|---|----|---|--|-----------------|
| 目的達成のための施策  |  |                  | 事業計画   | 実施状況  | 評価   | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |   |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |  |                  |  |   |  |  |   |    |   |  |                 |
| 実施施策  |  |                  |  |   |  |  |   |    |   |  |                 |
|   | (4)人権教育、同和教育の充実を図るため、教職員や保育関係職員の意識や資質を向上するための研修を継続的にを行います。   | こども課             | ・子どもの権利に関する職員研修会の開催(1回)  | ・6月29日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。<br>参加者:保育関係職員50人、関係課職員19人   | A  | ・子どもの権利に関する職員研修会の開催  | ・5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。<br>参加者:保育関係職員51人、市関係職員23人   | A  | 継続  | ・子どもの権利に関する職員研修会の開催(再)に関する環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。 |                 |
|   |  | 保育課              | ・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会への参加   | ・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月17日)に参加した。   | A  | ・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会への参加   | ・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。   | A  | 継続  | ・小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会への参加   |                 |
|   |  | 学校教育課            | ・現地研修会や研究会等の周知と参加促進  | ・人権擁護委員から職員、園児がそれぞれ研修を受けた。また、園長を講師に研修会を実施した。  | A  | ・現地研修会や研究会等の周知と参加促進  | ・上越市立歴史博物館の内覧研修をはじめ、各種研修会に参加した。   | A  | 拡充  | ・上越市で開催される県同和教育研究大会(H31)、全国人権・同和教育研究大会(H32)への対応  |                 |
|   |  | すこやかなくらし包括支援センター | ・子どもの虐待防止実務者研修会の開催   | ・4月～7月に私立・公立保育園・幼稚園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を開催した。<br>・4月～3月に養護教諭、教職員を対象に「児童虐待について研修会を行った」<br>・その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止について説明を行った。 | A  | ・子どもの虐待防止実務者研修会の開催   | ・私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を開催した。<br>・養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。<br>・その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止について説明を実施した。 | A  | 継続  | ・子どもの虐待防止実務者研修会の開催   |                 |
| 3 学校教育における人権教育、同和教育の推進<br>人権尊重の意識を高める教育を推進し、同和問題に対する理解を深めるとともに、差別と偏見を許さない意識と態度の育成に取り組みます。   |  |                  |  |   |  |  |   |    |   |  |                 |
|   | (1)推進体制の充実<br>学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進のあり方を協議します。また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究発表を他の学校に普及するための交流機会を設けます。   | 学校教育課            | ・市学校同和教育推進協議会の開催と運営<br>・同和教育研究地区指定と研究推進の浦浦川原中学校区と直江津東中学校区、1年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区を指定した。2月13日に予定していた成果発表会は、参加予定者が130人であったが、豪雪のため中止し資料配布とした。 | B   | ・市学校同和教育推進協議会の開催と運営<br>・同和教育研究指定と研究推進の指導及び、実践発表と交流のための研究指定成果発表会の開催 | ・6月7日に市学校同和教育推進協議会を、8月6日には現地学習(東西)を開催し、指導の在り方を確認した。<br>・5月16日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区、1年目として、板倉・中郷中学校区、城北中学校区を指定した。2月13日に成果発表会を行い、各校の取組の普及を図った。 | A   | 拡充 | ・幼稚園や保育園から大学までが連携した人権教育、同和教育を実施する必要がある                                  | ・市立保育園及び上越教育大学の上越地区同和教育研究協議会への加入促進と研修案内の実施<br>・同和教育研究指定と研究推進の指導及び、実践発表と交流のための研究指定成果発表会の開催  |                 |
|   | (2)教職員を対象とした研修の充実<br>人権・同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、「差別の現実深く学ぶ」という姿勢のもとに、自らの意識を見つめ直すため、現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。  | 学校教育課            | ・転入、新規採用教職員研修会の実施(再)現地研修会や研究会等への参加促進   | A   | ・学校教育実践の重点説明会での説明<br>・転入管理職等への研修会の実施(再)現地研修会や研究会等への参加促進            | ・学校教育実践の重点説明会や転入管理職を対象とした研修会を開催した。<br>(再)上越市立歴史博物館の開催に伴い、各管内覧研修会を開催した。<br>・全学校を対象として現地学習会を開催し、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりの支援に向けた指導を行った。                        | A   | 継続 | ・学校教育実践の重点説明会での説明<br>・上越市立歴史博物館を活用した転入管理職等への研修会の実施<br>・現地研修会、研究会等への参加促進 |  |                 |
|   | (3)人権教育、同和教育の学習指導の充実<br>教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた人権教育、同和教育を推進し、人権教育強調週間などで集中学習を行います。さらに、それぞれを関連させた取組も推進します。また、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。あわせて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携。さらには高等学校までを見通した人権教育、同和教育の推進を目指します。 | 学校教育課            | ・市教育委員会計画訪問時やPRT訪問等での指導<br>PRT訪問:学校の教育課題に対応した担当指導主事による定期的な学校訪問   | A   | ・市教育委員会授業改善支援訪問やPRT訪問等での指導   | ・市教育委員会計画訪問等での人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認するとともに、公開授業を参観し、学校職員と一緒に授業改善を進めた。  | ・市教育委員会計画訪問等での人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画(視覚的カリキュラム)を確認するとともに、公開授業を参観し授業改善の方法について助言・指導した。                                       | A  | 継続  | ・提出された視覚的カリキュラム(人権教育、同和教育の位置づけ)の確認<br>・市教育委員会計画訪問やPRT訪問等での指導   |                 |
|   | (4)教材の活用推進<br>「生きる」や「にんげん」などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。  | 学校教育課            | ・副読本等の指導計画への位置付けの学校に対する働きかけ<br>・学校訪問等で実態把握と効果的な学習指導に向けた指導、助言を行った。  | A   | ・学校訪問等による副読本の指導計画への位置付け確認や実態把握、効果的な学習指導に向けた指導、助言                   | ・授業改善支援訪問において、副読本の効果的な活用の仕方や授業改善について指導・助言を行った。   | B   | 継続 | ・学校訪問等による副読本の指導計画への位置付け確認や実態把握、効果的な学習指導に向けた指導、助言                        |  |                 |
|   | (5)学校と地域の連携<br>人権教育、同和教育の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にすることが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。  | 学校教育課            | ・保護者や地域を対象とした授業公開や講演会などの推進   | A   | ・保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会の実施   | ・各校が工夫し、保護者、地域に対して人権教育、同和教育の授業公開や講演会を案内したり、内容や子どもの感想をたよりに発信したりするよう働きかけた。   | B   | 継続 | ・全学校が、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会の実施またはたより等での情報発信を行うよう指導                     |  |                 |
| 4 社会教育における人権教育、同和教育の推進<br>市民一人一人が人権の意識を高め、日常生活の中で「差別をしない、させない、許さない」など、お互いに相手の立場に配慮し、思いやりを持った行動ができるように、地域で活躍する様々な組織と連携して人権教育、同和教育、啓発活動を積極的に推進していきます。 |  |                  |  |   |  |  |   |    |   |  |                 |
|   | (1)地域での人権教育、同和教育の推進<br>市民一人一人に浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進を図ります。   | 社会教育課            | ・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16会場で開催予定)  | A   | ・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)                            | ・人権を考える講話会を17小学校区で開催している(9月末時点で6小学校区において開催し、205人参加)。   | A   | 継続 | ・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)                                 |  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け  |   | 担当課  | 2017(H29)年度   |   |  | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性  | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|--|---|--|---|---|--|---|--|----|--|---|-----------------|
| 目的達成のための施策   |   |  | 事業計画  | 実施状況  | 評価   | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |  |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)   |   |  |   |   |  |   |  |    |  |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 実施施策   |   |  |   |   |  |   |  |    |  |   |                 |
| -  | (2) 教育関係職員や教育委員に対する研修の実施<br>地域における人権教育、同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。   | 社会教育課  | (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>(再)講師派遣事業(要望により派遣)   | (再)教職員等を対象とした現地学習会を58回開催した(144団体が参加、受講者数2,007人)。<br>(再)講師派遣事業を2回開催した(受講者数496人)。   | A  | (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>(再)講師派遣事業(要望により派遣)   | (再)教職員等を対象とした現地学習会を60回開催予定(9月末時点で51回開催し、2,006人参加)。<br>・講師派遣事業を3回開催予定(9月末時点で2回開催し、51人参加)。                                       | A  | 継続   | (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度/年)<br>(再)講師派遣事業(要望により派遣)                                   |                 |
|  | (3) 学習教材の整備<br>人権教育、同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。  | 社会教育課  | ・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、市ホームページで貸出しを周知  | ・図書14冊を購入、8冊の寄贈を受け、白山会館の人権図書コーナーに設置した。<br>・市ホームページで貸出しを周知した。  | A  | ・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、市ホームページで貸出しを周知  | ・図書12冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。<br>・市ホームページで貸出しを周知した。   | A  | 継続   | ・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、市ホームページで貸出しを周知  |                 |
|  | (4) 啓発・広報活動の充実<br>市民の人権意識の高揚を図るため、広報上越、講演会、研修会による啓発活動を実施します。  | 人権・同和对策室   | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)   | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。  | A  | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)  | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会は9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。 | B  | 継続   | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)        |                 |
|  | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布  |  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。  | A   | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)                    | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。  | A  | 継続 | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) |   |                 |
|  | (再)講師派遣事業、図書・DVD利用の周知   | 社会教育課  | ・市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業を掲載。白山会館の紹介ページに図書・ビデオ目録掲載。現地学習会等で、図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行い、周知を図った。  | A   | ・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知  | ・市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業を掲載。白山会館の紹介ページに図書・ビデオ目録掲載。現地学習会等で、図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行い、周知を図った。  | A  | 継続 | ・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知  |   |                 |
| (5) 白山会館事業の充実<br>白山会館を拠点とし、差別の現実学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小中学生学習会などを推進します。 | 社会教育課   | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>・地域交流事業<br>・バスハイキング等の実施<br>・小中学生学習会の実施 | (再)教職員等を対象とした現地学習会を58回開催した(144団体が参加、受講者数2,007人)。<br>・地域交流事業:<br>バスハイキング:6月10日(土) シーサイドパーク名立 参加者54人<br>もちつき大会:12月17日(日) 白山会館 参加者45人<br>・小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(126回開催・延べ707人参加)。 | A   | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>・地域交流事業<br>・バスハイキング等の実施<br>・小中学生学習会の実施                                       | (再)教職員等を対象とした現地学習会を60回開催予定(9月末時点で51回開催し、2,006人参加)。<br>・地域交流事業:<br>バスハイキング...5月27日(日) シーサイドパーク名立 参加者68人<br>もちつき大会...12月開催予定<br>・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している(9月末時点で54回開催し、276人参加)。 | A  | 継続 | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>・地域交流事業<br>・バスハイキング等の実施<br>・小中学生学習会の実施   |   |                 |
| 第3節 社会参画の推進<br>白山会館や公民館などを利用して、教育や文化の向上、交流の促進を図ります。また、被差別部落に対する偏見や差別を解消するため運動団体と連携した啓発活動を推進します。  |   |  |   |   |  |   |  |    |  |   |                 |
| -  | (1) 啓発活動の充実<br>被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。 | 人権・同和对策室   | ・活動支援の補助金交付<br>(再)部落解放同盟上越支部への定期訪問(月2回)   | ・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を行った。<br>(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議や確認を行った。 | A  | ・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を行う。<br>(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う。  | ・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。<br>(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議、確認した。         | A  | 継続   | ・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施<br>(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議 |                 |
|  | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)   |  | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。  | A   | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回) | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会は9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。  | B  | 継続 | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)                         |   |                 |
|  | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布  |  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。  | A   | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)                    | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。  | A  | 継続 | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) |   |                 |



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課                        | 2017(H29)年度   |  |    | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|---|----------------------------|---|--|----|---|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |                            | 事業計画  | 実施状況   | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |                            |   |  |    |   |  |    |     |   |                 |
| 実施施策  |   |                            |   |  |    |   |  |    |     |   |                 |
| -   |   | 社会教育課                      | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>(再)講師派遣事業                                       | (再)教職員等を対象とした現地学習会を58回開催した(144団体が参加、受講者数2,007人)。<br>(再)講師派遣事業を2回開催した(受講者数496人)。  | A  | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>(再)講師派遣事業   | (再)教職員等を対象とした現地学習会を60回開催予定(9月末時点で51回開催し、2,006人参加)。<br>・講師派遣事業を3回開催予定(9月末時点で2回開催し、51人参加)。   | A  | 継続  | (再)教職員等の現地学習会の開催<br>(再)講師派遣事業   |                 |
|   | (2)学校や教育機関との連携<br>社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小中学生学習会を開催します。  | 社会教育課                      | (再)小中学生学習会の実施   | (再)小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(126回開催・延べ707人参加)   | A  | (再)小中学生学習会の実施   | (再)小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している(9月末時点で54回開催し、276人参加)。  | A  | 継続  | (再)小中学生学習会の実施   |                 |
|   | (3)市職員の資質の向上<br>被差別部落の人々への偏見の解消や地位向上に資するため、市職員が関係法や条例等の理解を深め、人権・同和行政を進めるための資質の向上に取り組みます。                                      | 人権・同和对策室                   | (再)新規採用職員、新任係長、区総合事務所人権担当職員、管理職員を対象とした研修会の開催<br>・他団体が開催する人権講演会等への参加 | (再)新規採用職員(5月12日)、係長職員(11月13日)、管理職員(8月7日)を対象として研修を実施した。<br>・人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加し、人権問題に対する理解を深めた。<br>東日本研究会集(6人)<br>関東女性集(4人)<br>越佐にんげん学校(38人)<br>部落解放新潟県研究会(7人) | A  | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催<br>・人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加   | (再)新規採用職員(5月11日に開催し、49人が参加)、係長職員(6月26、29日に開催し、110人が参加)、所属長(7月18日に開催し、74人が参加)を実施した。<br>・人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。<br>東日本研究会集(5人)<br>関東女性集(4人)<br>越佐にんげん学校(25人)<br>部落解放新潟県研究会(50人)<br>人権啓発研究会(60人) | A  | 継続  | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(6月下旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催<br>・人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加                                    |                 |
|   |   | 社会教育課                      | (再)教育委員会同和問題現地研修会の開催  | (再)6月26日、27日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者92人)。  | A  | (再)教育委員会同和問題現地研修会の開催  | (再)7月11日、12日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を実施した(受講者148人)。   | A  | 継続  | (再)教育委員会同和問題現地研修会の開催  |                 |
|   |   | 人権・同和对策室<br>学校教育課<br>社会教育課 | (再)他団体が開催する人権講演会等への参加   | (再)人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加し、人権問題に対する理解を深めた。<br>東日本研究会集(6人)<br>関東女性集(4人)<br>越佐にんげん学校(38人)<br>部落解放新潟県研究会(7人)   | A  | (再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加   | (再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。<br>東日本研究会集(5人)<br>関東女性集(4人)<br>越佐にんげん学校(25人)<br>部落解放新潟県研究会(50人)<br>人権啓発研究会(60人)   | A  | 継続  | (再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加   |                 |
| 第4節 雇用の促進、産業の振興   |   |                            |   |  |    |   |  |    |     |   |                 |
| 1 企業への啓発推進<br>差別のない明るい職場づくりを進めるためには、企業等の理解と協力が必要です。企業の経営者、担当者在始め社員全員が人権・同和問題について正しい理解と認識をもつとともに、企業の従業員採用に当たっては、公正な採用選考を実施するよう、上越公共職業安定所と連携して啓発活動を推進します。 |   |                            |   |  |    |   |  |    |     |   |                 |
|   | (1)企業に対する啓発事業の推進<br>企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を開催します。 | 人権・同和对策室                   | ・公正採用選考研修会の開催   | ・上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を開催した。新たに、高校生を採用する企業に公共職業安定所から案内をしたことあり、175人が参加した。   | A  | ・上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催   | ・上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を8月22日に開催した(148人が参加)。  | A  | 継続  | ・上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催   |                 |
| 2 雇用の促進、産業の振興<br>被差別部落の人々の社会進出と職業の安定のため、企業、学校、上越公共職業安定所など関係機関と連携・協力し、雇用の促進を積極的に推進します。また、融資制度を利用した資金の円滑化、経営指導により、経営の近代化や技術力の向上を図り、安定した経営基盤の確立を目指します。     |   |                            |   |  |    |   |  |    |     |   |                 |
|   | (1)職業の安定、雇用の促進<br>被差別部落に対する偏見や偏視による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。   | 人権・同和对策室                   | (再)公正採用選考研修会の開催   | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を開催した。新たに、高校生を採用する企業に公共職業安定所から案内をしたことあり、175人が参加した。   | A  | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催   | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を8月22日に開催した(148人が参加)。  | A  | 継続  | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催   |                 |
|   |   | 産業振興課                      | ・合同就職面接会などの実施   | ・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会(107事業所、661人)を開催した。<br>・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。               | A  | ・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する<br>・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図る。 | ・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催<br>・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。   | A  | 継続  | ・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催<br>・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会においても公正採用選考についてのチラシを配布 |                 |
|   | (2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の周知<br>企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。  | 産業振興課                      | ・県・パンフレットで中小企業者に対する事業資金制度(県資金)を周知                                   | ・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行った。  | A  | ・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。  | ・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行った。  | A  | 継続  | ・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課      | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度   |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|---|----------|---|---|----|---|---|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  | 実施施策  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| <p>第5節 社会福祉の充実<br/>被差別部落における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対して総合的な施策を推進し、人間関係が充実し、住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域福祉社会の実現を目指します。</p>   |   |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| —   | (1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応<br>市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民の支援を行います。  | 人権・同和対策室 | (再)部落解放同盟上越支部を月2回定期訪問して情報交換や課題を確認し、対応を検討                            | (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議や確認を行った。   | A  | (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認や協議を行う。             | (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案について協議、確認を行った。   | A  | 継続  | ・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議を行う。               |                 |
| <p>第6節 生活環境の改善<br/>(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進<br/>あらゆる差別をなくし明るい上越市を築くという地域づくりの視点を踏まえ、被差別部落の人々と行政関係者や周辺地域住民との自由な意見交換のできる環境づくりを進めるとともに市民への啓発を推進します。<br/>(2)環境整備活動の推進<br/>周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。</p> |   |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| —   | (1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進<br>白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。また、講演会や研修会等を開催し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見と差別意識をなくすための市民啓発を一層推進していきます。 | 社会教育課    | (再)地域交流事業<br>バスハイキング等の実施<br>(再)市内小学校区で開催する人権を考える講話会の実施<br>(再)講師派遣事業 | (再)地域交流事業：<br>バスハイキング 6月10日(土)<br>シーサイドパーク名立 参加者54人<br>もちつき大会 12月17日(日)<br>白山会館 参加者45人<br>(再)人権を考える講話会を16小学校区で開催した(参加延人数506人)。<br>(再)講師派遣事業を2回開催した(受講者数496人)。 | A  | (再)地域交流事業<br>バスハイキング等の実施<br>(再)市内小学校区で開催する人権を考える講話会の実施<br>(再)講師派遣事業 | (再)地域交流事業：<br>バスハイキング…5月27日(日)<br>シーサイドパーク名立 参加者68人<br>もちつき大会…12月開催予定<br>(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催している(9月末時点で6小学校区において開催し、205人参加)。<br>(再)講師派遣事業を3回開催予定(9月末時点で2回開催し、51人参加)。 | A  | 継続  | (再)地域交流事業<br>バスハイキング等の実施<br>(再)市内小学校区で開催する人権を考える講話会の実施<br>(再)講師派遣事業 |                 |
|   | (2)環境整備活動の推進<br>周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。   | 人権・同和対策室 | ・周辺地域と一体となったまちづくりを推進  | ・取組事業なし   | D  | ・周辺地域と一体となったまちづくりを推進  | ・周辺地域と一体となったまちづくりを行った。  | A  | 継続  | ・周辺地域と一体となったまちづくりを推進  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課  | 2017(H29)年度  |   |   | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性  | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|---|---|--|--|---|---|--|---|----|--|--|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |  | 事業計画   | 実施状況  | 評価  | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |  |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |  |  |   |   |  |   |    |  |  |                 |
| 実施施策  |   |  |  |   |   |  |   |    |  |  |                 |
| 第1節 人権擁護の確立<br>障害のある人が差別や虐待を受けないように、権利擁護の取組や人権啓発活動を推進します。また、人権侵害が生じた場合は、被害者救済のため国や県、人権擁護機関、民間人権団体等と連絡調整を行い、問題解決に取り組みます。   |   |  |  |   |   |  |   |    |  |  |                 |
| -   | (1)相談支援体制の充実<br>障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、相談に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。<br>また、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有し、障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的かつ円滑に推進する体制を整えます。 | 福祉課  | ・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応<br>・上越相談支援ネットワークを活用した各相談事業所との連携<br>・市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動                       | ・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。<br>・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有に着手したほか、集客イベントに合わせた周知(PRパネル展示)を行った。 | A   | ・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応<br>・上越相談支援ネットワークを活用した各相談事業所との連携<br>・市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動         | ・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。<br>・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日開催、1,100人参加)。 | A  | 継続   | ・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応<br>・上越相談支援ネットワークを活用した各相談事業所との連携<br>・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動 |                 |
|   | (2)緊急時の相談、救済体制の確保<br>休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターとの連携により24時間対応可能な相談窓口及び短期入所用居室(緊急一時預かり)を確保します。   | 福祉課  | (再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応   | (再)休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、あんしんコールセンターを設置し、相談、短期入所受入れ、ヘルパー派遣による一体的な支援体制を確保した(利用件数2,183件)。   | A   | (再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応   | (再)休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、あんしんコールセンターを設置し、相談、短期入所受入れ、ヘルパー派遣による一体的な支援体制を確保した(1,500件)。   | A  | 継続   | (再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応   |                 |
|   | (3)権利擁護体制の充実<br>障害のある人の権利擁護を進めるため、成年後見制度の周知徹底と相談体制の充実を図りながら、制度の利用促進に取り組みます。   | 福祉課  | ・基幹相談支援センターを設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談対応<br>・成年後見制度の申立等に要する費用負担が困難な場合の助成対応<br>・相談支援専門員による相談・周知  | ・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じた(権利擁護に関する相談含む)。<br>・成年後見制度利用助成事業により、成年後見人等の報酬に相当する額の助成を実施した(12件)。   | A   | ・基幹相談支援センターの設置<br>・成年後見申立に係る支援体制の検討<br>・相談支援専門員による相談・周知<br>・成年後見制度利用促進計画策定に向けた検討   | ・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じた(権利擁護に関する相談含む)。<br>・成年後見制度利用助成事業により、成年後見人等の報酬に相当する額の助成を実施した(14件)。<br>・成年後見制度利用促進計画策定に向けた検討を実施した。  | A  | 継続   | ・基幹相談支援センターの設置<br>・成年後見制度利用助成事業の実施<br>・成年後見申立に係る支援体制の検討<br>・相談支援専門員による相談・周知<br>・成年後見制度利用促進計画の策定                          |                 |
|   | (4)人権啓発の推進<br>障害のある人に対する差別や偏見を解消し障害のある人の人権について理解を促すため、講座の開催や資料の配布による啓発を行います。  | 人権・同和対策室   | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)  | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に蒲川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。  | A   | (再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)                            | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に蒲川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。  | B  | 継続   | (再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)  |                 |
|   |   | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の作製、配布                             | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。 | A   | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 | A   | 継続 | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) |  |                 |
|   |   | ・市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた講演会や資料配布等による啓発 | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有に着手したほか、集客イベントに合わせた周知(PRパネル展示)を行った。  | A   | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営<br>・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施              | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行うほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日)。                                  | A   | 継続 | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営<br>・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施                                   |  |                 |
| 第2節 人権教育・啓発の推進<br>障害のある人に対する理解を深めるため、市及び学校、社会教育施設等の各実施主体がその役割に応じて相互に連携協力し、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要があります。また、民間人権団体や企業等に対し、様々な分野で人権教育・啓発の実施主体として関わってもらえるように支援していきます。 |   |  |  |   |   |  |   |    |  |  |                 |
| -   | (1)市職員の資質の向上<br>障害者差別解消法の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるように計画的に職員研修を実施します。   | 人権・同和対策室   | (再)新規採用等職員への研修の実施  | (再)新規採用職員(5月12日)、係長職員(11月13日)、管理職員(8月7日)を対象として研修を実施した。  | A   | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催   | (再)新規採用職員(5月11日に開催し、49人が参加)、係長職員(6月26、29日に開催し、110人が参加)、所長(7月18日に開催し、74人が参加)を実施した。   | A  | 継続   | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(6月下旬)、所長(7月中旬)を対象とした研修会を開催  |                 |
|   |   | 福祉課  | ・計画的な職員研修会の実施(対象:副課長級職員、1回/年)  | ・職員(副課長級職員等)研修を実施した。  | A   | ・職員研修会(副課長・係長級職員等)を実施  | ・職員(係長級職員等)研修を実施した(12月開催予定)。  | A  | 継続   | ・職員(係長級職員等)研修を実施   |                 |
|   |   | 人権・同和対策室<br>学校教育課<br>社会教育課                           | (再)他団体が開催する人権講演会等への参加  | (再)人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加し、人権問題に対する理解を深めた。<br>東日本研究会(6人)<br>関東女性集会(4人)<br>越佐にんげん学校(38人)<br>部落解放新潟県研究会(7人)  | A   | (再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加  | (再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研究会や講座に職員が参加した。<br>東日本研究会(5人)<br>関東女性集会(4人)<br>越佐にんげん学校(25人)<br>部落解放新潟県研究会(50人)<br>人権啓発研究会(60人)  | A  | 継続   | (再)人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課                       | 2017(H29)年度   |   |                                 | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性                             | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|--|---------------------------|---|---|---------------------------------|---|--|----|---------------------------------|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |  |                           | 事業計画  | 実施状況  | 評価                              | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |                                 |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |  |                           |   |   |                                 |   |  |    |                                 |   | 実施施策            |
| -   | ②教職員の資質の向上<br>学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要である。このことを通じて、教職員の指導方法の改善・充実が図られるように、研修の充実に取り組みます。    | 学校教育課                     | ・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(4回/年)   | ・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。<br>・市内を14ブロックに分け、20名の巡回相談員が通年で巡回相談を行っている。 | A                               | ・管理職を含めた教職員への計画的な研修会を実施(年間4回以上)   | ・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。  | A  | 継続                              | ・管理職を含めた教職員への計画的な研修会を実施(年間4回以上)                                     |                 |
|   | ③社会教育の充実<br>障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題をきき人権を考える講話会や市民セミナーを開催します。                                   | 人権・同和対策室                  | (再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)   | (再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(参加者132人参加)。         | A                               | (再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)   | (再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。          | B  | 継続                              | (再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)                               |                 |
|   |  | 福祉課                       | ・市立支援協議会において、障害のある人が地域で安心して生活するため、人権や差別について考える講話会の開催  | (再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を着手したほか、集客イベントに合わせた周知(PRパネル展示)を行った。                   | A                               | (再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営<br>障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施   | (再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有を行うほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会等を開催した(10月6日開催、1,100人参加)。 | A  | 継続                              | (再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営<br>・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施。 |                 |
|   |  | 社会教育課                     | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施<br>(再)講師派遣事業   | 人権を考える講話会を16小学校区で開催した(参加延人数506人)。<br>(再)講師派遣事業を2回開催した(受講者数496人)。                                    | A                               | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17会場で開催予定)<br>(再)講師派遣事業(要請により派遣)   | (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した(9月末時点で6小学校区において開催し、205人参加)。<br>(再)講師派遣事業を3回開催予定(9月末時点で2回開催し、51人参加)。             | A  | 継続                              | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17会場で開催予定)<br>(再)講師派遣事業(要請により派遣)     |                 |
|   | ④地域・保護者への啓発<br>特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。 | 学校教育課                     | ・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を小・中学校の保護者に配布(配布部数:14,296部)   | ・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を小・中学校の保護者に配布した。また、子ども発達支援センターに常備した。  | A                               | ・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを配布し、その内容について説明していく。  | ・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を小・中学校の保護者に配布した。また、子ども発達支援センターに常備した。   | A  | 継続                              | ・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを配布し、その内容について説明していく               |                 |
|   | ⑤企業との連携<br>企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配属・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業研修会を開催します。   | 人権・同和対策室                  | (再)公正採用選考研修会の開催   | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を開催した。新たに、福祉生を採用する企業に公共職業安定所から案内をしたこともあり、175人が参加した。     | A                               | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催   | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を8月22日に開催した(148人が参加)。  | A  | 継続                              | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催                     |                 |
| ⑥地域との連携<br>障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて市民との交流を図ります。 | 福祉課  | ・上越福祉事業所合同説明会<br>・ふくしのひろば | ・「上越福祉事業所合同説明会」開催により、特別支援学校生徒等の障害福祉サービス事業所に対する理解の促進を図った(11月19日実施)。<br>・「ふくしのひろば」開催支援により、障害のある人に対する理解と交流の促進を図った。 | A   | ・上越福祉事業所合同説明会の開催<br>・ふくしのひろばの開催 | ・「上越福祉事業所合同説明会」開催により、特別支援学校生徒等の障害福祉サービス事業所に対する理解の促進を図った(11月18日実施)。<br>・「ふくしのひろば」開催支援により、障害のある人に対する理解と交流の促進を図った。 | A  | 継続 | ・上越福祉事業所合同説明会の開催<br>・ふくしのひろばの開催 |   |                 |
|   | 福祉交流プラザ  | ・ふれあいフェスタの開催              | ・「ふれあいフェスタ」を通じ、障害のある人に対する理解や認識を深めるとともに、障害のある人等との交流を図った。   | A   | ・ふれあいフェスタの開催                    | ・「ふれあいフェスタ」を通じ、障害のある人に対する理解や認識を深めるとともに、障害のある人等との交流を図った。   | A  | 継続 | ・ふれあいフェスタの開催                    |   |                 |

第3節 社会参加の推進

(1)社会参加の促進

より豊かで充実した生活を送るためには、障害のある人自らが選択、行動し、自主的・自発的に社会活動に参加できるようにしなければなりません。障害のある人もない人も同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことが大切です。そのため、障害のある人が外出や情報交換をしやすくするための手段の確保や教育の支援、就労の促進、交流機会の充実など、障害のある人の社会参加の促進に取り組めます。

(2)ユニバーサルデザインの推進

障害のある人の「社会参加」を実現するには、障害のある人に対する意識面での偏見や差別、物理的な障壁を取り除くことが必要です。そのため障害のある人が安全・安心して快適に施設を利用できるように、ユニバーサルデザインを推進します。

| (1)社会参加の促進 |  | 担当課 | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度 |
|------------|--|-----|--|--|----|---|---|----|-----|---|-------------|
| 具体的な施策(目的) |  |     |  |  |    |   |   |    |     |   | 実施施策        |
| -          | ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。 | 福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成</li> <li>自動車燃料費助成</li> <li>福祉バス利用</li> <li>障害者自動車改造費助成</li> <li>介護者用自動車改造費助成</li> <li>ヘルパーによる外出介護</li> <li>自動車運転免許取得費助成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進:(2,121人)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進:(3,535人)</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進:(6,929人)</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進:5人)</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進:(16人)</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施:(64人)</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(1人)</li> </ul> | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進(タクシー利用券の増額 19,000円 → 24,000円)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>ヘルパーによる外出支援の促進</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進:(2,209人)</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進:(3,514人)</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進:(6,920人)</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進(5人)</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進(11人)</li> <li>ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(3人)</li> </ul> | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー利用助成による社会参加の促進</li> <li>自動車燃料費助成による社会参加の促進</li> <li>福祉バス利用による社会参加の促進</li> <li>障害者自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進</li> <li>ヘルパーによる外出支援の促進</li> <li>自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進</li> </ul> |             |
|            |  |     |  |  |    |   |   |    |     |   | 2019(H31)年度 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け |   | 担当課           | 2017(H29)年度  |   |    | 2018(H30)年度  |  |    | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度 |                 |
|-----------------|---|---------------|--|---|----|--|--|----|-----|--|-------------|-----------------|
| 目的達成のための施策      |   |               | 事業計画   | 実施状況  | 評価 | 事業計画   | 実施状況   | 評価 |     |  |             | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |   |               |  |   |    |  |  |    |     |  |             |                 |
|                 | 実施施策  |               |  |   |    |  |  |    |     |  |             |                 |
|                 | イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。  | 福祉課           | ・福祉有償運送事業  | ・上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行うことで、移動手段を確保した。   | A  | ・福祉有償運送事業による移動手段の確保を支援   | ・上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行うことで、移動手段の確保につなげた。   | A  | 継続  | ・福祉有償運送事業による移動手段の確保を支援   |             |                 |
|                 | ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。  | 福祉課           | ・手話通訳者派遣<br>・要約筆記者派遣   | ・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者のコミュニケーションを支援した。   | A  | ・手話通訳者派遣<br>・要約筆記者派遣<br>・養成講座受講者のテキスト無料配布  | ・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者のコミュニケーションを支援した。  | A  | 継続  | ・手話通訳者派遣<br>・要約筆記者派遣<br>・養成講座受講者のテキスト無料配布  |             |                 |
|                 | エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域で適切な支援が受けられるように運営面での支援を行います。  | 福祉課           | ・地域活動支援センターへの補助金交付   | ・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)  | A  | ・地域活動支援センターへの補助金交付   | ・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)   | A  | 継続  | ・地域活動支援センターへの補助金交付   |             |                 |
|                 | オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体などとの連携を支援します。  | 福祉課           | ・市自立支援協議会<br>(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的な協議を行う)<br>全体協議会<br>ケアマネジメント連絡会<br>専門部会 | ・全体協議会及び専門部会、ケアマネジメント連絡会を開催し、障害のある人の支援体制等に関する課題の整理や協議を行った。<br>・全体協議会及び専門部会等での協議を踏まえ、必要な事業を実施した。<br>・上越市障害者福祉計画について、全体協議会での協議により、保護者や関係事業者・機関等の意見を踏まえた改定を行った。  | A  | ・市自立支援協議会<br>(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的な協議を行う)<br>全体協議会<br>ケアマネジメント連絡会<br>専門部会                           | ・全体協議会及び専門部会、ケアマネジメント連絡会を開催し、障害のある人の支援体制等に関する課題の整理や協議を行った。<br>・全体協議会及び専門部会等での協議を踏まえ、必要な事業を実施した。  | A  | 継続  | ・市自立支援協議会<br>(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的な協議を行う)<br>全体協議会<br>ケアマネジメント連絡会<br>専門部会                           |             |                 |
|                 | ②地域生活の支援  |               |  |   |    |  |  |    |     |  |             |                 |
|                 | ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。  | 福祉課           | ・在宅介護手当支給<br>・障害児福祉手当支給<br>・特別児童扶養手当支給<br>・重度心身障害者医療費助成<br>・心身障害者扶養共済掛金助成<br>・自立支援医療(更生医療)費支給          | ・在宅介護手当の支給(311人)<br>・障害児福祉手当の支給(110人)<br>・特別児童扶養手当の支給(355人)<br>・重度心身障害者医療費の助成(5,218人)<br>・心身障害者扶養共済掛金の助成(47人)<br>・自立支援医療(更生医療)費の支給(406人)  | A  | ・在宅介護手当の支給<br>・障害児福祉手当の支給<br>・特別児童扶養手当の支給<br>・重度心身障害者医療費の助成<br>・心身障害者扶養共済掛金の助成<br>・自立支援医療(更生医療)費の支給(ほか)                          | ・在宅介護手当の支給(313人)<br>・障害児福祉手当の支給(108人)<br>・特別児童扶養手当の支給(361人)<br>・特別児童障害者医療費の助成(5,370人)<br>・心身障害者扶養共済掛金の助成(45人)<br>・自立支援医療(更生医療)費の支給(390人)   | A  | 継続  | ・在宅介護手当の支給<br>・障害児福祉手当の支給<br>・特別児童扶養手当の支給<br>・重度心身障害者医療費の助成<br>・心身障害者扶養共済掛金の助成<br>・自立支援医療(更生医療)費の支給(ほか)                          |             |                 |
|                 | イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組めます。   | 福祉課           | ・障害者向け住宅リフォーム助成<br>・障害者施設助成事業  | ・障害者向け住宅リフォームの助成 3件<br>・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業補助金の交付 5件   | A  | ・障害者向け住宅リフォームの助成<br>・障害者施設助成事業   | ・障害者向け住宅リフォームの助成(6件)<br>・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業補助金を交付 2件   | A  | 継続  | ・障害者向け住宅リフォームの助成<br>・障害者施設助成事業   |             |                 |
|                 | ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。 | 福祉課<br>高齢者支援課 | ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、関係機関と共有・連携し、避難支援体制を整える。                                      | ・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。<br>・災害時に福祉避難所・避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 | A  | ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。<br>・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 | ・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。<br>・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。<br>・複数の町内会が参加する地域の集会に出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。 | A  | 継続  | ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。<br>・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 |             |                 |
|                 | エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「基幹相談支援センター」において、情報提供が必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。   | 福祉課           | (再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応   | (再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。  | A  | (再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応   | (再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行っている。   | A  | 継続  | (再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応   |             |                 |
|                 | オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。  | 福祉課           | ・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催   | ・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(延べ4回)  | A  | ・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催   | ・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(延べ4回)   | A  | 継続  | ・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催   |             |                 |
|                 | カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。   | 福祉課           | ・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援   | (再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。  | A  | ・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援   | (再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じるとともに、相談支援の中核的な役割として、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。   | A  | 継続  | ・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援   |             |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課  | 2017(H29)年度   |      |  | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|---|--|---|------|--|---|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |  | 事業計画  | 実施状況 | 評価   | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |  |   |      |  |   |  |    |     |   |                 |
| 実施施策  |   |  |   |      |  |   |  |    |     |   |                 |
| <p>(3) 特別支援教育の充実</p> <p>障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善又は克服するための学習を効果的に進める必要があります。</p> <p>市では、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。</p> <p>ア 教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。</p> <p>イ 就学相談や巡回相談の機能を充実させます。</p> <p>ウ 介護員や教育補助員、学校看護師の配置を行います。</p> <p>エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に取り組みます。</p> |   |  |   |      |  |   |  |    |     |   |                 |
| 学校教育課   | ・特別支援教育に関する研修(4回/年)や就学相談、巡回相談の計画的な実施  | ・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。  | ・市内を14ブロックに分け、20名の巡回相談員が通年で巡回相談を行っている。  | A    | ・特別支援教育に関する研修(4回/年)や就学相談、巡回相談の計画的な実施   | ・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。   | ・市内を14ブロックに分け、20名の巡回相談員が通年で巡回相談を行っている。   | A  | 継続  | ・特別支援教育に関する研修(4回/年)や就学相談、巡回相談の計画的な実施  |                 |
| 保育課   | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受け入れ  | ・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。  | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入  | A    | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入   | ・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。   | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入   | A  | 継続  | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入  |                 |
| 子ども発達支援センター   | ・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>・就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減       | ・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。<br>・事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。      | ・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>・就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>・休日にセンター体験・見学会を開催<br>・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減                                  | A    | ・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>・就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>・休日にセンター体験・見学会を開催<br>・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減         | ・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。<br>・休日にセンター体験・見学会を開催した。<br>・事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。                 | ・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>・就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減                    | A  | 継続  | ・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>・就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>・保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減       |                 |
| すこやかかなぐらひ包括支援センター   | ・子どもの育ちに関する相談窓口を設置し、保護者等の不安や心配を軽減   | (再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯について、面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。                              | ・子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、関係機関と連携し保護者等の不安や心配を軽減する。  | A    | ・子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、関係機関と連携し保護者等の不安や心配を軽減する。   | (再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯について、面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。   | ・子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、関係機関と連携し保護者等の不安や心配を軽減する。   | A  | 継続  | ・子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2名配置し、関係機関と連携し保護者等の不安や心配を軽減する。  |                 |
| <p>(4) 療育支援</p> <p>ア 障害のある未就学児の相談等を通じて療育支援の充実を図ります。</p>   |   |  |   |      |  |   |  |    |     |   |                 |
| 保育課   | (再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受け入れ  | (再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。  | (再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施している。   | A    | (再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受け入れ   | (再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施している。   | (再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じて加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施している。  | A  | 継続  | (再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入  |                 |
| 子ども発達支援センター   | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 | (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。<br>(再)事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。  | (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施している。<br>(再)休日にセンター体験・見学会を開催<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減                   | A    | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)休日にセンター体験・見学会を開催<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 | (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施している。<br>(再)事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図っている。                                 | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減              | A  | 継続  | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 |                 |
| 福祉課   | ・放課後等デイサービスの提供  | ・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。  | ・放課後等デイサービスの提供<br>・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。   | A    | ・放課後等デイサービスの提供<br>・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。  | ・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。   | ・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。  | A  | 継続  | ・放課後等デイサービスの提供  |                 |
| <p>(5) ユニバーサルデザインの推進</p> <p>障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。</p>   |   |  |   |      |  |   |  |    |     |   |                 |
| 福祉課   | (再)障害者向け住宅リフォーム助成   | (再)障害者向け住宅リフォームの助成 3件  | (再)障害者向け住宅リフォームの助成 6件   | A    | (再)障害者向け住宅リフォームの助成   | (再)障害者向け住宅リフォームの助成 6件   | (再)障害者向け住宅リフォームの助成 6件  | A  | 継続  | (再)障害者向け住宅リフォームの助成  |                 |
| 共生まちづくり課  | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備  | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議<br>協議件数:27件<br>適合施設:7件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:11件<br>適合施設:10件 | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。<br>新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等<br>協議件数:15件<br>適合施設:5件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:44件<br>適合施設:43件 | A    | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議<br>協議件数:27件<br>適合施設:7件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:11件<br>適合施設:10件           | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。<br>新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等<br>協議件数:15件<br>適合施設:5件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:44件<br>適合施設:43件 | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議<br>協議件数:27件<br>適合施設:7件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:11件<br>適合施設:10件 | A  | 継続  | ・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。   |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課   | 2017(H29)年度   |  |    | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|---|-------|---|--|----|--|---|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |       | 事業計画  | 実施状況   | 評価 | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |       |   |  |    |  |   |    |     |   |                 |
| 実施施策  |   |       |   |  |    |  |   |    |     |   |                 |
| <p>第4節 雇用の促進・産業の振興</p> <p>「障害者雇用促進法」の目的である障害のある人の職業の安定のため、能力開発や資格の取得を支援するとともに、上越公共職業安定所等の関係機関と連携して事業所へ障害者雇用の意識啓発を図るとともに、障害のある人の雇用の場の確保など就労機会の拡充に取り組みます。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大に取り組みます。</p> |   |       |   |  |    |  |   |    |     |   |                 |
| <p>(1) 雇用、就労対策</p>  |   |       |   |  |    |  |   |    |     |   |                 |
| ア   | 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。              | 農村振興課 | ・障害者の雇用や農業実習の受け入れを促すため、市内約1200の認定農業者に対しチラシを送付   | ・農作業の繁忙期である春から秋の作業に向けてチラシを配布することができなかったため、春先の作業受け入れに向け、周知チラシの配布や農福連携研修会を開催し、認定農業者等に働きかけを行った。   | A  | ・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向けた検討を行う。   | ・農作業の繁忙期である春から秋の作業に取り組めるよう、平成29年度末から認定農業者等に働きかけを行い、新たな農業者と連携することができた。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向け、所管する福祉課と意見交換を行い連携を図った。 | A  | 継続  | ・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。  |                 |
|   |   | 福祉課   |   | ・地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する市民の理解を促進するため、障害のある人と地域の皆さんがともに農作業に従事し交流する「障害者交流促進モデル事業」を実施する。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向けた検討を行う。<br>(再)障害のある人の農業分野における就労機会拡大のため、認定農業者等に働きかけを行う。 | A  | ・障害者交流促進モデル事業(諏訪地区、保倉地区)の実施により、共に農作業をすることで市民の障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進することができた。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向け、農村振興課、社会福祉法人等との意見交換を行い、今後の事業化に向けた検討を進めた。<br>・昨年度に行った認定農業者への働きかけにより、春作業から受託申し込みがあり、作業の内容、作業量ともに昨年度を上回る実績に繋がった。 | ・障害者交流促進モデル事業を継続し、農作業を通じて障害のある人への理解促進や社会参加を促進する。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向け、事業計画を作成し、事業化に向けた準備を進める。                     | A  | 継続  | ・障害者交流促進モデル事業を継続し、農作業を通じて障害のある人への理解促進や社会参加を促進する。<br>・農福連携による農業の6次産業化に向け、事業計画を作成し、事業化に向けた準備を進める。 |                 |
| イ   | 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。                               | 産業振興課 | ・就職に有効な資格取得のための受験料及び旅費の助成   | ・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(23人)。  | A  | ・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(24人見込み)。   | ・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(24人見込み)。  | A  | 継続  | ・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。                                  |                 |
| ウ   | 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人一人の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。            | 福祉課   | ・障害の特性に応じた相談・訓練の実施<br>・就労移行支援及び就労継続支援による働く場の提供及び訓練の実施<br>・ジョブサポーターを設置し、就労後の支援や対象者の振り起きの実施 | ・就労支援コーディネーターに代えて新たにジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の振り起しや職場定着の支援を強化した。   | A  | ・障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面に応じた相談・訓練の実施<br>・ジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の振り起しや職場定着の支援の実施   | ・ジョブサポーターによる面談や連絡調整を行い、障害のある人の状況や障害特性に応じた就業面及び生活面の一体的な訓練、指導その他就労に必要な支援を行うとともに、定着支援などのサポートを実施した。                     | A  | 継続  | ・障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面に応じた相談・訓練の実施<br>・ジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の振り起しや職場定着の支援の実施          |                 |
| エ   | 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。  | 福祉課   | ・障害者就業・生活支援センターが職業訓練ができる事業所の調整<br>・産業振興課が把握している職業訓練場の情報収集                                 | ・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、農業分野の訓練や就労等について周知した。  | A  | ・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、就労先等に関する情報の提供   | ・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、農業分野の訓練や就労等について周知した。   | A  | 継続  | ・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、就労先等に関する情報の提供  |                 |
| オ   | 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。                                    | 福祉課   | ・在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討<br>・相談員を経由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施       | ・就労していない在宅の障害のある人への支援策を探るため、アンケートを実施した。<br>・相談員を経由して通所型サービス事業所と必要な連携を行った。  | A  | ・在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討<br>・相談員を経由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施  | ・就労していない在宅の障害のある人への支援策を探るため、アンケートを実施した。<br>・相談員を経由して通所型サービス事業所と必要な連携を行った。   | A  | 継続  | ・在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討<br>・相談員を経由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施             |                 |
| カ   | 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択について支援します。                                 | 福祉課   | (再)相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援<br>(再)障害の特性に応じた相談・訓練の実施                              | ・特別支援学校における進路相談等に参加し、障害福祉サービスの利用の説明や相談支援専門員への橋渡し等を行った。   | A  | ・特別支援学校における進路相談等に参加し、助言等を行う。   | ・特別支援学校における進路相談等に参加し、障害福祉サービスの利用の説明や相談支援専門員への橋渡し等を行った。  | A  | 継続  | ・特別支援学校における進路相談等に参加し、助言等を行う。  |                 |
| キ   | 障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大につながるよう取り組みます。                     | 福祉課   | ・障害者優先調達推進方針の作成   | ・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内周知を行った。   | A  | ・障害者優先調達推進方針の作成  | ・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内周知を行った。  | A  | 継続  | ・障害者優先調達推進方針の作成   |                 |
| ク   | 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。   | 産業振興課 | ・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名   | ・対象案件に対して優先的に指名を行った(H29受注実績:件数240件、金額19,420,929円)。   | A  | ・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名  | ・対象案件に対して優先的に指名を行った。  | A  | 継続  | ・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名   |                 |
| <p>第5節 社会福祉の充実</p> <p>障害のある人の日々の生活において必要とされる居宅サービスや通所型サービスを充実させるとともに、障害のある一人一人のニーズに合わせてサービスを提供していくための相談支援体制の強化やケアマネジメント体制の確立などにより、障害のある人が生活にわたりに自立した生活を送るための支援に取り組みます。</p>  |   |       |   |  |    |  |   |    |     |   |                 |
|   | (1) 地域生活支援の充実<br>障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。      | 福祉課   | ・ホームヘルプサービス<br>・ショートステイ<br>・補装具費支給<br>・日常生活用具給付   | ・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を支援した。  | A  | ・ホームヘルプサービス<br>・ショートステイ<br>・補装具費支給<br>・日常生活用具給付  | ・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を支援した。   | A  | 継続  | ・ホームヘルプサービス<br>・ショートステイ<br>・補装具費支給<br>・日常生活用具給付   |                 |
|   | (2) 日常生活支援の充実<br>障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。 | 福祉課   | ・施設入所支援<br>・通所施設利用支援<br>・グループホーム利用支援  | ・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、通所型施設サービスの適切な提供を支援した。<br>・グループホームの整備等に係る支援を拡充し、施設整備の促進を図った。   | A  | ・施設入所支援<br>・通所施設利用支援<br>・グループホーム利用支援   | ・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、通所型施設サービスの適切な提供を支援した。<br>・グループホームの整備等に係る支援を拡充し、施設整備の促進を図った。                                  | A  | 継続  | ・施設入所支援<br>・通所施設利用支援<br>・グループホーム利用支援  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け |  |   | 担当課 | 2017(H29)年度                   |   |    | 2018(H30)年度                              |  |    | 方向性 | 方向性の理由                                    | 2019(H31)年度     |
|-----------------|--|---|-----|-------------------------------|---|----|--|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策      |  |   |     | 事業計画                          | 実施状況                                      | 評価 | 事業計画                                     | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |  |   |     |                               |   |    |  |  |    |     |   | 実施施策            |
| —               |  | ③ケアマネジメント体制の確立<br>障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを進めます。 | 福祉課 | ・相談事業者が行う計画作成等による障害福祉サービス等の提供 | ・計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援した。 | A  | ・計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援する | ・計画作成等に係る介護給付費等の給付により、障害のある人の相談に応じるとともに、個々の生活実態を把握し、これに即したサービス利用や関係機関と連携した支援につなげた。 | A  | 継続  | ・計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援する。 |                 |



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課          | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度  |  |    | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|--|--|--------------|--|--|----|--|--|----|-----|--|-----------------|
| 目的達成のための施策   |  |              | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画   | 実施状況   | 評価 |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)   |  |              |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| 実施施策   |  |              |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| 第1節 人権擁護の確立<br>女性に対する人権侵害の防止に向けた啓発を行うとともに、女性が差別や虐待を受けた場合は、被害者に対する聞き取りを行い、関係機関等と連携しながら問題解決を図り、暴力を許さない社会づくりと被害者の支援に取り組みます。 |  |              |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| 一  | (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり<br>DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業の充実に取り組みます。 | 男女共同参画推進センター | (再)女性相談事業<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務<br>月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>出張相談<br>延長電話相談<br>毎週火曜日 17:00～19:00             | (再)女性相談員3人を配置し、寄せられる様々な相談に対し適切に対応することができた。なお、女性相談と関係機関・関係課等との連携や協力不足に起因する苦情はなかった<br>相談延べ件数:4,429件<br>相談実人員:251人<br>(再)女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、デートDV防止リーフレットや大型パネルで相談窓口を周知した。<br>・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に關係する講座の開催<br>センター講座1回(3月1回・17人)、出前講座2回(10月11月各1回・計262人)   | A  | (再)女性相談窓口の設置<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>(毎週火曜日のみ相談時間を19:00まで延長)<br>出張相談(市内公的施設等)        | (再)女性相談員3人を配置し、寄せられる様々な相談に対し適切に対応ができていない。なお、女性相談と関係機関・関係課等との連携や協力不足に起因する苦情は寄せられていない。<br>相談延べ件数:5,000件<br>相談実人員:300人<br>女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、デートDV防止リーフレットや大型パネルで相談窓口を周知した。<br>・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に關係する講座の開催<br>センター講座2回(6月56人、12月開催予定1回)、出前講座2回(7月2回・計284人)  | A  | 継続  | (再)女性相談窓口の設置<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>(毎週火曜日は相談時間を19:00まで延長)<br>出張相談(市内公的施設等)<br>「女性に対するあらゆる暴力の防止」に關係する講座の開催(1講座以上)         |                 |
|  | (2) 女性相談への的確な対応<br>女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対応するため、関係機関と連絡調整し、的確な対応に努めます。  | 男女共同参画推進センター | (再)女性相談事業<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務<br>月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>出張相談<br>延長電話相談<br>毎週火曜日 17:00～19:00             | (再)女性相談員3人を配置し、寄せられる様々な相談に対し適切に対応することができた。なお、女性相談と関係機関・関係課等との連携や協力不足に起因する苦情はなかった<br>相談延べ件数:4,429件<br>相談実人員:251人<br>(再)女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、デートDV防止リーフレットや大型パネルで相談窓口を周知した  | A  | (再)女性相談窓口の設置<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>(毎週火曜日のみ相談時間を19:00まで延長)<br>出張相談(市内公的施設等)        | (再)女性相談員3人を配置し、寄せられる様々な相談に対し適切に対応ができていない。なお、女性相談と関係機関・関係課等との連携や協力不足に起因する苦情は寄せられていない<br>相談延べ件数:5,000件<br>相談実人員:300人<br>・女性相談窓口の周知<br>広報上越、情報紙、女性相談カード、デートDV防止リーフレットや大型パネルで相談窓口を周知した   | A  | 継続  | (再)女性相談窓口の設置<br>相談窓口の広報・周知<br>相談業務:月曜日～土曜日 9:00～17:00<br>(毎週火曜日は相談時間を19:00まで延長)<br>出張相談(市内公的施設等)   |                 |
|  | (3) 被害女性の安全確保と支援体制の整備<br>あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。   | 男女共同参画推進センター | ・一時保護施設や警察等関係機関との連携<br>・緊急一時保護生活費の貸与   | ・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図った<br>・DV庁内連絡会議を開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した<br>(緊急一時保護施設入所者:1人、緊急一時保護生活費の貸与:なし)  | A  | ・一時保護施設や警察等関係機関との連携<br>・緊急一時保護生活費の貸与   | ・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している<br>・DV庁内連絡会議を開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した<br>(緊急一時保護施設入所者:1人、緊急一時保護生活費の貸与:なし)  | A  | 継続  | ・一時保護施設や警察等関係機関との連携<br>・緊急一時保護生活費の貸与   |                 |
|  | (4) 性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動<br>地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報や各種講座の開催などの啓発活動などを進めます。  | 男女共同参画推進センター | ・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部)<br>・男女共同参画サポーターの募集<br>・男女共同参画コーナーでの情報提供 | ・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>[テーマ]<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:防災と男女共同参画<br>12/15号:DV防止<br>3/15号:市民意識調査の結果<br>…それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施<br>・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部(3月発行・公表))<br>・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会・研修会の開催<br>・男女共同参画コーナーでの情報提供<br>・「固定的性別役割分担意識の解消」に關係する講座の開催<br>県女性財団との共催講座1回(10月1回・23人) | A  | ・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部)<br>・男女共同参画サポーターの募集<br>・男女共同参画コーナーでの情報提供 | ・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>[テーマ] それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:デートDVとは<br>12/15号:リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて(予定)<br>3/15号:LGGBTについて(予定)<br>・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部、11月発行・公表予定)<br>・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会・研修会の開催<br>・男女共同参画コーナーでの情報提供<br>・「固定的性別役割分担意識の解消」に關係する講座の開催<br>センター講座1回(9月・22人)、出前講座1回(11月開催予定) | A  | 継続  | ・情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>・「男女共同参画の取組」冊子の発行・配布(発行部数100部)<br>・男女共同参画サポーターの募集<br>・男女共同参画コーナーでの情報提供<br>・「固定的性別役割分担意識の解消」に關係する講座の開催(1講座以上) |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課          | 2017(H29)年度  |  |  | 2018(H30)年度  |   |  | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|--|--|--------------|--|--|--|--|---|--|-----|--|-----------------|
| 目的達成のための施策   |  |              | 事業計画   | 実施状況   | 評価   | 事業計画   | 実施状況  | 評価   |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)   |  |              |  |  |  |  |   |  |     |  |                 |
| 実施施策   |  |              |  |  |  |  |   |  |     |  |                 |
| -  |  | 人権・同和対策室     | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)      | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。                      | A  | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の周知<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回) | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言を周知した。<br>(再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。   | B  | 継続  | (再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言を周知<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)                         |                 |
|  |  |              | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布   | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。 | A  | (再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開発する特設人権相談所や法務局の相談窓口を広報上越と市ホームページで周知<br>(再)特設人権相談所を開発するための会場提供(20回程度)      | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)  | A  | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度) |                 |
|  |  |              | 人事課  | ・旧姓使用制度の適正運用   | ・適正運用している<br>申請に対する承認率100%<br>制度新規利用者:正規職員5人、非常勤一般職1人<br>利用中止者:正規職員4人、非常勤一般職1人 | A  | ・旧姓使用制度の適正運用  | ・適正運用している<br>申請に対する承認率100%(H30.9.26現在)<br>制度新規利用者:正規職員0人、非常勤一般職1人<br>利用中止者:正規職員1人、非常勤一般職0人 | A   | 継続   | ・旧姓使用制度の適正運用    |
| 第2節 人権教育・啓発の推進<br>市民一人一人が互いの適性や能力の違いを認め、男女平等の意識化が図られるように、人権教育・啓発活動を推進します。  |  |              |  |  |  |  |   |  |     |  |                 |
| -  | (1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発<br>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識の改革を図るため、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。                          | 男女共同参画推進センター | ・男女共同参画推進センター講座の開催(人権と男女共同参画に関する講座。対象:市民。センター講座全体で10講座開催)        | ・「男女共同参画に関する意識啓発」に係る講座の開催(6月2回、3月1回、計123人)、出前講座9回(5月1回、10月2回、11月6回、計504人)  | A  | ・男女共同参画推進センター講座の開催(人権と男女共同参画に関する市民対象の講座。3講座開催予定。)  | (再)「男女共同参画に関する意識啓発」に係る講座の開催<br>センター講座6回(6月2回82人、10月2回、11月12月各1回開催予定)、出前講座11回(5月3回100人、6月1回30人、7月2回284人、10月2回・11月3回開催予定)   | A  | 継続  | ・「男女共同参画に関する意識啓発」に係る講座の開催(1講座以上)   |                 |
|  |  | 男女共同参画推進センター | (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)                                 | (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)   | A  | (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)   | (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>[テーマ] それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:デートDVとは<br>12/15号:リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて(予定)<br>3/15号:LGBTについて(予定) | A  | 継続  | (再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)   |                 |
|  |  | 保育課          | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践  | (再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。  | A  | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践  | (再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。   | A  | 継続  | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践  |                 |
| -  | (2)学校などにおける男女平等教育の推進と教育関係者等への意識啓発<br>保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、男女の人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実を図ります。併せて、保護者、教育関係者への意識啓発を推進します。   | 学校教育課        | ・校外研修会を開催  | ・外部講師を招いた研修会や県の教職員研修の手引き等を活用した研修会など、各校が工夫して研修会を行った。  | A  | ・全体計画の見直しと校内研修会の実施   | ・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、校内研修を行うよう校長会で指導   | A  | 継続  | ・全体計画への明記と校内研修の実施  |                 |
|  |  | 社会教育課        | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16会場で開催予定)                        | (再)人権を考える講話会を16小学校区で開催した(参加延べ人数506人)。  | A  | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)  | (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催している(9月末時点で6小学校区において開催し、205人参加)。  | A  | 継続  | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)  |                 |
| 第3節 社会参画の推進<br>男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場に女性と男性と対等に参画することが大きな意味をもちます。したがって、研修や学習する機会を提供するとともに、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めていきます。 |  |              |  |  |  |  |   |  |     |  |                 |
| -  | (1)公委委員への応募促進<br>政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の開催やリポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を講じていくことで、公委委員への女性の応募を促します。 | 男女共同参画推進センター | ・男女共同参画推進センター講座の開催(女性のスキルアップ・社会参画促進に関する講座。対象:市民。センター講座全体で10講座開催) | ・女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発に関する講座の開催<br>センター講座9回(10月～12月9回)・計54人)  | A  | ・男女共同参画推進センター講座の開催(女性のスキルアップ・社会参画促進に関する市民対象の講座。2講座開催予定。)   | ・女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発に関する講座の開催<br>センター講座4回(7月4回・29人)  | A  | 継続  | ・女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発に関する講座の開催(1講座以上)  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け |   | 担当課          | 2017(H29)年度  |   |    | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|-----------------|---|--------------|--|---|----|--|---|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策      |   |              | 事業計画   | 実施状況  | 評価 | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |   |              |  |   |    |  |   |    |     |   |                 |
| 実施施策            |   |              |  |   |    |  |   |    |     |   |                 |
| 一               | (2) 女性登用率の向上<br>市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組みとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意図した推薦を依頼するなど、ポシティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。   | 男女共同参画推進センター | ・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼  | ・平成29年3月31日現在の審議会等における女性委員の登用率は、平成28年3月31日現在と比較し、1.0ポイント低下の28.7%であった。   | C  | ・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼  | ・平成30年3月31日現在の審議会等における女性委員の登用率は、平成29年3月31日現在と比較し、0.2ポイント向上の28.9%であった。<br>・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。  | C  | 継続  | ・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼   |                 |
|                 | (3) 家事・育児等と地域活動の両立支援<br>男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。  | 男女共同参画推進センター | ・男女共同参画推進センター講座の開催(家庭での子育て支援に関する講座)<br>(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部)   | ・「家庭での子育て支援等」に関する講座の開催<br>センター講座4回(12月1回、3月2回・計108人)、出前講座1回(5月・52人)<br>(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数:4回)<br>[テーマ]<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:防災と男女共同参画<br>12/15号:DV防止<br>3/15号:市民意識調査の結果<br>…それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの浸透、男性への意識啓発の一環として、家事・育児等と地域活動の両立支援につながる意識啓発を実施 | A  | ・男女共同参画推進センター講座の開催(家庭での子育て支援等に関する市民対象の講座。2講座開催予定。)<br>(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部)                        | ・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催<br>センター講座2回(9月10月各1回・計69人)、出前講座2回(5月50人、11月開催予定)<br>(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部、発行回数4回)<br>[テーマ] それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:デートDVとは<br>12/15号:リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて(予定)<br>3/15号:LGBTについて(予定) | A  | 継続  | ・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上)<br>(再)情報紙の発行・配布(発行部数10,000部・4回)                            |                 |
|                 | (4) 役職者への女性の積極登用の促進<br>役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を行います。  | 男女共同参画推進センター | ・男女共同参画推進センター出前講座の開催(女性の参画促進のための意識啓発講座。対象:市民、要望により派遣)  | ・「女性の参画促進」に関する講座の開催<br>出前講座2回(4月10月各1回・153人)  | A  | ・男女共同参画推進センター出前講座の開催(女性の参画促進につながるような市民対象の意識啓発講座。要望により講師等を派遣する。)  | ・「女性の参画促進」に関する講座の開催<br>出前講座1回(11月開催予定)  | A  | 継続  | ・「女性の参画促進」に関する出前講座の開催(1講座以上)<br>※女性の参画促進につながるような市民対象の意識啓発講座。要望により講師等を派遣する。              |                 |
|                 | 第4節 職業の安定と雇用の促進<br>性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、母性を尊重しつつ充実した職業生活の実現に取り組めます。また、ライフスタイルに合った多様な働き方と雇用の継続を可能とする環境づくりのほか、農業や商工自営業では、男女が対等なパートナーとして共に経営及びこれに関連する活動に参画するなど、労働における男女平等を推進します。 |              |  |   |    |  |   |    |     |   |                 |
| 一               | (1) 女性の職業能力の開発・育成の支援<br>女性の再就職に向けた支援を行います。  | 産業振興課        | ・女性の再就職に向けたセミナーの開催(対象:結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人、開催回数:1回)   | ・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを開催した。(9人参加)  | A  | ・女性の再就職に向けたセミナーを開催する。(対象:結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人、開催回数:1回)<br>・雇用政策専門員による相談会を開催する(申込に応じて月1回開催)。 | ・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを開催(マザーズ再就職支援セミナー10/3)<br>・雇用政策専門員による相談会を開催(申込に応じて月1回開催)  | A  | 継続  | ・女性の再就職に向けたセミナーを開催する。(対象:結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人)<br>・雇用政策専門員による相談会を開催する。       |                 |
|                 | (2) 育児休業、介護休業取得に向けた啓発<br>子どもの養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を図っていきます。   | 産業振興課        | ・市ホームページ等で情報発信を行うとともに、関係機関と連携した意識啓発(仕事と家庭生活等の両立ができる職場環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を応援する補助金制度の実施をホームページ等で周知) | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図った。   | A  | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。   | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図った。   | A  | 継続  | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。  |                 |
|                 | (3) 女性農業者の育成<br>女性農業者が能力を最大限に発揮し、農業経営への積極的な参画を始め、より一層活躍できるように意識啓発を図っていきます。  | 農政課          | ・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会等の開催  | ・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を開催している。<br>開催実績:10回、延べ26人参加(農業経営力向上研修会、簿記研修会、財務諸表研修会、農作業事故防止研修会、担い手間連携に関する研修会、会計・税務研修会、経営改善・6次産業化研修会、従業員育成・労務管理研修会、経営診断分析研修会、経営継承研修会)   | A  | ・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を行う。  | ・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を開催している。<br>・6回の研修会(会計・税務研修会、農作業事故防止研修会、簿記研修会、法人間連携に関する研修会、経営改善・6次産業化研修会、経営継承・労務管理研修会)を行う。<br>・既に会計・税務研修会と農作業事故防止研修会を開催し、延べ5人が参加。  | A  | 継続  | ・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を行う。   |                 |
|                 | (4) 職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備<br>働く人の個性や価値観に応じたやりとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を図っていきます。  | 産業振興課        | ・事業者等への意識啓発のための市ホームページでの周知やチラシの配布  | ・ワーク・ライフ・バランス推進に関するチラシの作成や市ホームページで事業者等への意識啓発を図った。   | A  | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。<br>・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。                | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。<br>・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。   | A  | 継続  | ・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携して意識啓発を図る。<br>・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。 |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課   | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度  |   |  | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度  |
|---|--|-------|--|--|----|--|---|--|-----|--|--|
| 目的達成のための施策  |  |       | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画   | 実施状況  | 評価   |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案)  |
| 具体的な施策(目的)  |  |       |  |  |    |  |   |  |     |  |  |
| 実施施策  |  |       |  |  |    |  |   |  |     |  |  |
| -   | (5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進<br>ひとり親家庭の父又は母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連携した就職支援を推進していきます。  | こども課  | ・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用の助成<br>・就労支援のための母子自立支援員による情報提供や相談対応  | ・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(全員…年4回、新規対象者等…随時)<br>・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布した。<br>・自立支援プログラム作成:7件<br>・自立支援教育訓練給付金:10件<br>・高等職業訓練促進給付金:6人                             | A  | ・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用の助成するため、児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。<br>・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。<br>・自立支援プログラム作成  | ・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。<br>・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。<br>・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付  | A  | 継続  | ・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用の助成するため、児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。<br>・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。<br>・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付 |  |
|   | (6)市役所で働く女性職員の活躍推進<br>女性活躍推進法の施行に伴い、2016(平成28)年3月に改訂した「上越市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。<br>また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。 | 人事課   | ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや合同企業説明会、市ホームページ等で市の取組をPR<br>・人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所への配置<br>・主任級女性職員1人が、自治大高校第1部・第2部特別課程を受講<br>・平成29年4月1日から、主事級女性職員1人が(独)日本貿易振興機構新潟貿易情報センターで派遣研修を実施 | ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPR<br>・人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所への配置<br>・主任級女性職員1人が、自治大高校第1部・第2部特別課程を受講<br>・平成29年4月1日から、主事級女性職員1人が(独)日本貿易振興機構新潟貿易情報センターで派遣研修を実施 | A  | ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPR<br>・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所への配置<br>・主任級女性職員1人が(独)日本貿易振興機構東京本部で派遣研修中<br>・派遣先について毎年検討・見直しを行う中で、平成30年度は、市の人材マネジメントの中心となる職員養成のため、自治大高校への派遣研修に替えて別の研修機関へ、主事級の女性職員1人を派遣する。 | ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPR<br>・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所への配置<br>・主任級女性職員1人が(独)日本貿易振興機構東京本部で派遣研修中<br>・派遣先について毎年検討・見直しを行う中で、平成30年度は、市の人材マネジメントの中心となる職員養成のため、自治大高校への派遣研修に替えて 早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会へ、主事級の女性職員1人を派遣中 | A  | 継続  | ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPR<br>・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所への配置<br>・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施    |  |
|   | (7)学校で働く女性教職員の活躍推進<br>学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働き掛けを校長に促します。  | 学校教育課 | ・各学校への管理職選考検査受検の働き掛け   | ・管理職は、女性校長が10人で14%、女性教頭が13人で18%となっている。またミドルリーダーとなる女性教務主任は21人で29%、女性研究主任は41人57%となっている。  | A  | ・女性教員の管理職選考検査受検に向けた積極的な働きかけと教務主任や研究主任への登用  | ・管理職は、女性校長が13人で18%、女性教頭が15人で20%となっている。またミドルリーダーとなる女性教務主任は18人で25%、女性研究主任は41人57%となっている。<br>・校長:男性59人、女性13人<br>・教頭:男性57人、女性15人<br>・教務主任:男性53人、女性19人<br>・研究主任:男性30人、女性42人   | A  | 継続  | ・女性教員の管理職選考検査受検に向けた積極的な働きかけと教務主任や研究主任への登用の推進   |  |
| <p>第5節 社会福祉の充実</p> <p>子育てや介護等の負担感を減らし、安心して仕事と家庭を両立させるためには、様々な環境整備を進めることが大切です。保育サービスの充実、育児・介護に関する情報提供、相談体制の充実、地域で子育てや介護を支援する体制の確立、健康支援、心身の悩み相談、ボランティア活動による健康支援など一人一人が生きがいをもてるよう環境整備を図っていきます。</p> |  |       |  |  |    |  |   |  |     |  |  |
| -   | (1)特別保育事業等の充実<br>女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。  | こども課  | ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施<br>・子育てジョイカード事業   | ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施<br>・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付した。  | A  | ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施<br>・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。  | ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施<br>・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。   | A  | 継続  | ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施<br>・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。  |  |
|   |  | 保育課   | ・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスの提供   | ・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスの提供を実施した。   | A  | ・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの提供  | ・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。   | A  | 継続  | ・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの提供  |  |
|   |  | 学校教育課 | ・特別保育事業(開設数:51か所)<br>・利用者アンケートによる保護者ニーズの把握、及び支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善の推進  | ・市内全ての小学校を対象に通年で開設し、子育てと就労の両立を支援している。<br>・特別な配慮を要する児童の対応や小学校等の連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3名と指導主事を1名を配置し、巡回指導を行った。   | A  | ・特別保育事業(開設数:51か所)<br>・利用者アンケートを実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。<br>・利用者アンケートを年度末までに実施し、クラブの環境改善に努める。  | ・市内全ての小学校を対象に通年で開設し、子育てと就労の両立を支援している。<br>・特別な配慮を要する児童の対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3名と指導主事1名を配置し、巡回による指導等を行っている。<br>・利用者アンケートを年度末までに実施し、クラブの環境改善に努める。   | ・特別保育事業(開設数:51か所)<br>・特別な配慮を要する児童への対応<br>・利用者アンケートを実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。 | A   | 継続   | ・特別保育事業(開設数:51か所)<br>・特別な配慮を要する児童への対応<br>・利用者アンケートを実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け |  | 担当課          | 2017(H29)年度   |      |  | 2018(H30)年度   |      |    | 方向性  | 方向性の理由 | 2019(H31)年度     |
|-----------------|--|--------------|---|------|--|---|------|----|--|--------|-----------------|
| 目的達成のための施策      |  |              | 事業計画  | 実施状況 | 評価   | 事業計画  | 実施状況 | 評価 |  |        | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |  |              |   |      |  |   |      |    |  |        | 実施状況            |
|                 | <p>② 男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実</p> <p>介護に関する男女共同参画推進センター講座の開催など、男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実を図ります。</p>                  | 男女共同参画推進センター | (再)情報紙の発行・配布(発行部数:10,000部、発行回数:4回)<br>6/15号:男女共同参画週間、<br>9/15号:防災と男女共同参画、<br>12/15号:DV防止、<br>3/15号:市民意識調査の結果…それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消や男性への意識啓発の一環として、男女共同参画の視点に立った介護支援に向けた意識啓発を実施 | A    | (再)情報紙の発行・配布(発行部数:10,000部、発行回数:4回)   | (再)情報紙の発行・配布(発行部数:10,000部、発行回数:4回)<br>[テーマ]それぞれテーマを取り上げる中で、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施<br>6/15号:男女共同参画週間<br>9/15号:デートDVとは<br>12/15号:リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて(予定)<br>3/15号:LGBTについて(予定)<br>・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催<br>センター講座1回(2月開催予定) | A    | 継続 | (再)情報紙の発行・配布(発行部数:10,000部、発行回数:4回)<br>・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)   |        |                 |
|                 | <p>③ 女性の心身の健康支援</p> <p>ライフステージに応じて的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を図ります。</p> | 健康づくり推進課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康サポートセンターでの健康相談</li> <li>・健康づくりリーダー事業</li> <li>・食生活改善推進員養成、育成</li> <li>・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供</li> </ul>                              | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康サポートセンターでの健康相談</li> <li>・健康づくりリーダー事業</li> <li>・食生活改善推進員養成、育成</li> <li>・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康サポートセンターでの相談件数は延230件</li> <li>・市内30地区ごとに健康づくりリーダーの研修会を年2回実施</li> <li>・食生活改善推進員養成講座を10月からH30.1月まで5回コースで実施</li> <li>・育成研修として全体研修を2回実施</li> <li>・レディース検診を年87回実施するとともに、健康教育を実施</li> </ul>   | A    | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康サポートセンターでの健康相談</li> <li>・健康づくりリーダー事業</li> <li>・食生活改善推進員養成・育成</li> <li>・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供</li> </ul> |        |                 |
|                 |  | 男女共同参画推進センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進センター講座の開催(女性の健康づくり講座。対象:市民、センター講座全体で10講座開催)</li> </ul>  | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の健康支援」に関する講座の開催(センター講座4回(10月～11月4回・計48人))</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の健康支援」に関する講座の開催(女性の性と生殖に関する健康と権利)に関する市民対象の講座。1講座開催予定。)</li> </ul>  | A    | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の健康支援」に関する講座の開催(1講座以上)</li> </ul>   |        |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課      | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度   |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|--|----------|---|---|----|---|---|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |  |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| 実施施策  |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| 第1節 人権保障の実現<br>働く権利は、いわゆる「健康で文化的な生活を営む権利」を享有するためには最も重要な権利であり、国籍に関係なく職業選択の自由と働く権利が保障されるように取り組めます。                      |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| 1 国籍案項  |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| (1)採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。   |  | 人事課      | ・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。                             | ・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。   | A  | ・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。                             | ・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。   | A  | 継続  | ・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。                     |                 |
|   |  | 共生まちづくり課 | ・地方参政権の保障に向けた情報収集   | ・ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。  | A  | ・地方参政権の保障に向けた情報収集   | ・ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。  | A  | 継続  | ・地方参政権の保障に向けた情報収集                                 |                 |
| 第2節 人権教育・啓発の推進  |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| 1 人権啓発推進組織の充実<br>外国人市民に対する理解を深め、差別や偏見の解消と多文化共生に向けた取組の重要性についての認識を市民に広げるため、市及び関係団体の組織の充実にを図り、交流事業や啓発活動を推進します。           |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| (1)国際交流センター機能の充実<br>上越市市民プラザ内に開設している国際交流センターを、情報提供や交流の場として活用します。  |  | 共生まちづくり課 | ・国際化の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場を提供(上越国際交流協会へ委託)。         | ・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際化の拠点として広く利用された(上越国際交流協会に委託)。<br>・利用実績:9,716人 | A  | ・国際化の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場を提供(上越国際交流協会へ委託)。         | ・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際化の拠点として広く利用された(上越国際交流協会に委託)。<br>・利用実績:9,710人(見込)                         | A  | 継続  | ・国際化の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場を提供(上越国際交流協会へ委託)。 |                 |
| (2)民間団体活動との連携<br>外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係団体と連携し、交流の促進を図ります。  |  | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定                          | ・県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。<br>・4月27日開催:13団体22人参加             | A  | ・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定                          | ・県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。<br>・4月25日開催:10団体16人参加   | A  | 継続  | ・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定                  |                 |
| (3)交流事業の推進<br>多文化共生社会の実現に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の開催など、交流事業を推進します。   |  | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施<br>※くろがる:クロスカルチャー | ・上越国際交流協会が料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。                              | A  | ・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施<br>※くろがる:クロスカルチャー | ・上越国際交流協会が料理交流会やくろがるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。  | A  | 継続  | ・上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施           |                 |
| (4)国際交流ボランティアの養成<br>市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を開催します。  |  | 共生まちづくり課 | ・国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)                           | ・国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・全4回:5人受講              | A  | ・上越国際交流協会へ委託して国際交流ボランティア養成講座の開催                           | ・国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・全4回:10人受講(見込)                                     | A  | 継続  | ・国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)                   |                 |
| 2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進<br>外国人市民の文化や生活習慣を理解するとともに、互いの偏見や誤解をなくし共生できる社会を実現するため、市民の国際的な人権感覚を養う学習活動や啓発活動の充実を図ります。 |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| (1)就学前教育における国際理解教育  |  |          |   |   |    |   |   |    |     |   |                 |
| ア 保育・教育者の資質と指導力の向上<br>遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。                          |  | 保育課      | ・園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践                  | ・保護者に事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の仕事等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。                         | A  | ・園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践                  | ・保護者に事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の仕事等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。   | A  | 継続  | ・園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践          |                 |
|   |  | 学校教育課    | ・外国人園児についての研修の実施と、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ                  | ・外国人園児について、園内で研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。   | A  | ・異文化理解についての研修の実施と、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ                  | ・外国人園児について、校内研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。  | A  | 継続  | ・異文化理解についての研修の実施と、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ          |                 |
| イ 保護者啓発の充実<br>外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。   |  | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会による子育てカフェやキッズワールド広場などの国際理解交流事業の実施                | ・上越国際交流協会は子育てカフェやキッズワールド広場など積極的に国際理解交流事業を実施し、市民の国際感覚の醸成に取り組んだ。                      | A  | ・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施            | ・上越国際交流協会はキッズワールド広場やホストファミリーの会など積極的に国際理解交流事業を実施し、市民の国際感覚の醸成に取り組んだ。  | A  | 継続  | ・上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施    |                 |
|   |  | 保育課      | (再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施              | (再)保護者には事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の仕事等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。                      | A  | (再)園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践                | (再)外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の仕事等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。   | A  | 継続  | (再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施      |                 |
|   |  | 学校教育課    | ・異文化(食事や習慣)理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す取組の働きかけ                  | ・日本語のできる保護者や関係者と話し合いながら、その子にあった教育について共通理解を図った。                                      | A  | ・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ                            | ・関係者で話し合いながら、その子にあった教育について共通理解を図った。また、保護者参観の行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話した。保護者同士の理解も進み、保護者や園児に対し温かくかわわっている様子が見られた。 | A  | 継続  | ・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ                    |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課      | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度  |   |                 | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度 |
|--|--|----------|---|---|----|--|---|-----------------|-----|---|-------------|
| 目的達成のための施策   |  |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画   | 実施状況  | 評価              |     |   |             |
| 具体的な施策(目的)   |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
| 実施施策   |  | 事業計画     |   | 実施状況  |    | 評価   |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |     |   |             |
| ②学校教育における国際理解教育  |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
| ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実<br>外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 |  | 学校教育課    | ・ALTIによる授業や日常生活の中での異文化理解の促進   | ・ALTIが授業や学校生活で児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な態度が高まっている。  | A  | ・異文化理解の促進のためのALTIの授業や外国人市民との活動の促進  | ・ALTIが授業や学校生活で児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な態度が高まっている。  | A               | 継続  | ・異文化理解の促進のためのALTIの授業や外国人市民との活動の促進                                 |             |
| イ 国際化に対応した国際理解教育の推進<br>外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。  |  | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施  | ・上越国際交流協会は自主事業としてJOIN学習塾を開催し日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。   | A  | ・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施   | ・上越国際交流協会は自主事業としてJOIN学習塾を開催し日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。   | A               | 継続  | ・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施          |             |
| ウ 母語による教科支援<br>上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して母語による教科支援を行います。   |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
| ③社会教育における国際理解教育  |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
| ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供<br>外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を開催します。                                  |  | 共生まちづくり課 | ・生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)<br>・開催日:水、金曜日…9:30～11:00<br>木曜日…17:30～19:00<br>土曜日…10:00～11:30<br>・参加人数:90回、のべ683人 | ・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会に委託)。  | A  | ・生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)<br>・開催日:水、金曜日…9:30～11:00<br>木曜日…17:30～19:00<br>土曜日…10:00～11:30<br>・参加人数90回、のべ680人(見込) | ・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会に委託)。  | A               | 継続  | ・生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)  |             |
| イ 市民の学習・啓発活動の充実<br>外国人市民についての理解を深めるため、国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の開催に取り組みます。                     |  | 共生まちづくり課 | (再)国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)<br>・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)   | (再)国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・全4回:5人受講<br>・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会に委託)。 | A  | (再)国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)<br>・全4回:10人受講(見込)<br>・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会に委託)。     | (再)国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会に委託)。   | A               | 継続  | (再)国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)<br>・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託) |             |
| ウ 青少年を対象とした国際理解の推進<br>「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。                              |  | 社会教育課    | ・小学校4～6年生を対象とした世界の文化の講座の実施(4回)  | 謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した。全4回の講座で、12人が申込み、延べ41人が参加した。  | A  | ・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(3回)   | 謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施している。全3回の講座で25人が受講している。   | A               | 継続  | ・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(3回)                                  |             |
| エ 市職員の資質の向上<br>外国人市民に学習の場や情報を提供し、指導や援助の充実を図るため、研修などにより市職員の資質の向上に取り組みます。  |  | 共生まちづくり課 | ・外国人市民と関係する課等の職員と情報を共有<br>・必要に応じ勉強会等を開催   | ・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。  | A  | ・外国人市民と関係する課等の職員と情報を共有<br>・必要に応じ勉強会等を開催  | ・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。  | A               | 継続  | ・外国人市民と関係する課等の職員と情報を共有<br>・必要に応じ勉強会等を開催                           |             |
| 第3節 社会参画の推進<br>外国人市民に対する差別撤廃のための啓発活動と情報提供や相談の充実など、外国人市民の人権を擁護し、社会参画の促進を図るための取組を進めます。   |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
| ①外国人市民の社会参画<br>外国人市民の要望や意見が反映され、より住み良い地域社会が形成されるように、市内に住む外国人の意向調査や外国人有識者を招いて懇談会を行います。  |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
|  |  | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会と連携し、外国人と市民等との意見交換会の開催   | ・2017年度は、議会上越国際交流協会と連携し、外国人市民の意見交換会を開催。<br>・9月30日開催:外国人11人、議員10人参加  | A  | ・上越国際交流協会と連携し、外国人と市民等との意見交換会の開催  | ・有識者同席のもと外国人相談の相談員との意見交換会を開催し、外国人市民の現状や必要とされる支援について把握した。<br>・外国人と市長とのミニ対話集会を開催し、外国人が抱える悩みや要望などについて意見交換を行った。 | A               | 継続  | ・上越国際交流協会と連携し、外国人と市民等との意見交換会の開催                                   |             |
| ②啓発の推進<br>共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の開催など交流事業を充実させます。  |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
|  |  | 共生まちづくり課 | (再)上越国際交流協会による料理交流会やぐるかるカフェなどの国際理解交流事業の実施   | (再)上越国際交流センターが料理交流会やぐるかるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。  | A  | (再)上越国際交流協会による料理交流会やぐるかるカフェなどの国際理解交流事業の実施  | (再)上越国際交流センターが料理交流会やぐるかるカフェなどの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。  | A               | 継続  | (再)上越国際交流協会による料理交流会やぐるかるカフェなどの国際理解交流事業の実施                         |             |
| ③相談体制の充実<br>外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に際しては、専門的な知識を持ち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、関係機関や民間団体・組織と連携して人材確保に取り組み、相談体制の充実を図ります。   |  |          |   |   |    |  |   |                 |     |   |             |
|  |  | 共生まちづくり課 | (再)外国人相談業務を実施(上越国際交流協会へ委託)  | (再)外国人相談窓口を開設し、問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・開設日:月、木曜日…13:00～17:00<br>土曜日…9:00～13:00<br>・相談件数:3月末見込、344件                     | A  | (再)外国人相談業務を実施(上越国際交流協会へ委託)   | (再)外国人相談窓口を開設し、問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・開設日:月、木曜日…13:00～17:00<br>土曜日…9:00～13:00<br>・相談件数:340件(見込)   | A               | 継続  | (再)外国人相談業務を実施(上越国際交流協会へ委託)  |             |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課      | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度   |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度 |                 |
|---|---|----------|---|---|----|---|---|----|-----|---|-------------|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性の理由      | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |          |   |   |    |   |   |    |     |   |             | 実施状況            |
| 実施施策  |   |          |   |   |    |   |   |    |     |   |             |                 |
| -   | (4)日本語習得の支援<br>外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を開催するほか、民間ボランティア団体による日本語教室や講座の開催を支援します。  | 共生まちづくり課 | (再)上越国際交流協会へ委託して生活日本語教室を開催  | (再)上越国際交流協会に委託して外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した。<br>・開催日:水、金曜日…9:30～11:00<br>木曜日…17:30～19:00<br>土曜日…10:00～11:30<br>・参加人数:90回、のべ683人 | A  | (再)上越国際交流協会へ委託して生活日本語教室を開催  | (再)上越国際交流協会に委託して外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した。<br>・開催日:水、金曜日…9:30～11:00<br>木曜日…17:30～19:00<br>土曜日…10:00～11:30<br>・参加人数:90回、のべ680人(見込) | A  | 継続  | (再)上越国際交流協会へ委託して生活日本語教室を開催  |             |                 |
|   | (5)情報提供の充実<br>社会生活に必要な各種の情報を提供するため、外国語表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成するとともに、内容や媒体の充実に取り組みます。また、各種案内表示についても外国語併記を推進します。                          | 共生まちづくり課 | ・上越国際経協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブック、ごみ分別ポスター・カレンダーの多言語版を発行 | ・上越国際経協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブックの多言語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した。  | A  | ・上越国際経協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブック、ごみ分別ポスター・カレンダーの多言語版を発行 | ・上越国際経協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブックの多言語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した。  | A  | 継続  | ・上越国際経協会へ委託し、国際交流センターのホームページ作成や広報上越、生活ガイドブック、ごみ分別ポスター・カレンダーの多言語版を発行 |             |                 |
|   | (6)医療通訳ボランティアの派遣<br>外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。   | 地域医療推進室  | ・医療通訳ボランティアの派遣  | ・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人と医師等との意思疎通を支援することで、市内在住の外国人の医療不安の軽減を図った。<br>・派遣件数:26件  | A  | ・医療通訳ボランティアの派遣  | ・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人と医師等との意思疎通を支援することで、市内在住の外国人の医療不安の軽減を図った。<br>・派遣件数:51件(見込)  | A  | 継続  | ・医療通訳ボランティアの派遣  |             |                 |
|   | (7)災害時の外国人への支援<br>災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき複数言語による広報・情報提供、相談員の派遣を行います。また、新潟県国際交流協会による多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携して、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。 | 共生まちづくり課 | ・災害時外国人支援の研修会への参加(新潟県国際交流協会主催)                                      | ・2017年度は上越市での開催であったため、上越国際交流協会と連携し、準備段階から主催者の新潟県国際交流協会に事業協力した。<br>・開催日:12月2日(土)<br>・参加人数:46人(外国人、国際交流団体、行政機関ほか)                                 | A  | ・災害時外国人支援の研修会への参加(新潟県国際交流協会主催)                                      | 新潟県国際交流協会が主催する災害時外国人支援研修会に参加し、模擬訓練を行った<br>・開催日:11月頃<br>・参加人数:45人(見込)  | A  | 継続  | ・災害時外国人支援の研修会への参加(新潟県国際交流協会主催)                                      |             |                 |
| 第4節 職業の安定と雇用の促進<br>国際結婚により将来も当市やその周辺地域で暮らそうとする外国人は、就業について切実な思いを持っています。関係機関との連携により、きめ細かな相談活動と啓発活動を推進します。 |   |          |   |   |    |   |   |    |     |   |             |                 |
| -   | (1)企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。  | 共生まちづくり課 | (再)外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)  | (再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・開設日:月、木曜日…13:00～17:00<br>土曜日…9:00～13:00<br>・相談件数:347件                             | A  | (再)外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)  | (再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会に委託)。<br>・開設日:月、木曜日…13:00～17:00<br>土曜日…9:00～13:00<br>・相談件数:340件(見込)                             | A  | 継続  | (再)外国人相談業務の実施(上越国際交流協会へ委託)  |             |                 |
|   |   | 産業振興課    | ・企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布               | (再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考についてのパンフレットを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。   | A  | ・企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布               | (再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考についてのパンフレットを配布  | A  | 継続  | ・企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布               |             |                 |



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課   | 2017(H29)年度   |  |   | 2018(H30)年度  |  |   | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|--|--|---|---|--|---|--|--|---|-----|--|-----------------|
| 目的達成のための施策   |  |   | 事業計画  | 実施状況   | 評価  | 事業計画   | 実施状況   | 評価  |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)   |  |   |   |  |   |  |  |   |     |  |                 |
| 実施施策   |  |   |   |  |   |  |  |   |     |  |                 |
| <p><b>第1節 人権擁護の確立</b><br/>                     高齢者に対する虐待や家族による財産の不正使用、詐欺・悪質訪問販売・悪徳商法による財産の侵害などが生じないよう、人権思想の普及・高揚を図る啓発活動を推進します。また、被害者からの相談については、国・県・人権擁護機関・民間人権団体と連携し的確に対応します。</p>  |  |   |   |  |   |  |  |   |     |  |                 |
| 一  | (1)人権擁護機関との連携<br>高齢者に対する人権侵害事案に適切に対処するため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体との確に連絡調整を行います。また、市民に対して、相談業務の内容や相談体制の周知を図ります。  | 人権・同和対策室  | (再)人権擁護委員協議会が特設人権相談所を開設するための会場提供<br>(再)開催情報を「広報上越」と市ホームページで周知 | (再)人権擁護委員協議会が特設人権相談所を開設するための会場を提供した(31回開催)。<br>(再)市民の相談に対応したほか、法務局の相談窓口を「広報上越」と市ホームページで紹介した。また、広報上越、市ホームページで市民に相談窓口の活用を周知した。               | A   | (再)適切な相談対応と、人権擁護委員協議会が開設する特設人権相談所や法務局の相談窓口を「広報上越」と市ホームページで周知<br>(再)特設人権相談所を開設するための会場提供(20回程度)    | (再)市民の相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口を、広報上越や市ホームページで市民に周知した。<br>(再)特設人権相談所の会場を提供した(21回開催)。                                | A   | 継続  | (再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口を、広報上越や市ホームページで市民に周知                               |                 |
|  |  | 高齢者支援課  | ・地域包括支援センターによる周知及び対応  | ・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。  | A   | ・地域包括支援センターによる周知及び対応   | ・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。  | A   | 継続  | ・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。                                  |                 |
|  | (2)人権啓発の推進<br>高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、広報上越や市ホームページによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者に対する行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。 | 人権・同和対策室  | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)   | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。                     | A   | (再)人権週間に合わせて、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題、性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)       | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。 | B   | 継続  | (再)人権週間に合わせて、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)                           |                 |
|  |  | 高齢者支援課  | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布                                      | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1400部)。<br>(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:225冊)。 | A   | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)                    | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。   | A   | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部)<br>(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊) |                 |
| 高齢者支援課   | (再)地域包括支援センターによる周知及び対応   | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。 | A   | (再)地域包括支援センターによる周知及び対応   | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。 | A  | 継続   | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。 |     |  |                 |
| <p><b>第2節 人権教育・啓発の推進</b><br/>                     (1)高齢者の実態を正しく把握し、高齢者の人権の尊重と生きがいの保障の実現を社会全体の課題と認識し、共に解決していくこととする態度の育成に取り組みます。<br/>                     (2)市民が、高齢者の生き方や高齢社会の在り方についての学習を通して、高齢者に対する偏見や差別の問題に気付くとともに、自分自身の課題としてとらえ、主体的に解決する意識を高めます。<br/>                     (3)高齢者の自立と社会参加を図る高齢社会の実現を目指して、世代を超えて互いを認め合う人間関係づくりに取り組みます。<br/>                     (4)教育関係者は、高齢者の人権に関わる研修を深め、学習及び活動の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協力して啓発や情報提供に取り組みます。</p> |  |   |   |  |   |  |  |   |     |  |                 |
| 一  | (1)市職員の資質の向上<br>市職員一人一人が、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができる資質と指導力を身に付けるための研修を実施します。  | 人権・同和対策室  | (再)新規採用職員、新任係長、区総合事務所人権担当職員、管理職員を対象とした研修の開催                   | (再)新規採用職員(5月12日)、係長職員(11月13日)、管理職員(8月7日)を対象として研修を実施した。   | A   | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(12月中旬)、管理職員(7月中旬)を対象とした研修会の開催   | (再)新規採用職員(5月11日に開催し、49人が参加)、係長職員(6月26、29日に開催し、110人が参加)、所属長(7月18日に開催し、74人が参加)を実施した。   | A   | 継続  | (再)新規採用職員(5月中旬)、係長職員(6月下旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会を開催   |                 |
|  | (2)教職員の資質の向上<br>高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修の充実に取り組みます。  | 学校教育課   | ・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き(県教委)等を活用した、各校における教職員研修への働きかけ     | ・校内での研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図った。   | A   | ・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」等を活用した教職員研修への働きかけ   | ・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図る。   | A   | 継続  | (再)各種研修会や学校訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図る。  |                 |
|  | (3)学習と交流の機会の充実<br>地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びと交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を深める活動の充実を図ります。            | 社会教育課   | ・地域の課題及び要望を踏まえた地区公民館事業の実施                                     | ・各地区公民館及び分館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため137事業を実施。地域の実情に合わせ、高齢者が参加しやすい学習内容や会場で計画し、高齢者の学習と仲間づくりの機会とした。  | A   | ・地域の課題及び要望を踏まえた地区公民館事業の実施  | ・各地区公民館及び分館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため111事業を実施予定。地域の実情に合わせ、高齢者が参加しやすい学習内容や会場で計画し、高齢者の学習と仲間づくりの機会とする。                              | A   | 継続  | 「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」地域・現代課題に対応した地域づくりを柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。    |                 |
|  | (4)人権啓発の推進<br>高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会の開催や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。   | 人権・同和対策室  | (再)広報上越での人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(3回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)   | (再)人権都市宣言は広報上越12月1日号に掲載した。<br>(再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。<br>(再)市民セミナーは谷口真由美氏を講師に迎え、11月3日に開催した(132人参加)。                     | A   | (再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナー(仮題、性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回) | (再)広報上越12月1日号で人権都市宣言の啓発をした。<br>(再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、30人参加)。<br>(再)LGBTをテーマとして、市民セミナーを10月13日に開催した(参加者96人)。 | B   | 継続  | (再)人権週間に合わせて、広報上越で人権都市宣言を啓発<br>(再)地域人権懇談会の開催(5回)<br>(再)市民セミナーの開催(1回)                           |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

| 第4次人権総合計画での位置付け |          |                          | 2017(H29)年度   |   |   | 2018(H30)年度   |   |    | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度   |                 |
|-----------------|----------|--------------------------|---|---|---|---|---|----|-----|--|---|-----------------|
| 目的達成のための施策      |          |                          | 事業計画  | 実施状況  | 評価  | 事業計画  | 実施状況  | 評価 |     |  |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |          |                          |   |   |   |   |   |    |     |  |   |                 |
| 実施施策            |          |                          |   |   |   |   |   |    |     |  |   |                 |
| -               | 人権・同和対策室 | (再)リーフレットの配布と町内回覧板の複製、配布 | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1396部)。(再)人権啓発用の町内回覧板を作成し、希望する町内に配布して市民の人権問題に対する理解や関心を高めるよう努めた(作成数:760冊、配布数:230冊)。 | A   | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)。(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊程度)。 | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。(再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:250冊)。 | A   | 継続 |     | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部)。(再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)。 |   |                 |
|                 |          | (再)公正採用選考研修会の開催          | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を開催した。新たに、高校生を採用する企業に公共職業安定所から案内をしたこともあり、175人が参加した。                                       | A   | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催(8月22日予定)                    | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会を8月22日に開催した(148人が参加)。   | A   | 継続 |     | (再)上越公共職業安定所や上越人権擁護委員協議会と連携し、公正採用選考のための企業研修会の開催  |   |                 |
|                 |          | 高齢者支援課                   | (再)地域包括支援センターによる周知及び対応  | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。 | A   | (再)地域包括支援センターによる周知及び対応  | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。 | A  | 継続  |  | (再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。 |                 |

第3節 社会参加の推進

(1)就業機会の確保

高齢者の就業が今後更に進むことを踏まえ、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、働ける能力を発揮できるように取り組めます。

(2)学習及び社会参加

高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保します。また、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会活動への参加を促進します。

(3)ユニバーサルデザインの推進

高齢者の社会活動への参加機会の確保や生きがいのもてる生活の実現のために、公共施設のユニバーサルデザインを推進します。

|   |        |   |  |   |  |  |   |    |  |  |
|---|--------|---|--|---|--|--|---|----|--|--|
| - | 高齢者支援課 | (1)シルバー人材センターの支援<br>高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。   | ・高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センター活動運営費の一部補助<br>・補助額 17,801千円   | A | ・高齢者の就業機会を確保し、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの活動運営費の一部を補助   | ・シルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援。<br>・補助額 17,801千円  | A | 継続 |  | 高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。   |
|   |        | (2)社会参加の機会確保<br>生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。 | ・高齢者趣味講座 延べ受講者数11,912人<br>・シニアセンター 利用者数15,615人<br>・シニア作品展 入場者数1,473人<br>・シニアスポーツ大会 参加者数4,023人<br>・シニアゲートボール大会 参加者数580人<br>・老人クラブ活動費の一部補助、老人クラブ相談窓口の実施<br>(再)高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センター活動運営費の一部補助<br>・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ266団体、老人クラブ連合会に加入しない団体35団体)、老人クラブ相談窓口の開設<br>・上越市老人クラブ連合会及び上越ゲートボール連盟と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施(2回)<br>(再)シルバー人材センターの支援<br>補助額 17,801千円 | B | ・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施<br>・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施<br>・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施<br>(再)高齢者の就業機会を確保し、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの活動運営費の一部を補助 | ・高齢者趣味講座 延べ受講者数12,200人<br>・シニアセンター 利用者数16,700人<br>・シニア作品展 入場者数1,700人<br>・シニアスポーツ大会 参加者数4,200人<br>・シニアゲートボール大会 参加者数630人<br>・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ254団体、老人クラブ連合会に加入しない団体33団体)、老人クラブ相談窓口の開設<br>・上越市老人クラブ連合会及び上越ゲートボール連盟と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施(2回)<br>(再)シルバー人材センターの支援<br>補助額 17,801千円 | B | 継続 |  | ・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施<br>・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施<br>・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施<br>(再)高齢者の就業機会を確保し、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの活動運営費の一部を補助 |
|   |        | (3)相互で助け合う体制づくりの促進<br>ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。   | ・訪問型サービスB 900件<br>・高齢者趣味講座の開設 延べ受講者数12,700人<br>・シニアセンター開設 利用者数17,200人<br>・シニアスポーツ大会開催 参加者数4,200人<br>・シニア作品展開催 出展数460点<br>・シニアゲートボール大会開催 参加者数720人   | A | ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施<br>・有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施<br>・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施   | ・訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、家事支援(買い物、調理、掃除、洗濯、ゴミ捨て等)、話し相手、安否確認のサービスを提供した。<br>・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 延べ利用者数1,050人<br>・有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施 延べ利用件数6,400件<br>・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。  | A | 継続 |  | ・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施<br>・有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施<br>・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施   |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

| 第4次人権総合計画での位置付け   |                  | 担当課           | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度  |  |    | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|---|------------------|---------------|--|--|----|--|--|----|-----|--|-----------------|
| 目的達成のための施策  |                  |               | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画   | 実施状況   | 評価 |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |                  |               |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| 実施施策  |                  |               |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| -   |                  | 福祉課<br>高齢者支援課 | ・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、関係機関と共有・連携し、避難支援体制を整える。    | (再)災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。<br>(再)災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 | A  | (再)避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。<br>(再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。                 | (再)災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。<br>(再)災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。<br>(再)複数の町内会が参加する地域の集会に出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。 | A  | 継続  | (再)・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。<br>(再)・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 |                 |
|   | (4)ユニバーサルデザインの推進 | 共生まちづくり課      | (再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備               | (再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。<br>新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準書<br>協議件数:27件<br>適合施設:7件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:11件<br>適合施設:10件  | A  | (再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施   | (再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。<br>新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準書<br>協議件数:15件<br>適合施設:5件<br>公共建築物UD指針に基づく協議<br>協議件数:44件<br>適合施設:43件  | A  | 継続  | (再)・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。   |                 |
|   |                  | 高齢者支援課        | ・介護保険制度における住宅改修費の支給<br>・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給                           | ・居宅介護住宅改修費の支給:560件<br>・介護予防住宅改修費の支給:296件<br>・高齢者向けリフォーム補助金の支給:59件  | A  | ・介護保険制度における住宅改修費の支給<br>・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給   | ・居宅介護住宅改修費の支給:575件<br>・介護予防住宅改修費の支給:300件<br>・高齢者向けリフォーム補助金の支給:65件  | A  | 継続  | ・介護保険制度における住宅改修費の支給<br>・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給   |                 |
| <p>第4節 社会福祉の充実</p> <p>(1)地域包括ケアシステムの構築<br/>高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。</p> <p>(2)介護サービスの質の向上<br/>介護を必要とする高齢者を支援するため、専門的知識・技能を有する人材を幅広く確保するとともに、その資質の向上を図ることが一層求められています。また、苦情への対応や相談に対する体制の整備、サービス提供事業者が自らサービスの質の向上と質の均衡・維持を図るため、事業者間の連携促進を支援します。</p> <p>(3)介護保険事業の円滑な推進<br/>介護保険事業の利用者が必要とするサービスが、効果的・効率的かつ迅速に提供され、質の高いサービスが維持・確保されること、さらには介護保険事業の計画的運営と、市民の意見の的確な反映のため、介護保険運営協議会を開催し、定期的に事業評価をしていきます。</p> <p>(4)介護予防の推進<br/>高齢者が健康で快適に暮らせるように、要支援及び要介護状態への移行を予防する事業を積極的に進めることにより、高齢者の快適な日常生活と健全な保険運営を目指します。</p> <p>(5)認知症高齢者対策の推進<br/>増加が予測される認知症対策として、認知症初期集中支援チームによる個別の相談及び支援に加え、認知症についての理解を深め、地域で見守りを行う認知症サポーターの確保・養成を行います。</p> |                  |               |  |  |    |  |  |    |     |  |                 |
| -   | (1)地域包括支援センターの運営 | 高齢者支援課        | (再)地域包括支援センターでの相談対応<br>総合相談延件数 51,000件<br>・地域ケア会議の開催                 | (再)地域包括支援センター総合相談件数:57,226件<br>・地域ケア会議の開催  | A  | ・市内を11のエリアに分け、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置するI型地域包括支援センターを配置。センターを配置しない13区にはサテライトとして社会福祉士を配置して機能を強化<br>(再)地域包括支援センターでの相談対応<br>総合相談延件数:60,000件<br>・地域ケア会議の開催 | ・市内を11のエリアに分け、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置するI型地域包括支援センターを配置した。センターを配置しない13区にはサテライトとして社会福祉士を配置して機能を強化<br>(再)地域包括支援センターでの相談対応<br>総合相談延件数:60,000件<br>・地域ケア会議の開催   | A  | 継続  | (再)地域包括支援センターでの相談対応<br>総合相談延件数:60,000件<br>・地域ケア会議の開催   |                 |
|   | (2)ケアマネジャーの資質向上  | 高齢者支援課        | ・介護支援専門員への支援<br>・介護支援専門員への定期的な研修会の開催:1回<br>・苦情・相談体制の整備<br>・事業者間の連携促進 | ・介護支援専門員への支援<br>・介護支援専門員への定期的な研修会の開催:1回<br>・苦情・相談体制の整備<br>・事業者間の連携促進を目的とした上越介護サービス事業者協議会が4月に発足した   | A  | ・介護支援専門員への支援<br>・介護支援専門員への定期的な研修会の開催<br>・苦情・相談体制の整備<br>・事業者間の連携促進  | ・介護支援専門員への支援<br>・介護支援専門員への定期的な研修会の開催<br>・苦情・相談体制の整備<br>・事業者間の連携促進  | A  | 継続  | 支援が必要な人に必要なサービスを提供できる質の高いケアマネジメントができるように、ケアマネジャーの資質向上のための研修を継続的・体系的に行う。  |                 |
|   | (3)介護保険運営協議会の開催  | 高齢者支援課        | ・介護保険運営協議会の開催<br>・介護保険事業計画に基づく施設の整備                                  | ・介護保険運営協議会の開催:6回<br>・介護保険事業計画に基づく施設の整備<br>小規模特別介護老人ホーム29床  | A  | ・介護保険運営協議会の開催<br>・介護保険事業計画に基づく施設の整備  | ・介護保険運営協議会の開催<br>・介護保険事業計画に基づく施設の整備<br>認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定   | A  | 継続  | 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図る。  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

| 第4次人権総合計画での位置付け |  | 担当課    | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|-----------------|--|--------|--|--|----|---|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策      |  |        | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |  |        |  |  |    |   |  |    |     |   | 実施状況            |
| 実施施策            |  |        |  |  |    |   |  |    |     |   |                 |
| 一               | (4) 介護相談員派遣事業の実施<br>利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。   | 高齢者支援課 | ・介護相談員派遣 訪問回数180回  | ・介護相談員派遣事業 訪問回数:193回   | A  | ・介護相談員派遣事業 訪問回数:172回  | ・介護相談員派遣事業 訪問回数:172回   | A  | 継続  | 介護保険施設におけるサービス利用者の疑問や不満を解消し、苦情や事故に至る状態を未然に防ぐとともに、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図る。 |                 |
|                 | (5) 個別訪問型保健指導の実施<br>介護予防事業として、脳卒中や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。                                       | 高齢者支援課 | ・高齢者健康支援訪問 訪問件数3,000件                                      | ・高齢者健康支援訪問 訪問件数2,977件  | A  | ・高齢者健康支援訪問 訪問件数3,300件   | ・高齢者健康支援訪問 訪問件数3,300件  | A  | 継続  | 生活習慣病等で、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し訪問を実施することで、生活改善・向上のための働きかけを行い介護予防を図る。    |                 |
|                 | (6) 認知症初期集中支援チームの設置<br>認知症の人と家族を支援するため、保健師、社会福祉士、認知症疾患医療センターの専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期症状の時から家庭訪問などの対応を実施します。 | 高齢者支援課 | ・認知症サポーター養成 2,000人<br>・キャラバンメイトの育成、養成<br>・見守り支援ネットワーク会議の開催 | ・認知症サポーター養成講座受講者:2,404人<br>・キャラバンメイトの育成・養成講座の開催:113回<br>・見守り支援ネットワーク会議の開催:3回 | A  | ・認知症サポーター養成講座の実施(受講者:2,300人)<br>・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)<br>・見守り支援ネットワーク会議の開催 | ・認知症サポーター養成講座の実施(受講者:2,300人)<br>・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)<br>・見守り支援ネットワーク会議の開催:3回 | A  | 継続  | 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援できる地域を目指し、それを支えるボランティアとして認知症サポーター等の育成を図る。 |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け   |                           | 担当課  | 2017(H29)年度  |      |  | 2018(H30)年度  |      |     | 方向性  | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|---|---------------------------|--|--|------|--|--|------|-----|--|--|-----------------|
| 目的達成のための施策  |                           |  | 事業計画   | 実施状況 | 評価   | 事業計画   | 実施状況 | 評価  |  |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |                           |  |  |      |  |  |      |     |  |  |                 |
| 実施施策  |                           |  |  |      |  |  |      |     |  |  |                 |
| <p>第1節 人権擁護の確立</p> <p>(1)子どもの権利保障<br/> 「子どもの権利条約」と「上越市子どもの権利に関する条例」の趣旨に基づき、全ての子どもの権利が大切にされ、自信をもって健やかに生活できる社会づくりを目指します。</p> <p>(2)子どもの権利の侵害からの早期救済と擁護<br/> 虐待を未然に防止するため、保護者に対して子育ての不安や負担感の軽減に取り組みるとともに、関係機関などと連携して虐待の早期発見に取り組みます。また、子どもの権利が侵害されていると判断した場合は、必要に応じて子どもを一時保護するなど、事態の深刻化を防ぎます。さらには、虐待やいじめなどの被害にあった子どものために安心できる居場所の確保や心のケアを行い、子どもが虐待やいじめによって受けた傷を癒すための支援を行います。虐待が起きてしまった家庭の保護者に対しては、家族関係が再構築できるように、多面的な支援を行います。</p> <p>(3)相談窓口の整備、関係機関等との連携<br/> 相談の内容に応じて専門的な見地からの適切な対応を行うため、子どもの権利の侵害に関する各種相談窓口を整備します。また、学校、教育事務所、児童相談所を始めとする関係機関との連携体制の強化を図り、迅速かつ円滑な対応を行います。</p> |                           |  |  |      |  |  |      |     |  |  |                 |
| (1)子どもの権利基本計画の推進<br>「上越市子どもの権利に関する条例」の規定に基づいて策定した「上越市子どもの権利基本計画」の実現のため、進捗管理を行います。   | 子ども課                      | ・子どもの権利委員会の開催 2回   | ・5月30日、10月3日に子どもの権利委員会を開催し、基本計画事業の進捗管理を行った。  | A    | ・子どもの権利委員会の開催(3回)  | 6月1日及び12月に子どもの権利委員会を開催し、基本計画事業の進捗管理等を行った。  | A    | 見直し | 上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)の策定に向け、子どもの権利委員会の在り方について見直す。  | (再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。 |                 |
| (2)子どもの虐待予防推進事業<br>児童虐待の予防と早期発見のため、社会福祉士及び家庭相談員を配置します。乳幼児健診、子育てひろば、保育園等へ出向き、子育てに関する相談と情報提供を行うことで、子育てに対する不安や負担の軽減を図り、児童虐待の予防に取り組みます。また、関係機関との児童虐待防止ネットワークを更に強化するとともに、市民への啓発活動を実施し、早期発見に取り組みます。   | すこやかなくらし包括支援センター          | (再)子育て相談窓口の設置  | (再)専門職員2名、家庭相談員3名が児童虐待に関する相談業務にあたっている。<br>・1年を通じて乳幼児健診に出向いたり、学校・保育園等を訪問し気になる子どもについて情報共有を行い、早期発見に取り組んでいる。また必要に応じて関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの切れ目のない支援を行った。 | A    | (再)子育て相談窓口の設置  | (再)児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに家庭相談員が対応した。<br>(再)母子保健を担当している健康づくり推進課と連携するとともに、定期的に保育園、小中学校と情報共有を行い、児童虐待の予防とともに、早期発見に努める。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもへの支援を行った。 | A    | 継続  | (再)子育て相談窓口の設置  | (再)子育て相談窓口の設置  |                 |
| (3)児童虐待に関する研修<br>児童虐待の早期発見のため、保育園や子育てひろばの保育士、認定こども園、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に研修を実施します。   | すこやかなくらし包括支援センター<br>学校教育課 | (再)子どもの虐待防止実務者研修会の開催                                       | (再)4月～6月に私立・公立保育園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を開催した。<br>・10月12日に教職員を対象に「児童虐待の通告について」という内容で研修会を行った。<br>(再)その他、地域等の研修会で講師として、児童虐待防止について説明を行った。             | A    | (再)子どもの虐待防止実務者研修会の開催                                       | (再)私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を開催した。<br>(再)養護教諭、教職員を対象に児童虐待について研修会を実施した。<br>(再)その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止について説明を実施した。                                    | A    | 継続  | (再)子どもの虐待防止実務者研修会の開催   | (再)子どもの虐待防止実務者研修会の開催   |                 |
| (4)若竹寮管理運営事業<br>児童福祉法に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、その自立を支援します。   | 子ども課                      | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。                  | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行った。   | A    | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。                  | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行った。   | A    | 継続  | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。  | ・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。  |                 |
| (5)母子生活支援施設運営事業<br>児童福祉法に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。  | 子ども課                      | ・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。    | ・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。  | A    | ・母子保護の実施   | ・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。  | A    | 継続  | ・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。  | ・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。  |                 |
| (6)生徒指導対策事業<br>教職員が、児童・生徒の悩みや解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修会を開催します。   | 学校教育課                     | ・生徒指導研修会やカウンセリング研修会の実施                                     | ・内容については、刷新しているが、本年度も生徒指導研修会を毎月第2月曜日(年9回)に、カウンセリング研修会を年6回実施するよう、計画的に進めている。   | A    | ・生徒指導研修会やカウンセリング研修会の実施                                     | ・教職員のニーズに応じた内容に変更しながらも、毎月1回の生徒指導研修会と、年6回のカウンセリング研修会を実施した。  | A    | 継続  | ・不登校児童生徒の発生率は、県や全国と比べると低い状況にはあるが、市内の経年比較でみると過去最多になった。今後も、学級づくりを中心とした安全で安心な学校生活を送れるよう教職員の資質を向上する。 | ・不登校児童生徒の発生率は、県や全国と比べると低い状況にはあるが、市内の経年比較でみると過去最多になった。今後も、学級づくりを中心とした安全で安心な学校生活を送れるよう教職員の資質を向上する。                         |                 |
| (7)やすづか学園運営費の補助<br>自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。  | 福祉課                       | ・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会に補助金を交付                          | ・不登校に悩む子どもたちの学校復帰や進学など自立支援のための取組に対し、適切に補助金を支出した。(平成29年度末の在籍者数:6人)  | A    | ・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会に補助金を交付                          | ・不登校に悩む子どもたちの学校復帰や進学など自立支援のための取組に対し、適切に補助金を支出した。   | A    | 継続  | ・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会に補助金を交付  | ・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会に補助金を交付  |                 |
| (8)上越市要保護児童対策地域協議会の設置<br>上越市要保護児童対策地域協議会を関係者の連絡会議に位置付け、連携方法を検討します。また、社会的に弱い立場にある子どもたちに対する虐待予防の啓発と早期発見に取り組みとともに、保護者や関係者へ適切な支援・指導を行います。   | すこやかなくらし包括支援センター          | (再)関係者の連絡会議の開催   | (再)6月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、上越市における児童虐待の状況を説明と合わせ、具体的な対応事例を通じて改めて関係機関との連携について確認した。  | A    | (再)関係者の連絡会議の開催   | (再)5月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、上越市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。   | A    | 継続  | (再)関係者の連絡会議の開催   | (再)関係者の連絡会議の開催   |                 |
| (9)子育て関連施設等における相談の実施<br>保育園及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。  | 保育課                       | ・各種子育て関連施設における相談の実施、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携 | ・保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携しながら相談に対応した。  | A    | ・各種子育て関連施設における相談の実施、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携 | ・保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携しながら相談に対応した。  | A    | 継続  | ・各種子育て関連施設における相談の実施、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携                                       | ・各種子育て関連施設における相談の実施、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関との連携   |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け  |   | 担当課   | 2017(H29)年度  |  |  | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性   | 方向性の理由   | 2019(H31)年度 |        |             |
|--|---|---|--|--|--|---|--|----|---|--|-------------|--------|-------------|
| 目的達成のための施策   |   |   | 事業計画   | 実施状況   | 評価   | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |   |  |             | 方向性の理由 | 2019(H31)年度 |
| 具体的な施策(目的)   |   |   |  |  |  |   |  |    |   |  |             |        |             |
| 実施施策   |   |   |  |  |  |   |  |    |   |  |             |        |             |
| 一  | (10)相談の実施<br>助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や知識の普及、友人関係や生活の悩みへの解消に向けた助言や支援を行います。また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言や支援を行います。 | 健康づくり推進課  | ・思春期電話相談の実施(実施回数:238回)   | ・助産師による電話相談を週5回、年間238回実施。<br>・今後も、思春期保健事業を通じて、相談先を周知していく。  | A  | ・助産師による電話相談の実施(実施回数:235回)   | ・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。<br>・助産師による電話相談を週5回実施した。(年間235回実施)   | A  | 継続  | ・助産師による電話相談の実施   |             |        |             |
|  |   | 学校教育課   | ・学校や電話等で教育相談を実施  | ・学校内での紹介、広報、所報、ポスター等を通して、教育相談の周知を図った。<br>・学校訪問カウンセラーによる教育相談を2251件、「子どもほっとライン」での電話相談を94件(相談受付時間を延長した、夜間・土日・祝日等の22件を含む)、来所相談を10件、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を134件実施した。          | A  | ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施<br>・「子どもほっとライン」での電話相談の実施<br>・来所相談の実施<br>・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施                          | ・学校内での紹介、広報、所報、ポスター等を通して、教育相談等の周知を図った。<br>・学校訪問カウンセラーによる教育相談を2100件、「子どもほっとライン」での電話相談を100件、来所相談を15件、不登校児童・生徒適応指導教室での相談を130件実施した。                  | A  | 継続  | ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施<br>・「子どもほっとライン」での電話相談の実施<br>・来所相談の実施<br>・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施   |             |        |             |
|  | (11)民生委員・児童委員活動<br>常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。   | 福祉課   |  | ・各種研修会に出席しスキルの上昇を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。<br>(8/8上越市民児協連児童部会、9/14～15全国主任児童委員活動研修会、10/13管外視察研修、12/21児童虐待防止研修会、2/9児童委員活動研修会、3/16主任児童委員活動研修会)<br>・子どもに関する相談・支援件数:2,102件 | A  | ・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題について理解を深めるため、各種研修を充実し、相談、支援を実施  | ・各種研修会に出席しスキルの上昇を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。<br>(8/7上越市民児協連児童部会、7/25～26全国主任児童委員活動研修会、10/4～5管外視察研修、児童虐待防止研修会(開催日未定)、11/22児童委員活動研修会、11/27主任児童委員活動研修会) | A  | 継続  | ・近年、複雑化・多様化している子どもたちをめぐる課題について理解を深めるため、各種研修を充実し、相談、支援を実施   |             |        |             |
|  | (12)JAST Jょうえつあんしんサポートチーム<br>学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。  | 学校教育課   | ・JASTによる相談業務の実施、関係機関との連携による支援の実施(適応相談室での教育相談、すこやかなくらし包括支援センターや児童相談所、学校等との連携) | ・JASTの相談受理件数が241件、適応相談室への通室人数が14人、通室延日数が112日となり、今後も関係機関と連携しながら支援に努める。  | A  | ・JASTによる相談業務の実施、関係機関との連携による支援の実施(適応相談室での教育相談、すこやかなくらし包括支援センターや児童相談所、学校等との連携)                                  | ・JASTの相談受理件数が182件、適応相談室への通室人数が11人、通室延日数が37日となり、今後も関係機関と連携しながら学校の支援を行う(9月末現在の実績)。   | A  | 継続  | ・JASTによる相談業務の実施、関係機関との連携による支援の実施(適応相談室での教育相談、すこやかなくらし包括支援センターや児童相談所、学校等との連携)   |             |        |             |
|  | (13)いじめ問題対策連絡協議会の運営<br>いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。  | 学校教育課   | ・いじめ問題対策協議会の運営(年2回開催)  | ・6月19日に第1回対策協議会を開催し、組織やいじめの実態、学校の取組や市の施策等について協議した。第2回は2月16日に開催し、今年度の取組総括及び成果と課題について情報共有した。   | A  | ・いじめ問題対策協議会の運営(2回)  | ・5月9日に第1回対策協議会を開催し、組織やいじめの実態、学校の取組や市の施策、問題事例等について協議した。第2回は2月中旬に開催する予定。   | A  | 継続  | ・いじめ問題対策協議会の運営(2回)   |             |        |             |
|  | (14)いじめ防止対策等専門委員会の設置<br>重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。   | 学校教育課   | ・いじめ防止対策等専門委員会の設置(年1回+随時開催)  | ・いじめの重大事態が発生した際、教育委員会内に設置し、いじめの調査を行う組織であるが、重大事態が無くても、年度末に1回開催し、市教育委員会の取組について意見をもらっている。今年度は、2月21日に開催した。   | A  | ・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)  | ・いじめの重大事態が発生した場合に設置する。<br>・重大事態がない場合においても、2月下旬に開催し、いじめ防止に対する意見交換を行う予定。   | A  | 継続  | ・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)   |             |        |             |
|  | (15)いじめ問題再調査委員会の設置<br>市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。  | 総務管理課   | ・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)  | ・いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて委員会を開催し、再調査を行う。今年度は開催実績なし。   | D  | ・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)   | ・いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて委員会を開催し、再調査を行う。  | D  | 継続  | ・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)  |             |        |             |
| (16)性同一性障害に係る児童・生徒への適切な対応<br>「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修会を開催します。 | 人権・同和対策室<br>学校教育課   | ・職員研修の実施に合わせて、教職員に参加を案内<br>・他団体の開催する講座を市ホームページで周知 | ・市職員向けのLGBTの研修会に、小中学校教職員13人が参加した。<br>・市ホームページで新潟県人権・同和センターの講座を周知した。          | A  | ・市ホームページで新潟県人権・同和センターの講座を周知<br>・学校教育課と連携し、教職員が性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催 | ・LGBTをテーマに市民向けのセミナーを開催した(上越教育大学と共催)。<br>・小・中学校を通じて全ての保護者に案内チラシを配布し、事業を周知した。<br>・市ホームページで新潟県人権・同和センターの講座を周知した。 | A  | 継続 | ・市ホームページで新潟県人権・同和センターなどが実施する講座を周知                             |  |             |        |             |
|  | 学校教育課   | ・各種研修会、講演会への参加要請<br>・各校における合理的配慮を学ぶ教職員研修への働きかけ    | ・市職員向けのLGBTの研修会に12名が参加した他、各種研修会に職員が参加し、研修を深めている。                             | A  | ・各種研修会、講演会等への参加要請<br>・性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催予定(各校1人参加、悉皆研修)          | ・性的マイノリティについて学ぶ悉皆研修会(各校1名以上参加)を、人権・同和対策室と共催で7月18日に開催した。<br>・各種研修会、講演会等への参加要請した。                               | A  | 継続 | (再)性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催予定(各校1人参加、悉皆研修)<br>(再)各種研修会、講演会等への参加要請 |  |             |        |             |
| 第2節 人権教育・啓発の推進   |   |   |  |  |  |   |  |    |   |  |             |        |             |
| 1 知識の普及と意識の啓発<br>子どもの権利に関わる取組を推進するにあたって、まずは子どもの権利を知ってもらう必要があることから、子どもの権利の普及・啓発を図ります。   |   |   |  |  |  |   |  |    |   |  |             |        |             |
|  | (1)子どもの権利チラシの作成・配布<br>子どもの権利についてのきめ細かい啓発活動のため、子どもに関わる様々な立場に合った内容のチラシを作成・配布します。あわせて広報上越、市ホームページで情報提供を行います。   | こども課  | (再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布  | (再)子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会をとらえて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やFM上越、市ホームページで子どもの権利について周知した。  | A  | (再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布<br>(再)広報上越、市ホームページでの子どもの権利の周知   | (再)子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会をとらえて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やFM上越、市ホームページで子どもの権利について周知する。                              | A  | 継続  | (再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布<br>(再)広報上越、市ホームページでの子どもの権利の周知<br>(再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。 |             |        |             |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課   | 2017(H29)年度  |  |   | 2018(H30)年度  |  |    | 方向性   | 方向性の理由   | 2019(H31)年度 |
|--|--|---|--|--|---|--|--|----|---|--|-------------|
| 目的達成のための施策   |  |   | 事業計画   | 実施状況   | 評価  | 事業計画   | 実施状況   | 評価 |   |  |             |
| 具体的な施策(目的)   |  |   |  |  |   |  |  |    |   |  |             |
| 実施施策   |  | 方向性を踏まえた事業計画(案)   |  |  |   |  |  |    |   |  |             |
| 2 教育と学習  | (2)地域人権懇談会の開催<br>市民が、様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施します。   | 人権・同和対策室  | (再)地域人権懇談会の開催(3回)  | (再)地域人権懇談会は10月に浦川原区、2月に高田区で開催した(2回、40人参加)。   | A   | (再)地域人権懇談会の開催(5回)  | (再)地域人権懇談会を9月28日に板倉区で、10月11日に浦川原区で開催した(2回、31人参加)。                                      | B  | 継続  | (再)地域人権懇談会の開催(5回)                                      |             |
|  | (3)人権に関する講演等への講師の派遣<br>人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、小学校区単位で実施している「人権を考える講話会」を継続して開催するとともに、講師派遣事業の拡充を図ります。 | 社会教育課   | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16会場で開催予定)  | ・16小学校区での開催を実施。16校区での参加延べ人数506人。   | A   | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)  | (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催している(9月末時点で6小学校区において開催し、205人参加)。                                 | A  | 継続  | (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17会場で開催予定)              |             |
|  | (4)人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し<br>同和問題を始める人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。                  | 社会教育課   | (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出  | (再)図書14冊を購入、8冊の寄贈を受け、白山会館の人権図書コーナーに設置。   | A   | (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出  | (再)図書12冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置。   | A  | 継続  | (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出                                  |             |
|  | (5)虐待予防の啓発活動<br>子どもの虐待防止啓発のため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布します。あわせて広報上越に掲載します。                                  | 子育てかなぐらし包括支援センター  | ・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配布、あわせて広報紙等で周知   | ・広報上越への相談窓口の掲載、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、FM-Jで児童虐待予防についてPRした。<br>・県が作成したポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置した。<br>・虐待防止ハンドブックを改正し、町内会や関係機関に配布した。 | A   | ・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配布、あわせて広報紙等で周知   | ・広報上越への相談窓口の掲載、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、FM-Jで児童虐待予防についてPR<br>・県が作成したポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置 | A  | 継続  | ・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配布、あわせて広報紙等で周知 |             |
| <p>2 教育と学習</p> <p>子どもの人権侵害を防ぐには、子ども自身が子どもの権利とは何かを理解し、自分の権利と同じように他者の権利を尊重することが重要です。子どもの権利に関する教育と学習を推進し、自他を大切にすることを育みます。また、あらゆる場面で子どもの権利が尊重されるためには、保護者を始め、地域住民や幼稚園、保育園、認定こども園、学校が、子どもの権利の認識を高めることが必要です。子どもに直接関わる人たちは常に人権尊重の意識をもち、子どもが権利の主体として認められ、子ども自身が何を願い、何を恐れ、何に不安を抱いているのかわかる必要があります。人権教育研修への積極的な参加や、きめ細かく相談に応じられるように、地域や関係機関との連携を強化することが必要です。</p> <p>子どもの権利について学習するための機会の提供を検討・実施し、子どもの権利に関する意識を高めます。</p> |  |   |  |  |   |  |  |    |   |  |             |
| (1)子どもの権利学習プログラム「えがお」を使った学習の推進<br>小・中学生は学校教育の中でオリジナルテキスト「えがお」を使って子どもの権利についての学習を行い、その学習内容を保護者にも波及させます。  | こども課   | ・市子どもの権利学習テキスト「えがお」を使って、上越市立小学校及び中学校全学年で子どもの権利の学習の実施                  | ・11月～12月にかけて、すべての市立小学校・中学校の全学年で子どもの権利学習を実施した。<br>(再)中学生版「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を3学年に改訂し、市立小学校1年～中学3年まで対象を拡大して子どもの権利学習を行った。 | A  | ・市子どもの権利学習テキスト「えがお」を使って、上越市立小学校及び中学校全学年で子どもの権利の学習を実施する。           | ・11月～12月にかけて、すべての市立小学校・中学校の小学校の全学年で子どもの権利学習を実施する。<br>(再)子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用し、市立小学校1年～中学3年まで子どもの権利学習を行う。 | A  | 継続 | ・市子どもの権利学習テキスト「えがお」を使って、上越市立小学校及び中学校全学年で子どもの権利の学習を実施する。<br>(再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。 |  |             |
| (2)教職員、保育関係職員に対する研修<br>子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、上越市学校同和教育推進協議会との連携や同和教育研究指定地区制度などを活用して教職員の研修を実施します。   | こども課   | (再)子どもの権利に関する研修会の実施1回   | (再)6月29日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。<br>参加者:保育関係職員50人、市関係課職員19人  | A  | (再)子どもの権利に関する職員研修会の開催   | (再)5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。<br>参加者:保育関係職員51人、市関係課職員23人   | A  | 継続 | (再)子どもの権利に関する職員研修会の開催<br>(再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。                                   |  |             |
|  | 学校教育課  | ・「上越市子どもの権利条例」の趣旨に基づいた必修研修の実施<br>・上教大教センターと連携した「人権教育、同和教育セミナー」(3回)の開催 | ・5月30日に「上越市子どもの権利条例」の趣旨に基づいた必修研修を実施した。<br>・今年度の「人権教育、同和教育セミナー」を10月25日、11月1日、11月29日に開催し、延べ170人が参加した。                    | A  | ・「上越市子どもの権利条例」の趣旨に基づいた必修研修の実施<br>・上教大教センターと連携した「人権教育、同和教育セミナー」の開催 | ・7月18日に子どもの権利に関する必修研修会(各校1名参加)を実施<br>・上教大教センターと連携した「人権教育、同和教育実践センター」を10月24日、11月2日、11月28日に開催              | A  | 継続 | (再)「上越市子どもの権利条例」の趣旨に基づいた必修研修の実施。<br>(再)上教大教センターと連携した「人権教育、同和教育実践センター」の開催。   |  |             |
| (3)市職員に対する研修<br>子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わるの深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施します。   | こども課   | (再)子どもの権利に関する研修会の実施1回   | (再)6月29日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。<br>参加者:保育関係職員50人、市関係課職員19人   | A  | (再)子どもの権利に関する職員研修会の開催   | (再)5月30日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施した。<br>参加者:保育関係職員51人、市関係課職員23人   | A  | 継続 | (再)子どもの権利に関する職員研修会の開催<br>(再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。                                   |  |             |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け |   | 担当課   | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度 |        |                 |
|-----------------|---|-------|--|--|----|---|--|----|-----|---|-------------|--------|-----------------|
| 目的達成のための施策      |   |       | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性         | 方向性の理由 | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |   |       |  |  |    |   |  |    |     |   |             |        | 実施状況            |
| 実施施策            |   |       |  |  |    |   |  |    |     |   |             |        |                 |
| -               | (4)就学前教育における人権教育の充実<br>幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心育や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。 | 保育課   | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践<br>(再)「地域活動事業」を通じた地域住民との交流<br>(再)園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり | ・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。<br>・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。<br>(再)保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかな暮らし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。  | A  | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践<br>(再)「地域活動事業」を通じた地域住民との交流<br>(再)園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり  | ・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。<br>・発表会や運動会、人形劇の鑑賞会等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。<br>(再)保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかな暮らし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。                      | A  | 継続  | (再)保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践<br>(再)「地域活動事業」を通じた地域住民との交流<br>(再)園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり  |             |        |                 |
|                 | (5)子どもとかわりをもつ大人に対する講座の開催<br>民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を開催します。  | 子ども課  | ・子どもとかわりのある大人を対象に、子どもの権利講座の実施 7回   | ・子どもの権利に関する講座を実施した。民生・児童委員地区協議会での講座(5回)<br>保育園、小学校PTAでの講座(2回)  | A  | ・子どもの権利に関する講座を実施する。民生・児童委員地区協議会での講座<br>小学校PTAでの講座                                       | ・子どもの権利に関する講座を実施する(7回)。<br>民生・児童委員地区協議会での講座<br>小学校PTAでの講座  | A  | 継続  | ・子どもとかわりのある大人を対象に、子どもの権利講座を実施する。7回<br>・(再)子育て環境の充実や子育て支援、子どもの権利に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、現行の上越市子どもの権利基本計画に上越市子ども・子育て支援事業計画を統合し、上越市子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)を策定する。 |             |        |                 |
|                 | (6)学校における人権教育への支援<br>学校における人権教育を支援するため、学校教育の重点説明会、転入・新規採用教職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施します。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供を行います。<br>・市教育委員会学校訪問での指導(年1回、全ての学校を訪問)<br>・各校において年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等   | 学校教育課 | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>・各校における年間指導計画の改善を指導  | (再)5月25日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、大島・浦川原中学校区と直江津東中学校区、1年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区を指定し、実践を行った。<br>(再)市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指して改善を進めた。 | A  | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>(再)各校における年間指導計画の改善を指導 | (再)5月16日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区、1年目として板倉・中野中学校区を指定した。<br>・7月18日に子どもの権利に関する悉皆研修会(各校1名参加)を実施<br>・市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指しての授業を改善した。 | A  | 継続  | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>(再)各校における年間指導計画の改善を指導   |             |        |                 |
|                 | (6)学校における人権教育への支援<br>学校における人権教育を支援するため、学校教育の重点説明会、転入・新規採用教職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施します。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供を行います。<br>・市教育委員会学校訪問での指導(年1回、全ての学校を訪問)<br>・各校において年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等   | 学校教育課 | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>・各校における年間指導計画の改善を指導  | (再)5月25日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、大島・浦川原中学校区と直江津東中学校区、1年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区を指定し、実践を行った。<br>(再)市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指して改善を進めた。 | A  | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>(再)各校における年間指導計画の改善を指導 | (再)5月16日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、安塚・三和中学校区、春日中学校区、1年目として板倉・中野中学校区を指定した。<br>・7月18日に子どもの権利に関する悉皆研修会(各校1名参加)を実施<br>・市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指しての授業を改善した。 | A  | 継続  | (再)同和教育研究指定地区制度による実践並びに研究指定成果発表会での実践交流<br>(再)市教委計画訪問やPRT訪問での指導<br>(再)各校における年間指導計画の改善を指導   |             |        |                 |

第3節 社会参加の推進

子どもが豊かな人間性を育みながら、のびのびと健やかに、自らの意思と力でたくましく生きていくための環境づくりを推進します。地域の子どもを地域全体で見守り、育んでいく取組や、学校や通学路の安全対策を行います。また、お互いを思いやる心や豊かな人間性を育むための様々な体験活動を進めるほか、子どものエンパワメント(※)(自分自身のもっている力に気づき、その力を信じ、発揮しながら自らの意思をもって生きていくこと)を支援するため、子どもが地域社会に参加できる仕組みをつくりまします。

|   |   |          |   |  |   |   |   |   |    |  |
|---|---|----------|---|--|---|---|---|---|----|--|
| - | (1)子どもボランティア参加推進事業<br>子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。 | 共生まちづくり課 | ・児童・生徒向けのボランティアだより KIDSの発行(1回)                                      | ・児童・生徒向けのボランティアだより KIDSの発行1回(7月中旬、14,500部)                 | A | ・児童・生徒向けのボランティアだより KIDSの発行(1回)  | ・児童・生徒向けのボランティアだより KIDSの発行1回(7月中旬、14,500部)                        | A | 継続 | ・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)  |
|   | (2)キャリア教育における職場体験等の実施<br>人権感覚を養う学習の一環として、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。     | 学校教育課    | ・キャリアスタートウィークによる職場体験の実施   | ・全ての中学校(22校)において、2年生が5日間の職場体験を行った。                         | A | ・キャリアスタートウィークによる職場体験の実施   | ・6月18日から8月24日まで6期に分け、全ての中学校(22校)において、2年生が5日間の職場体験を実施              | A | 継続 | ・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施  |
|   | (3)通信KIDSプロジェクト<br>心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊かで特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。                        | 社会教育課    | ・全市の小中学生を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場の提供 | ・地域資源を活用し、様々な体験活動により上越市の特色を学ぶ23講座28コースを実施。全講座の参加人数は合計501人。 | A | ・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供 | ・地域資源を活用し、様々な体験活動により上越市の特色を学ぶ21講座28コースを実施中。全講座の申込み人数は合計551人       | A | 継続 | ・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供      |
|   | (4)青少年教育事業<br>地域の子どもの対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を行います。   | 社会教育課    | ・公民館が所在する学区の子どもを中心に、様々な体験活動を提供し、学ぶ楽しさを味わわせるとともに地域のきずなを深める機会の提供      | ・地域自治体単位で、世代間交流等を取り入れた体験学習を実施。<br>公民館青少年事業等、55事業実施。        | A | ・公民館が所在する学区の子どもを中心に、様々な体験活動を提供し、学ぶ楽しさを味わわせるとともに地域のきずなを深める機会の提供        | ・地域自治体単位で、世代間交流等を取り入れた体験学習を実施。<br>公民館青少年事業等、46事業実施                | A | 継続 | 「学びの輪が 人をめぐり 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。 |
|   | (5)家庭教育支援講座<br>保護者及び地域住民を対象に、家庭のもつ教育力を高める講演会等の事業を開催します。   | 社会教育課    | ・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施                    | ・28地区公民館で29事業を実施。「子どもと上手な接し方」「心が通う親子の対話法」などを題材にした講演会を実施した。 | A | ・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施                      | ・28地区公民館で28事業を実施予定。「家族の力を引き出す質問法」「どんな問題も解決する対話法」などを題材にした講演会を実施した。 | A | 継続 | ・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施                           |



上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け |  | 担当課         | 2017(H29)年度  |  |    | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度 |                 |
|-----------------|--|-------------|--|--|----|--|---|----|-----|---|-------------|-----------------|
| 目的達成のための施策      |  |             | 事業計画   | 実施状況   | 評価 | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |     |   |             | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |  |             |  |  |    |  |   |    |     |   |             |                 |
| 実施施策            |  |             |  |  |    |  |   |    |     |   |             |                 |
| 一               | <p>(6) 青少年健全育成センター事業</p> <p>青少年の非行防止と相談業務を充実し、健全育成を推進します。</p>  | 青少年健全育成センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を実施し、非行防止の呼びかけ</li> <li>・不登校などの悩みに関する相談対応</li> <li>・就労・就学・生活問題などについて若者応援セミナーを開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・76名の育成委員で7方面を16班で分担し、青少年に「愛の一声」を掛け非行の未然防止に努めている。</li> <li>・街頭指導回数:215回、挨拶数:8,495回、注意数:379回。</li> <li>・保護者等からの悩み相談件数は18件、13人に電話と面接で対応した。</li> <li>・若者応援セミナーを7月、8月、9月、10月、11月の5回実施。申込者37人、参加者18人であった。</li> </ul> | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を実施し、非行防止・被害防止の呼びかけ</li> <li>・不登校などの悩みに関する相談対応</li> <li>・就労・就学・生活問題などについて若者応援セミナーを5回開催</li> <li>・子ども・若者育成支援に対する理解を広げるためのフォーラムを開催</li> <li>・支援員養成講座を3回開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を実施し、非行防止・被害防止の呼びかけを実施中</li> <li>・不登校などの若者の悩みに関する相談を実施中</li> <li>・就労・就学・生活問題などについて若者応援セミナーを5回計画し、実施中</li> <li>・子ども・若者育成支援に対する理解を広げるためのフォーラムを11月23日に実施予定</li> <li>・支援員養成講座を3回計画し調整中</li> </ul> | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭指導を行い、非行防止・被害防止の呼びかけを実施</li> <li>・不登、ひきこもりなどの若者及び保護者の相談・支援活動の実施</li> <li>・上越市「親の会」の開催</li> <li>・若者育成支援の推進のため支援団体のネットワーク会議を開催</li> <li>・支援員養成講座を5回開催</li> </ul>              |             |                 |
|                 | <p>(7) 地域青少年育成会議</p> <p>地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上を目指す地域青少年育成会議の活動を推進します。</p> <p>小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成を目指します。</p> <p>青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。</p> | 社会教育課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域青少年育成会議活動の充実</li> <li>・「安全安心まちづくり条例」により実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と中学生が地域課題を考え、解決策を話し合う「中学生まちづくりワークショップ」事業を開催した。</li> <li>・あいさつ運動、インターネットトラブルに関する研修会の実施及び地域の多様な団体との連携による地域行事等への子どもたちの参加・参画を推進した。</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域青少年育成会議活動の充実</li> <li>・「安全安心まちづくり条例」により実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民と青少年が地域課題を考え、解決策を話し合う「地域青少年まちづくりワークショップ」事業を実施した。</li> <li>・あいさつ運動、インターネットトラブルに関する研修会の実施及び地域の多様な団体との連携による地域行事等への子どもたちの参加・参画を推進した。</li> </ul>  | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域青少年育成会議活動の充実</li> <li>・「安全安心まちづくり条例」により実施</li> </ul>  |             |                 |
|                 | <p>(8) 安全教室</p> <p>保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。</p>  | 市民安全課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者の派遣</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児や小学1年生を対象にした防犯教室を開催するとともに子どもの安全確保には保護者への対応が欠かせないことから、交通・防犯教室をセットにした親子教室に対しても指導員を派遣した。</li> <li>・指導員派遣:34園45小学校</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者の派遣</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児や小学1年生を対象にした防犯教室を開催するとともに子どもの安全確保には保護者への対応が欠かせないことから、交通・防犯教室をセットにした親子教室に対しても指導員を派遣した。</li> <li>・指導員派遣:43園47小学校(見込み)</li> </ul>  | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者の派遣は、平成31年度は継続実施予定。</li> </ul>   |             |                 |
|                 | <p>(9) 110番協力車制度</p> <p>市民や市内事業所等に「110番協力車」のステッカー貼付の協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。</p>   | 市民安全課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に対する地域の目を増やすため、趣旨に賛同していただいた希望者に通念を通じてステッカーを配布した。</li> <li>・登録台数:5,178台</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に対する地域の目を増やすため、趣旨に賛同していただいた希望者に通念を通じてステッカーを配布した。</li> <li>・登録台数:5,300台(見込み)</li> </ul>  | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開については、平成31年度は継続実施予定。</li> </ul>  |             |                 |
|                 | <p>(10) 安全安心まちづくり推進パトロール</p> <p>犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。</p>  | 市民安全課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の未然防止や防犯広報など地域の目として活動を行った。特定日を定めず、職員の外出時における巡回を実施した。</li> <li>・防犯パトロール実施距離26,181km</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の未然防止や防犯広報など地域の目として活動を行った。特定日を定めず、職員の外出時における巡回を実施した。</li> <li>・防犯パトロール実施距離29,000km(見込み)</li> </ul>  | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施については、平成31年度は継続実施予定。</li> </ul>   |             |                 |
|                 | <p>(11) 安全メール</p> <p>市内に居住又は通勤・通学している人の申請に基づき、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、防犯、防災、火災、交通安全、その他(クマ、サルなどの出没)情報を発信します。</p>  | 市民安全課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑制した。</li> <li>・登録件数:8,964件</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑制した。</li> <li>・登録件数:12,000件(見込み)</li> </ul>   | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信については、平成31年度は継続実施予定。</li> </ul>  |             |                 |
|                 | <p>(12) 日本語支援事業</p> <p>早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。</p>  | 学校教育課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校12校、中学校6校から申請のあった児童生徒20名(小学生13名、中学生7名)に対して、講師を派遣し日本語学習支援を実施した。</li> </ul>   | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校8校、中学校9校から申請のあった児童生徒18名(小学生8名、中学生10名)に対して、講師を派遣し日本語学習支援を実施した(H30年7月末)。</li> </ul>  | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越国際交流協会に本事業を委託して、引き続き日本語支援が必要な児童生徒に対して支援を行う。しかしながら、今後、需要が増え協会の支援者(指導者)の数が不足する可能性があるため、事業について見直しを図っていく必要がある。H31年度小学校に入学する外国籍の児童だけで8人いる(学校で日本語支援が必要であるかどうかは現時点では未定)</li> </ul> |             |                 |
|                 | <p>(13) 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進)</p> <p>市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを発行し、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通じて、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がひびくすくすなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。</p> | 学校教育課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会と連携し、児童・生徒が地域の「ひとものごと」を通して豊かな人間性を育む教育活動推進の働きかけ</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全幼小中学校73校園がコミュニティスクールになっている。10月10日に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、三和区合同運営協議会の発表ののち、それぞれの取組について情報交換を行った。</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会と連携し、児童・生徒が地域の「ひとものごと」を通して豊かな人間性を育む教育活動推進の働きかけを行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全幼小中学校73校園がコミュニティスクールになっている。9月7日に学校運営協議会代表者懇談会を開催した。校区の小中学校と地域との連携に係る実践発表、文部科学省初等中等教育局 参事官補佐による講演の後、地域の自主的な活動を盛んにしていくためにはどうすればよいかについて情報交換を行った。</li> </ul>                                       | A  | 継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が導入されてから、7年が経過したことから、コミュニティスクールは各学校・地域で確実に定着が図られている。今後一層地域の自主的な取組が充実するよう、研修等を実施する。</li> </ul>   |             |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け   |  | 担当課         | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|---|--|-------------|---|---|----|---|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策  |  |             | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |  |             |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| 実施施策  |  |             |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| 第4節 社会福祉の充実   |  |             |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| 全ての子どもが分け隔てられることなく、生まれながらにして持っている権利を享受し、その尊厳を保ちながら成長することができるように、よりよい環境づくりの推進や支援体制の整備を行います。具体的には、経済的な事情により教育の機会に格差が生じることのないように、経済的な支援を行うほか、障害のある子どもに対してのきめ細かい指導や支援を行います。 |  |             |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| (1)子どもの発達支援   | 障害のある子どもや発達に不安がある就学前の子どもが保護者と共に通室し、より良い日常生活を送ることができるよう相談や療育を実施するほか、これらの子どもや保護者が不安を抱えこたないよう、切れ目のない支援を実施し、就学につなげていきます。また、保護者の疾病等、緊急の場合などに一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。 | こども発達支援センター | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 | (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。<br>(再)事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。 | A  | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)休日センター体験・見学会を開催<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 | (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施している。<br>休日にセンター体験・見学会を開催した。<br>(再)事故やけがの発生のない一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図っている。   | A  | 継続  | (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、必要な子どもへの療育等の支援の実施<br>(再)就学に向けた切れ目のない支援の実施<br>(再)保護者の疾病等の場合に一時保育による保護者負担の軽減 |                 |
| (2)児童扶養手当   | 母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。  | こども課        | ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。<br>・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行った。  | ・児童扶養手当の支給(児童扶養手当法の改正により、8月手当分より、全部支給となる所得制限限度額を引き上げる。)・家計管理と収入の安定を図るため、現在年3回の定期支払回数を平成31年11月分より奇数月毎に増やす。         | A  | ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。<br>・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行った。  | ・家計管理と収入の安定を図るため、現在年3回の定期支払回数を平成31年11月分より奇数月毎に増やす。(児童扶養手当法改正による)   | A  | 拡充  | ・児童扶養手当の支給  |                 |
| (3)子ども医療費助成   | 保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。   | こども課        | ・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対する医療費の助成   | ・市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。<br>・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行う。  | A  | ・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。<br>・平成30年9月から、小学校就学前児童に係る一部負担金を助成する。   | ・市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。<br>・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行う。<br>・平成30年9月から、小学校就学前児童に係る一部負担金を助成し、完全無料化する。対象者へ新受給者証を送付し、併せて広報紙、市ホームページで制度拡充の周知を行う。 | A  | 継続  | ・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。  |                 |
| (4)ひとり親家庭等医療費助成   | ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。   | こども課        | ・ひとり親家庭の親及び18歳に達した最初の3月31日までの児童に対する医療費の助成   | ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。<br>・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。                 | A  | ・ひとり親家庭の親及び18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。<br>・平成30年9月から、子ども医療費助成の拡充に伴い、小学校就学前児童に係る一部負担金を助成する。  | ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。<br>・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。  | A  | 継続  | ・ひとり親家庭の親及び18歳に達した最初の日、以後3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。  |                 |
| (5)私立幼稚園教育振興事業  | 公立・私立間の保護者負担の格差是正を図り、私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者への助成を行います。   | 教育総務課       | ・私立幼稚園へ保護者負担軽減のための経費の補助の実施  | ・当該保護者全員に必要な補助を行うため、幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者を把握した。  | A  | ・私立幼稚園へ保護者負担軽減のための経費の補助の実施<br>・平成30年4月から、年収360万円以上470万円未満世帯の第1子及び第2子の軽減を拡充  | ・当該保護者全員が負担軽減を受けられるよう、幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者を把握する。   | A  | 継続  | ・私立幼稚園へ保護者負担軽減のための経費の補助の実施  |                 |
| (6)就学支援委員会  | 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。   | 学校教育課       | ・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施  | ・幼児280人、児童生徒107人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。  | A  | ・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施  | ・幼児252人、児童生徒117人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した(H30年8月現在)。   | A  | 継続  | ・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施  |                 |
| (7)特別支援学級   | 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。   | 学校教育課       | ・障害の種別に応じた支援を行う学級を開設  | ・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設した。  | A  | ・障害の種別に応じた支援を行う学級を開設  | ・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、聴覚等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設した。  | A  | 継続  | ・障害の種別に応じた支援を行う学級を開設  |                 |
| (8)学習指導支援事業   | 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。                                       | 学校教育課       | ・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置  | ・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員80名と学校看護師1名を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員74名を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。                          | A  | ・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置  | ・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員80名と学校看護師1名を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員74名を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。   | A  | 継続  | ・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置  |                 |
| (9)奨学金貸付事業  | 経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。  | 学校教育課       | ・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施  | ・経済的に就学が困難な学生に対して、平成29年度は、新たに6人、全体では34人に貸付を行った。   | A  | ・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施  | ・経済的に就学が困難な学生に対して、新たに8人に貸付を行った。現在、貸付を受けている人は25人である(H30年8月末現在)。   | A  | 継続  | ・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施  |                 |
| (10)就学援助費補助事業   | 保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障するため、学校教育法第19条に定める援助を行います。  | 学校教育課       | ・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施   | ・学期ごとに制度案内を配布し、経済的に就学が困難な1,875人に援助を実施した。  | A  | ・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施   | ・学期ごとに制度案内を配布し、経済的に就学が困難な1,721人に援助を実施した(H30年8月末現在)。  | A  | 継続  | ・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施   |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

| 第4次人権総合計画での位置付け |   | 担当課      | 2017(H29)年度  |   |    | 2018(H30)年度  |  |    | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度     |
|-----------------|---|----------|--|---|----|--|--|----|-----|--|-----------------|
| 目的達成のための施策      |   |          | 事業計画   | 実施状況  | 評価 | 事業計画   | 実施状況   | 評価 |     |  | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)      |   |          |  |   |    |  |  |    |     |  |                 |
|                 | 実施施策  |          |  |   |    |  |  |    |     |  |                 |
|                 | (11)通学援助費<br>遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。  | 学校教育課    | ・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施  | ・遠距離通学費補助金の対象児童生徒1,663人に対し、通学定期券の交付及び通学費補助金の支給を行った。                               | A  | ・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施  | ・遠距離通学費補助金の対象児童生徒637人に対し、通学定期券の交付及び通学費補助金の支給を行った(H30年8月末現在)。   | A  | 継続  | ・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施  |                 |
|                 | (12)上越市自立支援協議会の運営<br>障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。   | 福祉課      | ・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討活動  | ・こども部会を開催し、障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討を実施した(障害児の放課後の過ごし方、福祉サービスの周知)。                   | A  | ・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討活動  | ・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討を実施した(障害児の放課後の過ごし方、福祉サービスの周知)。  | A  | 継続  | ・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討  |                 |
|                 | (13)障害児福祉手当<br>精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。  | 福祉課      | (再)障害児福祉手当支給   | (再)障害児福祉手当の支給(110人)   | A  | (再)障害児福祉手当の支給  | (再)障害児福祉手当の支給(106人)  | A  | 継続  | (再)障害児福祉手当の支給  |                 |
|                 | (14)特別児童扶養手当<br>精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。  | 福祉課      | (再)特別児童扶養手当支給  | (再)特別児童扶養手当の支給(355人)  | A  | (再)特別児童扶養手当の支給   | (再)特別児童扶養手当の支給(361人)   | A  | 継続  | (再)特別児童扶養手当の支給   |                 |
|                 | (15)通所交通費の助成<br>市外の施設等へ定期的に通所する障害のある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。   | 福祉課      | ・通所交通費助成   | ・通所交通費の助成(延べ人数1,215人)   | A  | ・通所交通費の助成  | 通所交通費の助成した。<br>(H30年度未見込み 延べ人数1,542人)  | A  | 継続  | ・通所交通費の助成  |                 |
|                 | (16)障害児日中一時支援事業<br>日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。   | 福祉課      | ・障害のある児童等への活動の場の提供   | ・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した(56人)。  | A  | ・障害のある児童等への活動の場の提供   | ・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した(39人)。   | A  | 継続  | ・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給   |                 |
|                 | (17)国際交流事業の推進<br>子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを開催します。   | 共生まちづくり課 | ・上越国際交流協会へ委託して小中学生異文化交流キャンプの実施   | ・上越国際交流協会に委託して、浦川原区月影の郷で1泊2日の小中学生異文化交流キャンプを実施した。<br>実施日:8月8日(火)～9日(水)<br>参加者数:38人 | A  | ・上越国際交流協会へ委託して小中学生異文化交流キャンプの実施   | ・上越国際交流協会に委託して、浦川原区月影の郷で1泊2日の小中学生異文化交流キャンプを実施した。<br>実施日:8月1日(水)～2日(木)<br>参加者数:40人                                  | A  | 継続  | ・小中学生異文化交流キャンプの実施  |                 |
|                 | (18)就学前教育における国際理解教育   |          |  |   |    |  |  |    |     |  |                 |
|                 | ア 保育・教育者の資質と指導力の向上<br>遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。  | 保育課      | (再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加   | (再)東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月17日)に参加した。   | A  | (再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加   | (再)東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。  | A  | 継続  | (再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加   |                 |
|                 |   | 学校教育課    | ・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ  | (再)人権擁護委員から職員、園児がそれぞれ研修を受けた。また、園長を講師に研修会を実施した。                                    | A  | ・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ  | ・校内研修で国際理解教育について取り上げみんなで援助の仕方や指示の定時の仕方についての研修を行った。<br>・東本町小学校が開催する人権教育・同和教育の研修会(11月15日)に参加した。                      | A  | 継続  | ・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ  |                 |
|                 | イ 保護者啓発の充実<br>外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。   | 保育課      | (再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施   | (再)保護者には事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の工夫等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。                    | A  | (再)園内での研修を実施し、外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践   | (再)保護者には事前に説明した上で、外国人の園児に対して、調理員の加配や職員の工夫等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。   | A  | 継続  | (再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施   |                 |
|                 |   | 学校教育課    | ・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ  | ・園の運営方針説明会の中で、園長が保護者に園の目指す人権教育に関わる講話を行った。   | A  | ・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ  | ・関係者で話し合いながら、その子にあった教育について共通理解を図った。また、保護者参観の行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話した。保護者同士の間でも理解が進み、保護者や園児に対し温かくかかわっている様子が見られた。 | A  | 継続  | ・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ  |                 |
|                 | (19)学校教育における国際理解教育  |          |  |   |    |  |  |    |     |  |                 |
|                 | ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実<br>外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。            | 学校教育課    | ・外国人市民の児童・生徒に対する支援の充実<br>・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成<br>(再)日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の周知と、講師派遣依頼先の上越国際交流協会との連携強化。 | (再)小学校12校、中学校6校から申請のあった児童生徒20名(小学生13名、中学生7名)に対して、講師を派遣し日本語学習支援を実施した。              | A  | ・外国人市民の児童・生徒に対する支援の充実<br>・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成<br>・日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の周知と、講師派遣依頼先の上越国際交流協会との連携強化。 | (再)小学校8校、中学校9校から申請のあった児童生徒18名(小学生8名、中学生10名)に対して、講師を派遣し日本語学習支援を実施した(H30年7月末)。                                       | A  | 継続  | ・外国人市民の児童・生徒に対する支援の充実<br>・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成<br>・日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の周知と、講師派遣依頼先の上越国際交流協会との連携強化。 |                 |
|                 | イ 国際化に対応した国際理解教育の推進<br>外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。<br>ウ 母語による教科支援<br>上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して母語による教科支援を行います。 |          |  | (再)ALTが授業や学校生活の中等で児童・生徒と積極的コミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な態度が高まっている。           |    |  | (再)外国語活動や外国語の授業の中で、教科書に設定されている題材等を活用しながら、国際理解教育を推進している。  |    |     |  |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課      | 2017(H29)年度   |   |    | 2018(H30)年度   |  |        | 方向性 | 方向性の理由   | 2019(H31)年度 |                 |
|---|---|----------|---|---|----|---|--|--------|-----|--|-------------|-----------------|
| 目的達成のための施策  |   |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価     |     |  | 方向性の理由      | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)  |   |          |   |   |    |   |  |        |     |  |             |                 |
| 実施施策  |   | 事業計画     |   | 実施状況  |    | 評価  |  | 方向性の理由 |     | 方向性を踏まえた事業計画(案)  |             |                 |
| 1 エイズ患者やH1V感染者に対する偏見や差別<br>エイズ患者、H1V感染者と家族のプライバシー保護及び日常生活の配慮に努め、エイズとその予防についての正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。                             |   |          |   |   |    |   |  |        |     |  |             |                 |
| -   | (1)啓発の推進<br>エイズ患者やH1V感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。   | 健康づくり推進課 | ・啓発の推進(市ホームページや広報上越での周知、リーフレットの配布など)                        | ・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越で周知した。   | A  | ・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越で周知              | ・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越で周知した。                                      | A      | 継続  | ・エイズについてのリーフレットを窓口配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越で周知                       |             |                 |
|   | (2)相談・救済体制の充実<br>エイズ患者やH1V感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等との連携により的確に対応します。   | 人権・同和对策室 | (再)リーフレットの配布  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。  | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)                 | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。                               | A      | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)     |             |                 |
|   | (3)学校教育における取組<br>性に関する指導において、エイズやH1Vについての正しい知識の習得と理解を得るように取り組むとともに、人権教育、同和教育の中で、エイズ患者やH1V感染者等に対する偏見・差別について、人権に配慮した指導の充実を図ります。 | 学校教育課    | ・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)等を活用した、各校における教職員研修への働きかけ  | ・人に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でエイズ患者やHIVについての理解を深めた。   | A  | ・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)等を活用した、各校における教職員研修への働きかけ      | ・人に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でエイズ患者やHIVについての理解を深めた。                            | A      | 継続  | ・「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)等を活用した、各校における教職員研修への働きかけ               |             |                 |
| 2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別<br>ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別意識の解消に向けて、ハンセン病についての正しい知識の普及と相談救済体制の充実を図ります。  |   |          |   |   |    |   |  |        |     |  |             |                 |
| -   | (1)啓発の推進<br>ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるため、市民の学習機会の提供と市ホームページで啓発に取り組みます。   | 人権・同和对策室 | (再)リーフレットの配布  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。<br>・新潟県人権・同和センターの研修に職員22人が参加し、理解を深めた。<br>・映画「あん」の上映(県主催、市共催)を1月20日に開催した(180人参加)。<br>・写真パネル展を開催した(1月13日～28日)。<br>・市ホームページで啓発を行った。 | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>・市ホームページでの啓発 | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。<br>・市ホームページで啓発を行った。           | A      | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)     |             |                 |
|   | (2)相談・救済体制の充実<br>ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、的確に対応します。   | 人権・同和对策室 | ・窓口で相談対応  | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。  | A  | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応                                      | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整備した。<br>・担当職員が県主催の研修(国立ハンセン病資料館及び国立療養所栗生楽泉園の視察)に参加して理解を深めた。 | A      | 継続  | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応   |             |                 |
|   | (3)学校教育における取組<br>ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を充実させます。  | 学校教育課    | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ | ・学習の充実を図るため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でハンセン病患者やハンセン病についての理解を深めた。   | A  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ     | ・学習の充実を図るため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でハンセン病患者やハンセン病についての理解を深めた。                            | A      | 継続  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ              |             |                 |
| 3 難病患者に対する偏見や差別<br>難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し救済体制を充実させるとともに、保健・福祉・医療機関等と連携し難病患者が安心して治療を受けられるように、難病についての正しい知識の普及を図ります。 |   |          |   |   |    |   |  |        |     |  |             |                 |
| -   | (1)啓発の推進<br>患者に対する偏見や差別意識を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページで啓発します。  | 健康づくり推進課 | ・難病についての情報を市ホームページで周知                                       | ・難病についてのリーフレットを窓口配置し、周知した。  | A  | ・難病について窓口でリーフレットの配置   | ・難病についてのリーフレットを窓口配置し、周知した。   | A      | 継続  | ・難病について窓口でリーフレットの配置  |             |                 |
|   | (2)相談・救済体制の充実<br>国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、難病患者の人権問題について適切な相談ができる体制を充実させます。  | 人権・同和对策室 | (再)リーフレットの配布  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。  | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)                 | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。                               | A      | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)     |             |                 |
| -   | (1)支援活動<br>専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。  | 市民安全課    | ・犯罪被害者への支援団体の紹介・周知  | ・にいがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行った。   | A  | ・犯罪被害者への支援団体の紹介・周知  | ・にいがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行った。                                    | A      | 継続  | ・にいがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行うについては、平成31年度継続実施予定。 |             |                 |
|   | (2)学校教育における取組<br>犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制を整備します。                         | 学校教育課    | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ | ・県教委発行の手引き等を活用しながら、犯罪被害者やその家族の人権についての理解を深めた。  | A  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ     | ・県教委発行の手引き等を活用しながら、犯罪被害者やその家族の人権についての理解を深めた。   | A      | 継続  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ              |             |                 |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

| 第4次人権総合計画での位置付け   |   | 担当課  | 2017(H29)年度  |   |  | 2018(H30)年度  |   |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度   |
|---|---|--|--|---|--|--|---|----|-----|---|---|
| 目的達成のための施策  |   |  | 事業計画   | 実施状況  | 評価   | 事業計画   | 実施状況  | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案)   |
| 具体的な施策(目的)  |   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
| 実施施策  |   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
| 5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別<br>刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、社会復帰するための支援や啓発活動を推進します。  |   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
| -   | (1)啓発の推進<br>刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するため、ホームページやチラシ配布により啓発します。 | 人権・同和対策室                                     | (再)リーフレットの配布   | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。  | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)  | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。  | A  | 継続  |   | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)  |
|   |   | 青少年健全育成センター                                  | ・上越市社会を明るくする運動推進委員会として、高田と直江津地区で街頭宣伝活動を実施                  | ・6月1日に上越市社会を明るくする運動推進委員会を開催し、7月2日と3日に市の日に合わせて、街頭宣伝活動を実施し、広報活動に努めた。<br>・7月16日に安塚区で上越市青少年健全育成研究会を開催した。114名の参加を得て、子どもたちの健全な育成のために果たす家庭や地域の役割について9班に分かれて研究協議した。 | A  | ・上越市社会を明るくする運動推進委員会として、高田地区(7/7)と直江津地区(7/8)で街頭宣伝活動を実施  | ・7月7日と8日に市の日に合わせて、市長・教育長が参加し街頭宣伝活動を実施し、広報活動に努めた。<br>・7月16日に高田区(城北中学校区)で上越市青少年健全育成研究会を開催した。中学生・保護者・地域住人・関係者91人が参加し、「ネット社会の歩き方」を課題に6班に分かれて研究協議を行った。   | A  | 継続  | ・上越市社会を明るくする運動推進委員会として、高田と直江津地区で街頭宣伝活動を実施<br>・上越市青少年健全育成研究会の実施<br>・新潟県社会を明るくする運動作文コンテストへの応募 |   |
|   | (2)相談・救済体制の充実<br>地域や関係機関と連携し、本人の更生意欲と併せて自立を援助するため、受刑したことへの差別や偏見について相談できるような相談体制の充実を図ります。              | 人権・同和対策室                                     | (再)窓口で相談対応   | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。  | A  | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応   | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。  | A  | 継続  |   | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応  |
|   | (3)学校教育における取組<br>刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。                               | 学校教育課  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用し、各校における教職員研修への働きかけ | (再)県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権についての理解を深めた。   | A  | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用し、各校における教職員研修への働きかけ   | ・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権についての理解を深める。   | A  | 継続  |   | (再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修への働きかけ   |
| 6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別<br>性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別意識の解消に向けて、正しい知識を普及するための啓発活動を推進します。                                  |   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
| -   | (1)教育・啓発の推進   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
|   | ア 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。   | 人権・同和対策室                                     | (再)職員研修の実施(人権課題研修会)<br>(再)リーフレットの配布                        | ・新採用職員研修の中で、LGBTに対する差別や偏見についても説明を行った。<br>・各課所属長や相談担当職員、希望する学校職員を対象にLGBTについて学ぶ人権課題研修会を開催した。<br>(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。  | A  | ・職員研修の実施(人権課題研修会)<br>(再)市民セミナー(仮題:性的少数者への偏見や差別意識の解消)の開催(1回)<br>(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度) | (再)新採用職員研修で、LGBTに対する差別や偏見についても説明した。<br>(再)各課所属長や相談担当職員を対象にLGBTについて学ぶ人権課題研修会を開催した(74人参加)。<br>(再)上越教育大学と連携し、市民を対象にLGBTについて理解を深めるためのセミナーを開催した。<br>(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,300部)。 | A  | 継続  |   | ・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明<br>・2018年度に使用した研修資料を職員用のパソコン掲示板に掲載し、意識を高めるよう依頼<br>・リーフレットを市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布<br>・HPや広報上越で市民啓発の実施 |
|   | イ 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を踏まえ、行政文書の不要な性別表記を削除します。  | 総務管理課  | ・申請書等の不要な性別表記の廃止   | ・適正な対応に努めている。   | A  | ・申請書等の不要な性別表記の廃止   | ・適正な対応に努めている。   | A  | 継続  |   | ・申請書等の不要な性別表記の廃止  |
|   | (2)相談・救済体制の充実<br>性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して相談対応します。                        | 人権・同和対策室                                     | (再)窓口で相談対応   | ・相談に適切に対応するため、心の問題や障害、女性相談など相談を担当する職員が職員研修に参加し、LGBTの皆さんに対する理解を深めた。  | A  | ・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携した相談対応   | ・LGBTに対する理解を深めて相談に適切に対応するため、心の問題、女性相談など相談を担当する職員が職員研修を受講した。   | A  | 継続  |   | ・国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携した相談対応  |
| (3)性同一性障害に係る児童・生徒への対応<br>「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。   | 学校教育課   | ・各種研修会、講演会への参加要請<br>・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進 | (再)市職員向けのLGBTの研修会に12名が参加した他、各種研修会に職員が参加し、理解を深めている。         | A   | ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進<br>(再)各種研修会、講演会への参加要請<br>(再)性的マイノリティについて学ぶ研修会を開催(各校1人参加、悉皆研修) | ・7月18日に性的マイノリティについて学ぶ啓発研修会(各校1名)を開催した。<br>・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。<br>・各種研修会、講演会への参加要請                    | A   | 継続 |     | (再)各種研修会、講演会への参加要請<br>(再)各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進  |   |
| 7 インターネットによる人権侵害<br>インターネットによる人権侵害について、提供者と利用者双方の人権の視点に立ったモラル向上のための啓発を進めるとともに、人権侵害についての相談・救済体制の充実、市が発信する情報の管理に取り組みます。 |   |  |  |   |  |  |   |    |     |   |   |
| -   | (1)啓発の推進<br>インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組みます。          | 人権・同和対策室                                     | (再)市ホームページで市民啓発<br>(再)リーフレットの配布                            | ・インターネット上の差別情報に対処するため、市ホームページで市民や職員に、人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼した。<br>(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。                     | A  | ・市ホームページ等で市民や職員に、人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供の周知<br>(再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)            | ・差別的なインターネット上の情報2件の削除を法務局に要請した。<br>(再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口へ配置したほか、企業研修や市民セミナー等で配布した(配布数:1,300部)。   | A  | 継続  |   | ・市ホームページ等で市民や職員に、人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供の周知<br>(再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)        |

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

| 第4次人権総合計画での位置付け  |  | 担当課      | 2017(H29)年度                                       |   |    | 2018(H30)年度   |  |    | 方向性 | 方向性の理由  | 2019(H31)年度     |
|--|--|----------|---|---|----|---|--|----|-----|---|-----------------|
| 目的達成のための施策   |  |          | 事業計画  | 実施状況  | 評価 | 事業計画  | 実施状況   | 評価 |     |   | 方向性を踏まえた事業計画(案) |
| 具体的な施策(目的)   |  |          |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| -  | (2)相談・救済体制の充実<br>インターネット上での差別事象について、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して監視及び情報収集に取り組みます。また、インターネット上の人権侵害についての相談窓口を周知します。人権侵害情報を確認した場合は、新潟法務局上越支局と連携を図りながら、相談や救済に向けた取組を行います。 | 人権・同和対策室 | (再)窓口で相談対応  | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。<br>・市民から寄せられたインターネット上の人権侵害情報について、新潟地方法務局に削除要請を行った。   | A  | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応<br>・人権侵害情報を確認した場合の法務局と連携した的確な対応                                  | ・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応できる体制を整えた。<br>・インターネット上の差別情報について、新潟地方法務局に削除を要請した。  | A  | 継続  | (再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応<br>・人権侵害情報を確認した場合の法務局と連携した的確な対応  |                 |
|  | (3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底<br>市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。       | 広報対話課    | ・市ホームページ及び市が活用するソーシャルメディアでの発信内容の管理徹底              | ・各課が作成した市ホームページの各ページを、広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載した。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検し、必要に応じて修正や削除を要請した。  | A  | ・市ホームページの掲載前の点検、SNSへの投稿内容の点検  | ・広報主任会議を開催し、管理の徹底を指導した。<br>・各課が作成した市ホームページの各ページを、広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載している。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検し、必要に応じて修正や削除を要請した。  | A  | 継続  | ・市ホームページの掲載前の点検、SNSへの投稿内容の点検  |                 |
|  | (4)学校教育における取組<br>パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。                                   | 学校教育課    | ・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施<br>・教職員を対象とした研修会の実施         | ・学校教育課指導主事や上越教育大学の教官などを講師に、各学校が児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を開催したほか、教職員も校内外の研修会に参加し、学びを深めた。  | A  | ・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施<br>・教職員を対象とした研修会の実施   | ・学校からの要請を受け、学校教育課指導主事や上越教育大学教官などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を実施した。<br>・教職員を対象に、市立教育センター主催の研修会や上越教育大学と連携した研修会を実施した。  | A  | 継続  | ・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施<br>・教職員を対象とした研修会の実施   |                 |
| 8 北朝鮮当局による拉致問題<br>拉致問題についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深める啓発活動を推進します。       |  |          |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| -  | (1)啓発の推進<br>県と連携し、啓発資料の配布や市ホームページで周知を行います。   | 人権・同和対策室 | (再)リーフレットの配布<br>(再)市ホームページで市民啓発                   | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1396部)<br>・市ホームページで啓発を行った<br>・拉致問題に対する市民の理解を深めるため、拉致パネル展を開催した(市、県共催)<br>高田公園オーブンプラザ(12月18日～12月27日)<br>名立コミュニティプラザ(12月28日～1月19日)<br>柿崎地区公民館(1月20日～2月13日) | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)<br>(再)市ホームページで市民啓発<br>・写真パネル展の開催(12月～1月頃、3地区) | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,300部)。<br>・市ホームページで啓発を行った。<br>・拉致問題に対する市民の理解を深めるため、拉致パネル展を開催した(市、県共催)。<br>高田まちかど交流館(12/17～1/6)<br>中郷コミュニティプラザ(1/8～1/20)<br>吉川コミュニティプラザ(1/22～2/1) | A  | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)<br>(再)市ホームページで市民啓発<br>・写真パネル展の開催 |                 |
|  | (2)学校教育における取組<br>児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。                                  | 学校教育課    | (再)児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施                           | ・新潟県の人権課題を学習する中で、拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用したりした。   | A  | (再)児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施。<br>・各種研修会への参加要請。   | (再)県の人権課題を学習する中で拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用したりする。<br>・各種研修会への参加を促した。  | A  | 継続  | (再)児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施。<br>(再)各種研修会への参加要請。   |                 |
| 9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別<br>新潟水俣病についての正しい知識の普及を図り、市民の関心を高める啓発や教育の取組を推進します。 |  |          |   |   |    |   |  |    |     |   |                 |
| -  | (1)啓発の推進<br>県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。  | 人権・同和対策室 | (再)リーフレットの配布<br>(再)市ホームページで市民啓発                   | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,400部)。  | A  | (再)リーフレットを、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(1,000部程度)   | (再)人権啓発用のリーフレットを市施設の窓口に配置したほか、企業研修や市民向け講座等で配布した(配布数:1,300部)。   | A  | 継続  | (再)リーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、新潟県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)                                  |                 |
|  | (2)学校教育における取組<br>県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。  | 学校教育課    | ・新潟水俣病問題に関する研修や授業の実施についての情報・資料を提供<br>・各種研修会への参加要請 | ・県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深める研修を進めた。また、越佐にげん学校や環境とにげんのふれあい館等が主催する研修会への参加を促した。  | A  | ・新潟水俣病問題に関する研修や授業の実施についての情報・資料を提供<br>・各種研修会への参加要請   | ・県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深める研修を進めた。また、越佐にげん学校や環境とにげんのふれあい館等が主催する研修会への参加を促した。   | A  | 継続  | (再)新潟水俣病問題に関する研修や授業の実施についての情報・資料を提供<br>(再)各種研修会への参加要請   |                 |